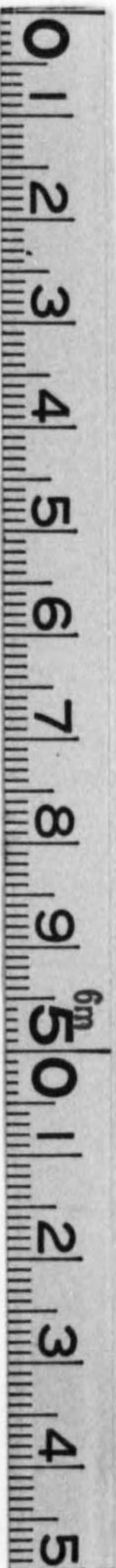


602.12-A87ウ



1200500747841

602.12
7



始



295

602.12
A87

東北産業經濟史

二松平定信
宮尊德篇



通身綺羅者
不是養蠶人

誰知盤中飧
迨皆辛苦

松平定信公書



松平定信公書

自序

東北振興事業は去る昭和十二年時の政府の振興對策樹立に依つて企てられた國策會社即ち東北興業東北振興電力兩株式會社の組織に依り爾來現地に於て之が事業の實行に着手せられて以來現在に於ては或程度の實行を見るに到り、又此の間支那事變及び大東亞戰の勃發に依つて其の實際上より將た又形式上より觀て一段落を告げたものと認めるのが適當と信するが、然らば今後東北及び東北人には何等の問題の存するものなきやと考察するに之れ又私は然らずと信するものである。

抑も私が多年主張する所の東北振興問題なるものは單なる地方問題ではなく國家百年の利益を眼目としての振興事業である事は既に大正四年其の組織の頭初に於て之を宣言中に明記して置いた所である。故に此の見地よりする東北振興問題は更に一層強大に主張して之を實行に移すべきであると考えらるものであるが、而して之を實行に移すに當り、人により其の實行に就て之を具體的に明確にする場合、如何なる内容にして果して何物を指し得るやとの疑問を生ずるであらう。我國今日の情勢に於て此の觀方は一應正當の觀察であると思ふが私は此問題に所して東北及び東北人位問題の尖端を擔當し得る適當なるものはないであらう。今日に於ては東北振興事業は放置して置いても時局の餘澤で獨りで自然的解決即ち豫期以上の振興發展を遂げるであらうと確信するが、其處で東北振興の精神と經驗



松平定信公書

自序

東北振興事業は去る昭和十二年時の政府の振興策樹立に依つて企てられた國策會社即ち東北興業東北振興電力兩株式會社の組織に依り爾來現地に於て之が事業の實行に着手せられて以來現在に於ては或程度の實行を見るに到り、又此の間支那事變及び大東亞戰の勃發に依つて其の實際上より將た又形式上より觀て一段落を告げたものと認めるのが適當と信するが、然らば今後東北及び東北人には何等の問題の存するものなきやと考察するに之れ又私は然らずと信するものである。

抑も私が多年主張する所の東北振興問題なるものは單なる地方問題ではなく國家百年の利益を眼目としての振興事業である事は既に大正四年其の組織の頭初に於て之を宣言中に明記して置いた所である。故に此の見地よりする東北振興問題は更に一層強大に主張して之を實行に移すべきであると思ふるものであるが、而して之を實行に移すに當り、人により其の實行に就て之を具體的に明確にする場合、如何なる内容にして果して何物を指し得るやとの疑問を生ずるであらう。我國今日の情勢に於て此の觀方は一應正當の觀察であると思ふが私は此問題に所して東北及び東北人位問題の尖端を擔當し得る適當なるものはないであらう。今日に於ては東北振興事業は放置して置いても時局の餘澤で獨りで自然的解決即ち豫期以上の振興發展を遂げるであらうと確信するが、其處で東北振興の精神と經驗

とを現時の我國の情勢に相鑑みて之を他に移して適當に實踐するならば實に東北振興問題は強大深淵なる意義を遠き將來に胎し得るものである。

茲に少しく東北振興の精神と實行力とを他に移して適當なる實踐を爲すべしと云ふ事柄を説明するならば、即ち左記の二項に依つて盡されるであらう。

國土開發に依る産業の振興を主眼とした東北振興事業の如き事業の精神は滿洲、支那大陸將た南方東亞共榮圏内の地域に其の趣旨を施行して最も新しく又必要適切なるものであらう。

更に之れを人的資源の方面より觀察するときは、現在の吾が時局下に於て事業的に東北人程新しく即時其の役に立ち得るのは他にないであらうと信ずる。夫れは滿洲に於ても、支那に於ても、將た南方共榮圏内に於ても、東北人の如き農本主義精神と、之が事業的經驗とを有する人々でなければ手つ取り早く其の役には立ち得るものではないであらうと云ふを憚らない。此意味に於て東北振興事業は人と事業の經驗とを以てするときは國家的に強大に應用し得る絶大の意義を有するものであらう。舊時はいざ知らず、現下の我國に於て、東北振興事業も、舊來の如く東北六縣に跼蹐した事業趣旨では意味を爲さないものである。其處で將來後れ勝と認められた全體主義的な東北地方の事業の情勢は、一舉にして前進したるが如く精神的に、形式的に我國策に合致した最尖端を行き得る丈けの資格ある統制態勢の最新の事業思想と云ひ得るものである。茲に於て私は今日の時代に、敢て舊時に於ける東

北地方の産業經濟の事業の歴史と、其の培養された精神とを調査し舊記録を編纂して之を廣く大方の人々に提供するのは、現下我國に於ける國策遂行上の最新指導方法であると信ずるが爲に東北産業經濟史の追加として、更に茲に松平定信公、二宮尊徳翁篇を編作した主たる理由である。

定信公と云ふ人はどの點から見ても、極めて缺點の少ない偉いと云ふよりは寧ろ吾人の所謂理想的の人格者であると信ずる。従つて其の行ふ所の諸事業は穩健且つ明朗で、而かも其の範圍も頗る廣汎である。政治經濟は素より武藝、文學、美術、工藝、其他個人的趣味に基く日常生活様式の事などに至るまで、其の凡ゆることは學問と修養とに依つて鍊ひ抜かれた善良純眞にして熾烈な信念的感情を基調とする性質より湧き出づる崇高な性格である。此の點から定信公を觀察し其の偉大さを定むるに當り唯だ單に政治とか、經濟とか限られた特殊な事業的立場からのみする事は如何にも適當でないであらう。今日に於て定信と云ふ偉大なる人物を觀るには既に遺された凡ゆる事蹟を通じて検討すべきは勿論であるが、定信公には凡てのことに共通的特異性がある。即ち夫れは純眞な感情の働きの熾烈であることが窺はれる。而して定信公から吾人の學ぶべき事の多い丈け興味津々たるを覺ゆるのも此の點にある。依つて茲には定信公の遺した事蹟を有りの儘傳へて各人に其の學ぶべき資料を提供する次第である。隨つて傳へる事柄が却々多いが出来得る限り其の事項を取捨して之が閱讀に便する先づ第一定信公の育成時代より政治、經濟、産業を初めとし武藝、文學、美術、工藝、社會事業或は

個人的生活趣味等に至るまで詮さくし、此の間個人の性格より進り出づる、其の崇高な品格を現はすことに努め、故に此の書は觀る人に依り政治、經濟、産業に關する指導書となり、又社會改善事業の參考書ともなり、或は子弟の教養書ともなる。又近世舊時代の世相の研究風教矯正の資料ともなるものと信ずる。

昭和十七年五月

編纂者 淺野源吾 識

緒言

定信公の有する政治的、經濟的識見、其の蘊蓄せる學識或は大成されたる高邁なる性格等に就いては主として松平子爵家所藏の貴重書并に各方面諸家の所有する資料に依りて調査した所を可成簡明に且つ正確に傳述した。

定信公が老中になると有力な補佐役を必要とすることは無論である。大政執行上老中に人材を登用したが其の内の一人に三洲吉田の城主松平伊豆守が居る。外に松平和泉守、戸田采女正氏教、本多彈正少弼忠籌等である。定信公は寛政政治の改革斷行に當つて相當有力なる反對者の現はれる事を豫期し之が所信の斷行には充分覺悟してゐた。將軍が若年であるから寧ろ場合に依つては執政し難い點もあつた。其やり難くい強敵は千代田城の大奥であつたが、之とても殆んど抑付け定信公は斯くして其準備が成ると施政の根本として修身齊家治國平天下といふ事を身を以て範を示す、衆の模範となる行動を執られ、衰運に傾ひた政治、頹廢した綱紀を振肅し、紊亂した財政の樹直しには質素儉約を令し、文武を獎勵して人心を新たにし、頹廢した風俗を矯正する方法を講ずるなど田沼意次の失政の後片付をした徳川幕府末葉に於ける財政を中心として改革した劃期的政治家である。而し田沼の失政がどれ程であつたか夫れを知らなければ定信公のした政治的事業の難易が解り難くいと思ふ。依つて田沼失

政の一端として觀察する事の出来る當時市井の落首を參考にするならば、田沼のやる政治には殆んど手の付けやうのない事を、又幕府の權威を認めない振舞を證明してゐる。即ち田沼の邸宅は芝の山城町にあつた。或る夜中に誰れか時世を慷慨する者があつて、田沼邸宅の門の大扉の表面に、丸い大きな紙を膏藥に仕立て貼付け、其の上に落首を書いてあつた。

其の文句は上句は、『上の懐みか下の惱みか』とし、下句に、『上にあらず下にあらず近來の大できもの』と書かれてあつた。此の諷刺に見ても人心の廢れて居るのが略ぼ察する事が出来やう。要するに定信公は此の容易ならざる社會事情を廓清しやうとするのであるから定信公の覺悟も相當堅固であつたであらう事は察するに難くない。而して定信公は政治を執る大方針を何に置いてゐたかと云ふと徳川累代の執つて來た武治に文治を加味して文武折衷を以て其の基礎大本とし、其他は從來徳川幕府の執り來りたる教導、戒懲、慈愛と云ふやうな不文律を以て直接民衆に當つたのである。之れは定信公の執られた政治の成績に依つて見ても、其然る所以を知ることが出来る。

政治は唯に武治と云へ文治と云ふた處で、又は教導、戒懲、慈愛と云ふた處で、其局に當る人の思想なり性格なり學問なりに依つて行き方や、現はれ方が同じでないことは無論である。同一方針の下にあつても定信公の如き總て理想的に鍊り上げられた、性格者の執る處の政治は其實質に於て何んとも云ひ難い優秀な効果を後世に齎す國家民人を益導することが多大である。公の性格は之を通觀するに

努力、親愛、儉約の三點に要約することが出来やう。公の努力は、儉約は、親愛は、執政當面の責任者としては徳川の存續を希ひ、又日本國家の政治家としては、帝國の國威發揚に就いての將來を惟ひたるが爲に其執政に當つて種々人知れず苦心された點のあることが克く窺知出来る。即ち社會より公が執政中の難問題として取扱はれた異學の禁令、外交問題(露西亞、英國の外交關)係尊號問題乃至は寛政の改革等の諸問題を慎重に考へて見るときは徳川の爲と、國家將來の爲との兩方面に係つてゐることが略ぼ窺はれる。自己一つ一つの生活に至る迄も社會民人を善導することを根として營まれ、又少事のやうに見えるが、子弟の善良な育成に力を入れてゐる處は、國家將來の人材を顧念してゐたからであることは明かである。定信公のやうな行き方は政治、産業、經濟にしても將た個人的生活にしても現今の社會即ち時局下に處して適切な方針とすることが出来る。

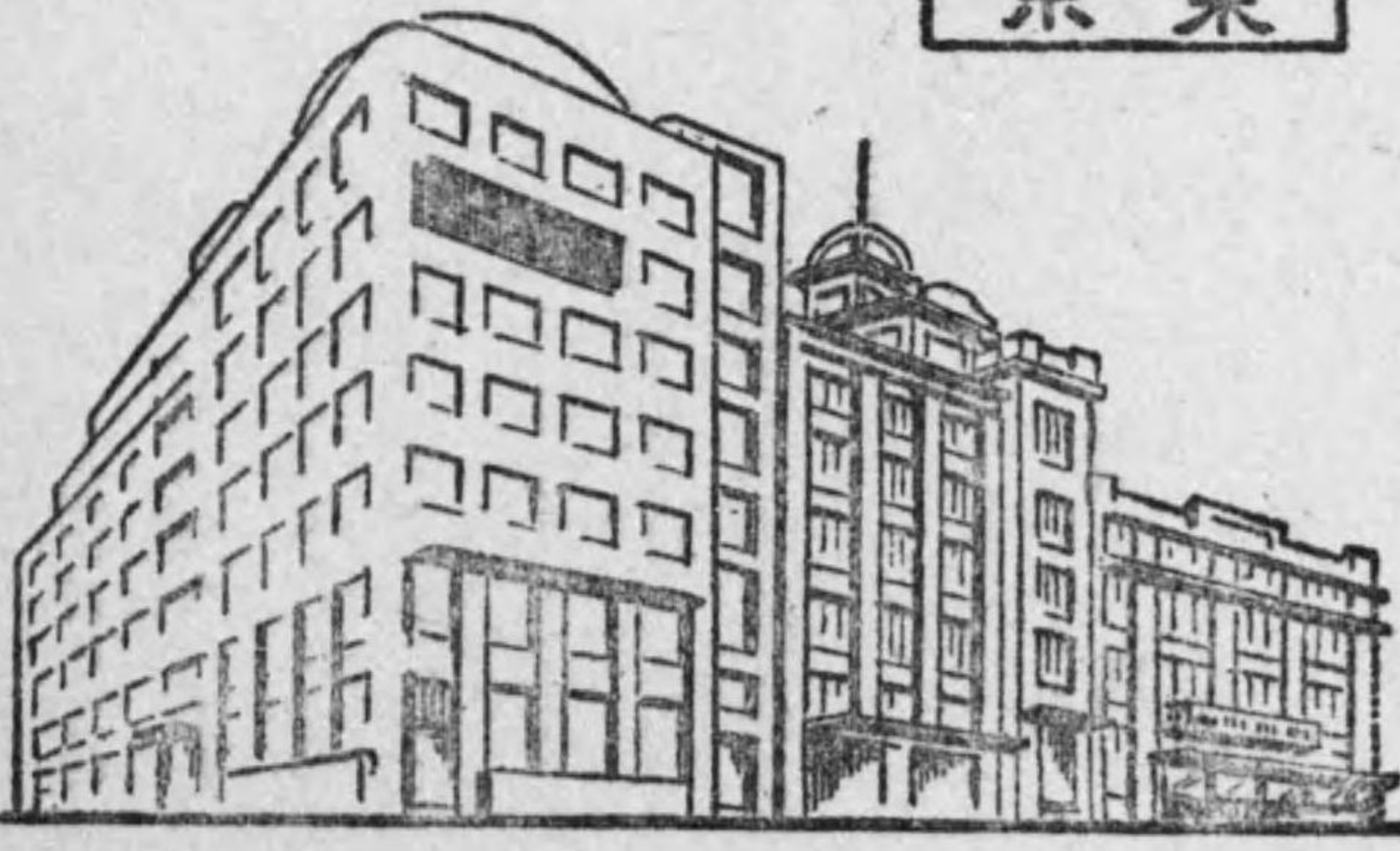
昭和十七年五月日

編者識

東京日日新聞 改題

東京日日新聞

本社では従来「東京日日」「大阪毎日」の二紙を發行してをりましたが、帝國が世紀的飛躍を遂げた今日、時代の要請に適應すべく地域的な歴史と傳統の舊名をかなぐり捨て、昭和十八年一月一日を期して「毎日新聞」の單一題名に統一し、舉社一致、新聞報國に邁進いたすことになりました。



東北産業經濟史 松平定信 二宮尊徳 篇 目次

白河藩と松平定信公

第一章 藩の財政及經濟 一

一 定信公白河藩を繼ぐ 一

二 質素儉約 四

三 天明の凶饑と其救恤 二

四 水火の罹災者に對する救助 二七

五 貧民救濟 三一

六 産兒の保護奨勵 三三

七 藩財政の確立 四四

第二章 農業 四九

一 民本思想 四九

目次 九

二 農 政	六三
三 開 墾	八八
四 蠶 業	九二
五 産 馬	九六
六 仁政と農民	一〇〇
第三章 林 業		
一 林 政	一〇五
二 諸木の植栽	一〇七
三 漆樹の栽培	一一〇
第四章 商 工 業		
一 織 物	一一三
二 染 物	一一五
三 塗 物	一二六
四 陶 器	一二七

五 鑄 物	一二八
六 製 紙	一三〇
七 煙 草	一三一
八 藥 園	一三三
九 朝鮮人蔘	一三五
十 青 物	一三六
十一 養 魚	一三七
十二 酒 造	一三八
十三 鑛 山	一四〇
第五章 松平定信公		
一 白石侯となるまで	一四一
二 藩政の釐革	一五一
三 幕府の執政	一六〇
第六章 松平定信公の一生		
	一七一

一 定信公の政治經濟……………一七一

二 定信公の育成時代……………一七九
宇下人言卷首の一節、自教鑑、座右の銘、軍の道、ある山里、兩頭の蛇

三 定信公の青年時代……………一九二

四 定信公の編纂事業……………一九四

五 定信公の晩年……………一九六

定信篇目次終

相馬藩と二宮尊徳

第一章 財政及經濟……………一〇一

一 忠胤と藩政……………一〇一

二 益胤時代の財政難……………一〇六

三 改革政治と藩費節約の斷行……………一一六

四 社會制度と救荒……………一二〇

五 充胤の財政救濟……………一二四

第二章 中村藩と二宮尊徳……………一二六

一 富田高慶と二宮……………一二六

二 二宮仕法採決の障礙……………一二八

三 領内仕法の實施……………一三七

四 興國安民法……………二九八

第三章 藩と民政……………三二一

一 忠胤と仁政……………三二一

二 益胤の民政……………三二四

三 充胤の民政……………三三九

第四章 産業……………三四九

一 農業……………三四九

二 林業……………三五五

三 蠶業	三六三
四 織物	三六五
五 陶器	三六六
六 水産業其他	三六八

第五章 民政に貢献せる人物

一 相馬忠胤	三七一
二 相馬益胤	三八三
三 相馬充胤	三九四
四 池田胤直	四〇八
五 熊川胤隆	四二二
六 富田高慶	四二四
七 二宮尊徳	四五二

進報徳記報徳論表

尊徳篇目次終

白河藩と松平定信公

第一章 藩の財政及經濟

一 定信公白河藩を繼ぐ

定信は徳川宗武の第三子として寶曆八年江戸田安邸に生れ、安永三年白河藩主松平定邦の養子となり、天明三年封を襲いで越中守となつた。時に年二十六である。當時の白河の國情を窺ふに、慶長三年上杉氏此地を領して以來、蒲生氏、丹羽氏、松平氏、本多氏等度々領主の交替變遷が行はれてゐるので、初代定賢（其先は隱岐守定勝で、彼に二子あり、定行は松山に封じて本宗とし、定綱を桑名に封じて別支とした。本は久松氏で、後に松平氏を賜はる）の此地に就封したのは、寛保元年十一月である。明和七年七月彼の卒去するに及び、二代定邦其後を襲ふたのであるが、天明三年十月致仕し、之が後を繼いだのは、實に定信公である。

白河藩は斯く領主の改變動搖が頻發してゐたので、國家百年の長計といふやうな産業上に格別見るべき施設が現はれてゐなかつた。當時松平家は白河拾壹萬石の地を領してゐたが、國産としては單に

米穀のみで、之も糶糶するに運輸の便頗る不自由の爲め思はしき發展を見なかつた。従つて經濟的に惠まれてゐなかつたことは、御領分は被仰條書付(寛政元年寫)にも「申聞候事別義ニ而無之、當家累代不如意ニ而云々」とあつて、兎角藩經濟意の如くなつてゐなかつたことが惟量されるので、殊に定邦の頃には其晩年は天明の大凶作となつてゐたから、茲に二重の脅威となり、其困窮状態も一層深刻なものがあつたこと疑ふべくもない。

白河藩の斯かる境遇は、藩政の一大刷新を要してゐたので、眞に此非常時を背負つて立つ處の手腕力量を有する人物の出現を切望する、大早に雲霓を望むが如きものがあつた。それに藩主定邦は老齡なるに加へ、病魔に犯されてゐたので、身を國政より引退せんとするの意志を有してゐた。けれども今日斯かる重大時機に於て國を譲るといふことは、費用の點なども考慮し、心中密に穩かならざるものがあつた。定邦一日老臣吉村宣年を召して、意見を諮つたのである。そこで宣年は江戸に上つて定信公に謁し、公の意中——大殿疾よからず、神氣痛く衰へ、親しく政治を聽き給ふこと難く、加之のみならず、此凶年とて人心恟々たるものあれば、國を殿に譲つて士民の心を安んぜしめ、且つは心靜かに病を養ひ給はんとの御望みなり、讓國の儀多少の經費を要するとは雖ど、之を如何とすべしにあらず——を傳へたのであつた。

然るに定信公は此凶年に封を襲ぐを以て何等危懼の念を抱かず、公は却つて此凶變に際し、自己の

力量を試練すべき絶好の機と爲し、國家民人を其危難より救濟せんとするの一大決意をしたのであつた。或人公に向ひ、「殿は不運の時に家を繼ぎ給ふものかな」と語つたのであつたが、公は自若として之に對し「否らず、斯かる非常の時にこそ人の心も自ら一新するなれ、予の志すところを行ふには、此凶年こそ却つて便宜からん、是れ不幸中の幸なり」と應へたといふのである。家名を襲いだ其日直ちに老臣共を招き寄せて「年に豊凶あるは、猶天に陰晴あるが如く、驚くべきことにあらず。今まで數年打續きて豊稔なりしこそ幸といふべけれ。たゞ豊年には即ち豊年の處置あり、凶年には凶年の準備をなすべきのみ。予はこの凶年を機として質素儉約のみを教へ、以て國家盤石の固めとなさんとおもふ。郷等よろしく予が意を得て力を協せらるべし」と告げたのである。

其翌日は遍く邸中の者を召し、誠めて曰く「質素儉約は近くは目下の救荒のため遠くは國家萬歲のための基礎なり。汝等皆予が身を以て模範とすべし。若し予にして言を食まば、遠慮なく直言せらるべし。衣食足りて禮節を知る。斯くする時は、廉耻を重んずるの風も自から進むべく、武士道も奮ひ興るべし」と、是等凶變に對し、何等狼狽危懼する處なく、却つて新希望の下に樂觀的態度に出てゐる所以は、素より公の不世出の天稟の致す處にも因るならんが、平時人君としての修養を怠らず、此非常時に際し、胸中牢固たる決意があつたからである。是より公は儉約の勵行と産業の扶植を行ひ、白河藩をして其危機より救濟することを得たのである。

二 質素儉約

定信公の質素儉約は一生を通じて見られるむしろ公の主義信條とも云ふべきもので、田安邸に於て成長する頃より晩年身を閑老より退いて樂翁と號し、風流三昧の悠々自適生活をしてゐた際に於ても、決して質實剛健の風を失はなかつた。此家訓は永久子孫に傳はるべき底のものであつた。公が未だ田安邸に在つた頃は、同家に於て萬事節約を嚴守してゐた折柄とて、其子女に至る迄衣食を始め凡て質素に爲し、鑽細な事に對しても意の儘に放任することがなかつたと云ふ。之が後ち公が白河藩主となつて、國內に節約令を施行するに當り、自身綿服を着し、一汁一菜と云ふ粗食に甘んじてゐたので、側近の老臣等痛く恐縮し、如何ばかり不自由を忍ばせ給ふらんと、其勤勉の程を言上したのに對し、予往年田安邸に居つて、何事も不自由に生活せるを以て、斯かる事は少しも難澁とは思はず、幼時の習慣教育は大切なもの也と應へたと云ふことである。

非常時の儉約として公自ら率先して士民に其範を示し、衣服の類は凡て木綿を用ひ、膳部は朝夕一汁一菜、晝は一汁二菜と云ふ粗畧を勵行した。駕籠の褥をも紬に改め造るやうにと命じたのであつた。掛役人「今の天鷲絨のもの尙未だ新しう候。たとひ紬にもせよ、改め造らんは却つて費えにこそあり候はめ」と申上げた。公更に「否とよ、事物の改むべき時は英斷を以て改む可し。褥の尙ほ新しきを

捨て、改め造らんは、費えに似たれども、僅かに一つの褥を惜みては宿弊を革めんこと難かるべし。物の羈絆はかゝることより起るものなり」と諭したので、役人恐縮して、自己の淺薄を慚ぢ、其言に服したと言ふ。そして公は親しく新令を書いて老臣に與へ、白河の士民に之を勵行せしむるやうと命じたのであつた。

「白川惠民錄」御領分え被仰出候書付の寫

今度嚴敷御儉約を被仰出何と御ケ條も無之候得共、萬の事に昔の通銘々分限に應じ奢ケ間敷事無之、常々酒を喫、勝負賭事を好み不相應の着類脇指等の物好堅くいたす間敷候。百姓の事は農業を精出し荒たる地をも少したりとも開發候か天道えの働き佛神の助も自在候事ニ候。大守様常ニ木綿の御召物ニ而朝夕の御膳等一汁二三菜ニ而被召上候。其外御庶事御振廻等の義も決而不被遊候。御身をつめさせられ候て萬事御守り強く御家中えの思召を御直ニ被仰度、御儉約之義ニ限らず御身ノ上を手本いたし相守り候様に被仰付御意の當年の様成凶作天災も有ましき事ニも無之、左様成年柄ニも御家中并御在中の諸民生命の保へき御手當被成置、國家長久に安堵致し、上下樂を同じく被遊度思召によつて御身をもくるしめられ候。斯のこときの思召を末々の者まで得與申聞、農業は勿論萬端の相愼可ニ相勵候。右之通難有事此上なき思召を常々の様ニ相心得候て、天の御咎を受身を亡し候事目前にして速なり、されは某とのへ郡中取計方厚恩の御意を蒙り候内御慈悲難有事を爲

申聞候。心得違のもの於有之ハ不得止事御吟味の上如何様の御改事も可被仰付候。左候へハ某共におゐて如何程か歎しく存候。申聞置候村々におゐて老若男女の差別なく委合點の來候様に能々可爲申聞候。今度計申聞せ候而ハ近々成長のものも不承候。忘れか知成もの可有之候。日待神事等にて打寄候節幾度も申聞候様可被致候。本庄屋役人ニかざらす事を辨へ候ものへ申含置、寄々可被申聞候。

天明三卯年十一月

天明四年六月十八日襲封後初めて歸城の暇を賜ひ、白河へ入部せられたのである。諸侯の初入部の時は、門閥家格によつて相違があるが、其行列にあらゆる盛裝華麗を盡すを例としてゐた。けれども公は節約を領民に示すは此處よりと、奢侈の風を嚴に停止し、駕籠脇を始め歩行の従者は悉く股引半纏を用ふべしと命じ、先例の伊達道具即ち臺笠、堅傘等の如きものは、之を省き、鞍覆は普通虎豹の皮などを用ひてゐたのが、此時唯だの韋革を使用すると云ふ状態、具足櫃は駕前に一荷持たせらるゝを例としたが、之は禦侮第一の要具なればとて、別に副櫃を擔はしめたと云ふ。是等供奉の人員より華美に溢るものは悉く省畧し、歸城後此精神を以て士民に向ひ、嚴重な節約を行つてゐたので、在國僅か一年餘にして大に藩政改まる處あつた。

平時に於ても質素節約は善政の一として、世々の明君賢臣の確守する處となつてゐたが、當時凶作

とか藩の財政著しく困難を來たした場合、其救濟方法として、或期間を定め、非常令を發し、士民に節約を勵行せしめてゐた。是れ單に白河藩に限るものでなく、何づれの藩に於ても之が見られたのである。そして此間は衣食住の節約は勿論のこと儀式行事贈答の禮に至るまで悉く省略又は廢止が行はれてゐた。是等長期に渡る不自由を忍ばねばならぬと云ふ、容易ならぬ忍耐と努力を要する譯であるが、此節約は上下一體となつて行つてゐた時に善政ともなり、其効果が現はれてゐる。此間藩政の士民に聚斂となつて誅求が行はれてゐた時に、國家の安泰が到底期せられない。けれども定信公の場合には、自ら身を屈して節約を行ひ、臣に令して斂を戒め、只管民と共に其苦を共にしたのであるから、茲に協力一致の美舉が現はれ、非常時を無事に通過することを得たのである。

「白河侯戒諭」

我等朝夕給物、是ハ膳番之者よく吞込可居在候。此儀ハ先達而も内々申出したる事ニ候。年始、八朔、五節句、都て祝儀之膳部御先代之例を以て調進致す事と相見へ候。年始高盛すへて三方ニなすべく候。格之事ハ御先代ニ可隨候。給料之膳部ニ至てハ差略すへきニ候。年始三汁十一菜。五節句ハ二汁七菜、式日ハ二汁五菜との定、奢麗ニて候間、年始二汁七菜、五節句二汁五菜、式日ハ一汁五菜と以來可相定、此上にもへらし度候得共、祝ひの膳部ハ側向之もの、順番ニ頂戴致すとやら例に成り居よし承り候得は、爰ニ於て省畧も不相成候。不斷朝ハ汁と香の物計、夕膳ニは煮物ニて

も平皿坪廻の物ニても一ツ鱈無ても、何ニても一ツ可差出候。夜食ハ汁ニても煮物ニてもひたし物、あへものニても一ツにて能候。祝儀の時ハ吸物ハいつも蛤、酒の肴ハうち蛇鯉節にて濟し候。物又着類の事ハ納戸役の者能心得可申候。是も先達而申聞置候得共、多くハ御先格ニ可任旨申度是迄夫なニ致置候得共、以來ハ在所ハ綿服勿論江戸にてハ登城之時計羽二重を用ひ、不斷着ハ袖を用ひ可申候。上下御先代ハりうもんと申物にて出来たるよし、やはり麻の能候。かくの通申せハ等吳服所ハ省略を致申付候品數をへらし候様ニ候へとも、左様にてハ全く無之候。申所ハ是迄之通我着申所計、儉約を用事にて、納戸相差出し候品、例褒として遣候も、所の品をへらし候筋にてハ無之候。我等不斷取かへ引かへ着よこしたより候、よき物を遣し候へハ、もらひたるものゝ爲ニ候へハニて候。着物等ニ至るまで費をはふき節儉を專に候時ハ、一家中在方町方ニてもおのづから奢麗なる事相止、質素ニかへ可申哉被存候。

次に白河侯家訓中の一節に、

家中の士、常々寄合その料理、内々定め置き候通り一汁一菜、それも成るほど蠶末に越したる儀はこれ無く候。鹽梅取合せの好意はさのみ挨拶にも及ぶまじ、士の寄合遊びは互ひに親を求め、おもわくを述べ、異見をも聞きて、語り慰むばかりにて候。馳走と申すは、亭主の禮儀調ひ、懇ろに饗應するをこそ申すべけれ。當時は馳走とて料理に念を入れ座上の物好きなどに心を盡し隙を費し候

ハ何の爲めに候や、心得がたくこそ。昔北條時頼ある夜一族の宣時を呼ばるゝことあり、夜更けになりしに不斷の儘にて參られしに銚子盃取りそへて、自から持ち出で「此酒を獨り飲むもそらくしければ、申し懸けぬるなり。肴は何もなし。人静まりなん。さりながら何ぞ無さか」と紙燭してあたりを尋ぬるに、臺所の棚に味噌の少々残りたる皿を見出だして「是を肴にて事足りなん」と、數献におよび、興に入りてかへられしと、吉田兼好が徒然草に見えたり。執權職にても、かやうに物に奢らず無造作なり。これを類ひなき殊勝に覺え候。土器についたる味噌をなめて酒を飲むなど今どきは下蕨もせぬことなり。これを以て今の後世に較べなば、世俗にいふ枚子定規と、笑ふ人もあらん、されど我等好む處なり。

とあつて、儉約が著しく強調されてゐる。先祖以來の冠婚喪祭等に至るまで吟味考慮を爲し、家臣の乗物などに對しても「御先代ハ近所合壁といへども百石以上の士は乗物に乗遣候よし、餘り大そふなる事に候。乗物にて遣候事は三百石以上、其以下は歩行にてかつきを着候て可參候。夫も屋敷遠方に而候へハ、格別の事に候。江戸住居の者は是迄の通乗物にて遣候事門前と申、他屋敷との取遣に候得は、随分是等の趣の勘辨組下の者へ申聞可置候」と令し、其他酒宴、賭博等を嚴重に禁じてゐるのである。

百姓に對しては五人組掟を以て諸事規定をしてゐるが、庄屋始め小百姓に至るまで絹布の類は其着

用を禁じ、木綿のみを用ひべきことを以てし、雨具の如きも、蛇の目とか日傘は其使用相成らず、皮緒塗下駄、雪駄は無用、木綿合羽着用のこと、是等古き物にても堅く其使用を禁じてゐた。又商人の羅紗天鵞絨装束の合羽着用相成らず、傘履物等も大體百姓に準すべきものであるが、雪駄は市町の者のみに許されてゐた。其外銀の簪、銀の煙管等を禁じてゐるのである。次に飯食に就いては、凶事の節には酒は禁止、吉凶共給物膳部は生活相應の者と雖も一汁二菜に限ること、以下難澁の者は右よりも可成手輕にすべき事等規定してゐるのである。

三 天明の凶饑と其救濟恤

天明三年は初春に於て雨稀であつたが、四月頃から霖雨降り續き、八九月頃に至るまで歇むことなく、暑中袷又は綿入を着る者もあるといふ冷氣、毎日陰鬱な空に閉ざされてゐた。それに此歳は淺間山は時々鳴動して、火煙を天に沖し、白灰を四方に散すると云ふ。また利根川は氾濫して、水害など處々に起ると云ふ異變などあり、何づれは穩かならざる年柄であつた。奥羽地方は果然米穀を始め野菜の類に至るまで殆んど其成熟するものなき状態となつて、人心漸く恟々たるものがあつた。白河領に於ては此年の損毛高拾萬八千六百餘石と云ふ。米價騰貴して暴利を博せんとする奸商なども現はれてゐたが、貧民は漸く飢餓迫ると云ふ凄慘な光景が出現してゐたのである。

斯う云ふ容易ならぬ時機に於て公は封を襲いだのであるが、官民共皆な顔色を失ひ、戦々兢兢として殆んど其爲す處を知らないと云ふ際に於て、公は一國の君として牢固たる決意を胸奥に秘そめ、徒らに狼狽周章することなく、公直に親ら節飯を行ふと共に四民に之を勵行せしめ、民の救済に最善の方法を盡したのであつた。當時の公の心境を其著「宇下人言」に記して「此頃より今日まで朝起ればはや政事のことおもひつゞけくしけづりなどしてはや家老にあひ用人、大目付、郡代、横目などにもあひて、彼是と言ひあひ食の間も忘れず。唯國安かれの外はなし。夜寝るにも或時は夜半までも

いねずに様々かんがへて心を盡す也。元と不才なればせんなき事ぞ出で来る」と述べてゐるのである。封内士民の中唯だ一人と雖も餓死者を出すに於ては、自分の罪にて天職を奉ずる道に非ずとして、日夜寢食を忘れ、救荒の策に深慮を費されてゐたのであつた。そして自書を以て大目付、横目の兩役に目代の心得を諭し、郡代勘定頭には儉約の本を説き示し、領地白河に對しては、又右衛門宣年に深く仁意をいひ含め、諸士を城中に召して、自書を拜覽せしめ、夫々の有司には別に自書數十通を下し當年の凶作には其損失莫大なるも、民をして飢餓せしめざるやうと訓戒してゐた。そして一方に菓餅の製法を書き綴らせ、之を領内村々に寫し取らせ、お役人より小前百姓へ洩れざるやう一統へ申渡すことを令し、又攝阪等より米六千九百五十俵買求め、之を海運し、また分領越後より一萬俵陸送して白河領民の救恤に供してゐたのである。

尙亦凶歳の翌年には、疫病流行するものなればとて、天樞氣海に灸せしめよと、許多の艾を賜ひ、鑽細な點に至るまで意を用ひ、之を下知し給うてゐた。國政の事は細大となく、思慮反復し、櫛床終れば家老用人、大目付、郡代、横目等の要職を召して評議を盡し、凶饑は其年よりも、翌年の春に至つて一層凌ぎ難きものなればとて、其手當として、江戸にて稗、麩すま、かす干物、鱒、昆布、干大根等を買求め、特に貧困の者をして白河へ運送させたので、驛々にて此事を傳聞し、深く仁恵に感じ其荷物を地上に置くことは勿體ないとして、手より手に傳へて運送したと云ふ。且亦凶年のことなれば

荷物の往來も尠なかつたが、此數百駄の荷物を運搬することを得て、驛々の潤澤となり、此仁政に恐悦する者甚だ多くあつたと云ふ。

此荷物は藩主の仁意より出でた物であるから、伊奈半左衛門より其支配所へ白河の荷物は迅速に送るべき旨の令あつたが、此事都下に聞えて、勘定奉行桑原伊豫守の知る處となり、白河藩の留守居日下部武右衛門に面會を求め、貴藩の民間救恤に厚いとの傳聞に感ずるに餘りあり、心得の爲め委く承り度いとて、巨細に渡つて訊問を爲し、其運送の品種等を自ら書記し、尙ほ驛亭人は白河の夫食滞なく送るべしと特に布告したと云ふことである。白川惠民錄に此時江戸より白河へ送つた物品に就いて詳細記してゐるから、之を左に轉載する。

奥州御領分凶作ニ付、困窮之上米高直故に小民難澁乃様子委敷達御聽候。大ニ御不安心被爲思召、此末麥作ニ取續候迄餘程日數も有之、小民流離轉死可致也と、此節日夜御寢食も不彼爲安候。此度江戸表より左之通

一、あらめ 正味五貫目入 貳百俵

内五拾俵伊達信夫兩郡え被下候分

一、かます干物 貳百俵

内五拾俵同斷

一、に し ん 壹萬本

五俵二入

内貳千五百本同斷

一、ふ す ま

四拾五俵

内拾壹俵同斷

一、稗

貳拾四俵

内六俵同斷

一、干 大 根

三萬四千本餘

内八千六百本同斷

右之通御差下被遊、右之品を以急難乃者を相救ひ候様被仰出候。猶又餓死に不逢様に取計候儀、某共へ被仰付候得共、去年凶作ニ付御取箇當三郡伊達信夫兩郡皆無同様少々相納候分舊冬郡中御手當ニ差出候儀皆濟未進相成居、當時納米一向無之、尊慮之通ニ不行届忍入候儀ニも有之候。然共可及餓死者ハ追々少々宛も御救可被下積ニ候得共、是以麥作迄とり續者御領分廣事故大勢ニ成候て不行届義も可有之、是等之様子被爲思召日夜尊慮を被苦、右之分少しは補にも可相成候て、早速差下窮民撰救候様ニ被仰出候。因茲遂評議候所村役人を始可也ニ相凌候ものは此時節ニ候間、相互助合居村ニ而飢餓之者無之様無滯出來、秋迄爲取續候様可心掛候。右取計乃甲乙ニより村

役人を初村方之者迫而功次第稱美之筋急度可申付候。衆民上之苦勞ニ不相成、隨分取續尊慮を奉休候様可心懸。候併窮民之分ハ右之品割賦可被下候。一統配分被下置候様致度候得共、左様ニ者難行届、勿論窮民御救之思召ニ候得者、可成取續可相成者ハ頂戴仕候而ハ尊慮ニ不相叶勿論、冥加之程も宜かるまじく候。是ニ而境を分ケ候義、此節一統難義之中ニ候得候、不分明、仍而尊慮之厚難有事を奉感察人々誠心に頂戴仕候様可致候。右之品々ハ支配之御代官え相渡置、大庄屋村役人無依佐最負可及餓死躰乃ものへ穿警之上相渡、勿論取續候迄少々宛相渡候様可致候。尤御役人立會申付相積り候。

- 一、干物の義ハ開作之節精力勵のため一統に頂戴仕候様可致候。
- 一、器財珍寶ニ而も人命にはかへかたかるべく候間、取計の義度々被仰出候誠以難有候尊慮之趣、小前無田之者までも感得仕候様、役人共より委細可申聞取續農等出精仕候様可致候。

天明四辰正月

此時救濟方法として、領内租税を免し、從來の借財の半分を無償還とし、残る半分をば五ヶ年賦上納と命じた。又他國より穀物其他の食料品を買求め、之を領内の救恤に供すると共に富裕の者より米金を醸出せしめ、其代價として種々の恩賞を以てしてゐた。此凶作時に於て同村並に隣村を救恤した者五十五人程あつたので、大に其篤志を嘉賞し、三尺餘の感札を賜ひ、其門戸に掲げしめたのである。

〔仁政錄〕

一、去年凶作ニ付在町役人并小前之者共、極難之者共へ施物いたし候もの共え御感札被下置候事。

一、金百兩
米百俵
白川御内用達
相澤市郎治

一、金百兩
米五拾俵
同
先崎庄吉

一、錢百貫文
本町大阪や
佐兵衛

一、錢五拾貫文
櫻町庄屋
大高藤次兵衛

(御感札略)
相澤市郎治

右者當年凶作ニ付御收納皆無同様ニ付米千俵金千兩

右之通思召有之調儀いたし置候様被仰付候。是迄御内用令出精候ニ付、高五拾石御高増被下置候。

右之趣今日二ノ丸御殿ニおゐて某共申渡候間、此段申入候已上。

天明三卯十月十三日

服部半藏

御町奉行中

公家中の困窮を憂ひ、若し諸士の飢餓に及ぶ者あらば、如何なる重寶も人命に替へ難し、萬事を擲つても救濟するなれば、貧困に及ぶ者は申出でよと自書を以て命ぜられ、そして人口扶持を以て給與せられたのである。

〔宇平人言〕

家中人割扶持にと誰々も飯料にてことかきしかば、皆々打つどひて願ひ出したきなど聞えし。組頭など不殘招きて至て貧困に及ぶ者は願出よ、重寶も人命には換へ難く侍れば、如何にもして救ひなん(此自筆留めあり)と云ふ事しるしてやりければ、みなみな喜びて當年は如何にもして取續きなん、必ず苦勞に思ひ傳まじと一人々々くわしく書付て差出したり。此年米を藏より與ふるに處々の米なれば、良きもあり悪しきもあり、みな人疑ふ。よて藏より受得て歸る途に横目一二人出して庭にて量らせ減は其程々増してやりたり。其後馬廻三人程づつ藏へ詰めさせたり。とやかくしければ、其疑ひも散じたり。此年(天明四年)は豐熟せり。よて人割扶持辰の年の分不殘返す。己の年の十月より十二月まで三月分は三年に返す。過に渡したる分は五ヶ年に引とる也。

此年は米一升二百錢、酒一升四百錢餘に至り、人心恟々として、穩かならざるものあつたけれども、公の仁政に依つて上下安堵するを得たのである。

公は又他方凶作時に於ける窮民救濟事業として、土木工事を起し、領内の男女老若を問はず、之に

従事する者には貸銀貳匁宛を與へることを以てしてゐたので、職なく飢餓に臨んでゐた小民共は大に歡び、共に政に感泣したと云ふ。

「守國公御傳記」

白川會津町追回シ邊ノ堤ハ、阿武隈川ノ洪水ヲ防クヘキ爲ナルニ、近來破壞セシ所多ク、出水毎ニ水嵩シ來テ、動モスレハ藩士ノ居邸ニ押入事トナレリ。斯ル飢荒ニハ食スヘキ術ナキノミナラス、産業ノ資ヲ得スシテ手ヲ束ル者多カラント、其困苦ヲ察シ玉ヒ、會津町五番町河原ヨリ追圍裏通り迄夥シキ町數ナルヲ、貧民救助ノ爲メ土石ヲ運ハシメ、米錢ヲ與ヘテ修理シ玉ヒシカハ、何レモ歡ニ堪ヘス、堤ハ不日堅固ニ成功アリテ、藩士永久ノ水患ヲ免カレ、貧民ハ米錢ヲ得テ飢饉ヲ凌キケルトナリ。

是等凶作時の處置として最も適切其機宜を得たもので、之に依つて細民は食を得、藩士は水害を免れたと云ふ、一舉兩得の成果を擧げてゐた。次に凶作後の對策として、農事の一日も忽に出來ざるは云ふ迄もないので、先づ種粃等の事などに注意を爲し、苗不足の村は他の村より融通を受け、有無相通じ、互助の方法によつて、其目的を達するやうと令してゐた。

「仁政錄」

不熟之種粃ニ候義、苗代生ヘテ不足之趣相聞候。朝夕心を付手入可致候。此上時節後れ候事ハ、如

何とも致方無之候間、大庄屋共組下村々相廻り見分候而、植付之節餘り苗有之村方ハ不足之村方へ相廻し融通候様、一組も洩す苗不足候事、他組之村々より融通候様可取計候。當作甚大切之年柄に候得ハ、誠精無油斷世話可致候。

一、植付之儀、先達而も相觸候通、當年秋早く冷氣ニ候相成候間、植付おくれ不申、甚不足ニ相聞候間、早苗植付田地明さる様に可致候。植付次第注進可申出事。

附、不足にて如何様にいだし候而も、苗足り不申候事、早速畑作仕付可申候。尤植付之節畑作ハ仕付候場所明ケ置候可様心懸候。右ニ付而ハ稗苗多く仕付置候様可致事。

一、當年ハ肥しもあもはしく入兼可申ニ付、田の草三度も取候ものならハ、四五度も取手入、精力を以て盡作候様可致事。

附、他國にハ畔に大豆小豆等を植付置候。當國ニ而も何成とも相應之もの植付可然事。

一、畑作之物仕付もの時に後れ不申候様手入怠り申間敷候。去秋已來夏作手入宜候得ハ、例年よりハ格別出來宜相見候。

一、去秋已來男女共山糧を精出し取といへとも、其日くを凌候程之事ニ而霜雪風雨之日ハ間斷有之、飢餓に及び候者多有之候。然ル時ハ申さす迎も田畑より上り候穀物ハ莫大之儀ニ候。日々寒氣ニも山糧を握り候艱難を存合男女共に田畑耕作に心をよせ、當秋より來秋迄の夫食貯家内扶助候様

可心懸事。

一、村々高札文字相分らず候ハ、認替之義可申出候。并高札場至而廉末なる村々相見候。當々掃除ニ様心を付廉末無之様可申付事。

右之趣大庄屋初村役人小前之者迄不洩様可被申渡候已上。

天明四辰四日

御勘定所

御代官中

次に昨年の冷氣などに鑑み、種扱の選定などを考慮し、收穫に於ては少いけれども、此際早稻、中稻を多く仕付けること得策なりとして、之を勸告し、其他の仕付物等に關し、種々善後策を講じてゐるのである。

「仁政録」

去年大凶作ニ付米直段高直故、人々山糧を以やふやふ相凌候得共、麥作迄之取續末見宛而之筋ニ有之間敷候。當秋ハ豐熟ニも可有之候得共、是迄季候ニ寄候得ハ、難究事ニ候。萬々

一、去年之通之冷氣ニ候ハ、惡作打續候儀有間敷ニも無之候。左候ハハ大切之年柄ニ候ハ、人々凌方覺悟可有之義第一ニ候事。

一、當月下旬彼岸に成候間、種浸并苗代植用水路此節より專一ニ可心懸候。去年之種扱不熟可有

之候間、隨分撰ぬき蒔付可然候。不吟味ニ而ハ不熟之分土にて腐れ生立申間敷候。然候時ハ苗代薄く苗不足ニ相成、土中にて腐れ候分ハ不益之事。

一、當年ハ種も思はしからず、肥立不足可有之候得共、人力を以て豐作候様手入專一ニ可致候。

今年ハ季候去年より廿日程も相進み候。六月廿一日早立秋之節來候。然れハ冷氣ニ早く可相成候間、萬事作物右之心得を以て仕付後れ不申候様可致事。

一、去年之通之冷氣ニ萬一相成候而も、早稻中稻ハ可也ニ實取ニ付、年々之取實少く候共、早稻中稻ハ餘計ニ仕付可然候。兩稻草ハ種も宜く第一早出來取續之爲ニも可然候。

但上穀稻草ハ去年至而不作ニ付可成丈外稻草可然候。

一、畑作粟稗大豆小豆芋等を多く仕付可申候。紅花藍胡麻等ハ金錢ニ相成候得とも、夫食之足合不相成候間無用可致候。

一、去秋より常ならぬ山糧を給致難澁候儀何れも生涯忘却不致、畑へ生候糧無之候而ハ全身命繫きかたく候間、田畑を大切にいたし、荒畑さりかへ畑等にも相應之もの仕付置可申候。

一、穂なく青山にも成候間、蕨狗脊鳥足いたどり葛の根餘慶に貯置心懸宜敷者へハ稱美筋可申付候。

一、稗之儀ハ近年代米納有之處、當年より正納可致事。

一、菜大根種可相成丈餘慶ニ取入貯置候様可致、當秋よりハ五分通りも餘計にふせ置可申事。
 一、當年之麥作手入宜様に相聞候へハ、例年より宜敷出來可申候。常々作方當年之様に手入等致度候。取入候上ニ而、夫食にいたし方種々有之餘計の食にも相成候由村々申合、制法相談可致事。
 右之條々小前之者共得與相心得村々老農之ものへ令相談、農業相後れ不申手入第一ニ相勵可申候。
 若油斷之者有之候ハ、村役人より精々世話可致候。當年之儀精力甲斐なきものへハ、村中助合可申候。尤大庄屋組下村々を度々相通り萬端差圖いたし、豐作候様可致候。上より追々被仰出候筋、一束子ニ申候而ハ、末々之もの并ひかたき節も可有之候條、此末追々可申聞候。此旨急度相守候様に村々小前之もの、度々可申聞候。右之趣大庄屋村役人小前之者迄不洩様可被申渡候已上。

辰 壬

御代官中

御勘定所

天明三年の凶作に於ける白河侯領地の損害高を幕府への報告には、

「仁政錄」

天明三卯年

凶作ニ付奥州越後御領分御損毛高拾萬六千貳百五拾九石七斗六合貳勺

右之通公邊え御届有之。

とあり、又此時人命の被害としては、定信公の書いた「宇下人言」に「仙臺にて餓死したる人四十萬にみたり。津輕も二三十萬人死せり。其餘右の如し。予が領國は死せるものなしといへり。されど餓死せざれどき、食物あしくて死せるものはありけむかと思へば、今に物苦しい」とあつて、此天明の凶饑には、白河領内にはその餓死者を見なかつたのである。是れ全く公の其仁政の宜しきを得たもので公は單に此凶作時の難關を無事通過したばかりでなく、將來の凶饑に對する周到の策をも講じ郡中人別に夏は麥、秋は粳壹升宛を貯蓄するやうと仰付けてゐたのである。

定信公の此仁恵に對しては、領内深く感銘してゐたもので、久來石村の百姓藤藏と云ふ者其謝恩の一方法として、公の入部を機とし、白坂境明神へ御供餅を献じ度き旨、同別當に歎願をしてゐた事實があつた。此境明神は陸奥と下野の國境、白川と黒羽との領分境に在つて、毎年藩主の往還の節は此明神へ來詣せられ、御供の末々に至る迄餅を下さるを例としてゐたと云ふ。

「仁政錄」

一、去卯秋大凶作ニ付、御領分一統御上之御慈悲を以御百姓取續申候。然ル處大守公様去暮中より當春迄色々難有事の被仰出、誠以厚難有奉存候。殊去暮中御救米被下置、其上當春ニ至御肴干大根等迄御添被下置、誠以難有奉存候。ケ程に御心を盡し被爲遊候大守公様ニ御坐候得ハ、何卒御入部之砌、誠に土民之申上候儀甚奉恐入候御儀ニ御坐候得とも、境之明神ニ而成共御備餅少々差上度奉存

候得共、白川御支配之御役方様へ御伺被下候而、若相叶不申候ハ、其節相止メ可申候。先ト通何分御伺被下度奉存候。猶亦私義差上候而、譬へ如何様に御答被仰付候共心外ニは不奉存候。大守公様より色々米肴は不及申、御菜猶又灸てん等迄御氣を被爲付候段我子同然ニ被爲思召候得は、誠以難有仕合奉存候ニ付、家内えも爲申聞、當四月中御肴被下置御節、御酒を備奉拜候。猶亦月々朔日十五日廿八日ニは内々ニ而御供を備奉拜候。然し差障り等も無御坐候ハ、何卒心願ニ候へハ、御備餅少々計も差上申度奉存候。猶亦私計差上候へハ、如何様成心底へかと思召も如何奉存候得共、御譽ニ預度所存も無御坐、又ハ御褒美等ニ而ハ戴度義ニも無御坐候。此末世ニ御願込ハ少しも無御坐、全心鉢歎難有奉存候ニ付、晝夜ニ不限心ニ懸り申候。此末御百姓相勤申候ハ、子供とも宜爲申聞少々宛も壹年ニ壹度ツ、も相心懸候得は、身代之弱ニも相成申間敷と奉存候ニ付、御百姓相勤候内何卒差上度存念ニ御坐候餘り、御慈悲深く被思召候。御大守様ニ御座候得は、千部萬部之御經にも勝り難有奉存候。何分此末子孫繁昌ニ御百姓相勤申度奉存候。然ル處久敷義ハ堅相知不申候得共、慶安二年之頃は本多能登守様御代より、御百姓是迄畑田地屋敷無相違持來候。然る處ニ私伴長藏迄ハ代々相續御百姓相勤申候。段々先祖より承傳聞候。何卒子孫繁昌ニ御百姓相勤申度、甚以奉恐入候得共、御慈悲を以差上候様被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候已上。

辰六月

久來石村

藤藏印

此奇特なる精神に對して、勘定所より左の如き令達があつた。

〔仁政録〕

其方儀去年一統凶作ニ付、萬民及困窮追々御手當被仰付是迄取續難有奉存候。乍恐餅を献上仕度心懸之趣相聞候ニ付相尋候處、願書差出候後手當之義は、郡中一統之義一分ニ不限義ニ候處、御仁惠難有寸志を奉謝候段、奇特之義ニ有之候。依之農業相勵永く御百姓相續仕候様、父子え農具第一之品ニ付鍬壹挺ツ、被下候。以來隨分出精いたし、永く御百姓相續可致候。右之趣可被申爲候已上。

八月

御勘定所

新見彌藤次殿

是迄一農民の其仁政に對する謝恩の一例として見られるものであるが、士民悉く此精神を持つてゐたのである。公の非常時に對する、恰かも慈父の子に於ける如き情と理を盡し、其救荒に最善の努力を拂ひ、一人の暖衣飽食する者なく皆悉く、同心一體となつて、艱難を共としたのであるから、流石

天明の大凶暴にも一人の飢餓者を出さず、また他藩へ流散する者もなく、完全に其救済の目的を達することが出来たのである。是れ公は其後白河領民より神に對する如き謁仰崇拜を受けてゐた要因を爲してゐるのである。

四 水火の罹災者に對する救助

天明三年の大凶作以來連年炎禍續き、四年も秋に至つて不作となり越後より白河へ廻米仰付けられ難澁者に對して安直に拂米をしてゐる。そして其の十一月には來年豐作の祈願を籠めた御守札を郡中へ配布して、只管天候の回復を禱ると云ふ状態であつた。六年十二月此飢饉に加へ御城下大工町より出火し、折柄の猛風に忽ちにして十軒店、本町上の臺新藏町等を燒盡し、下筋は殆んど焦土に歸したのであつた。此時公直に出馬して年貢町番士小路邊を乗廻り、其實情を視察し、親ら防止等下知する處あつたが、是等類燒者の凶作に續いての此炎難に際し、落膽恐怖意氣沮喪するやうではと、即刻之が救済手當を命じ、大手前廣場に幕を圍ひ、此處にて罹災者を收容し、炊出などをしてゐたのである。此時中町井升屋の吉兵衛、伊勢屋の善三郎、大阪屋の平八の三人に炊出を申付け、之が世話役人に御勘定人四人、郷使二人、御中間小頭二人、御同心五人、町年寄三人、町床屋三人、御中間十人、町人足五十人何づれも火事裝束と云ふ出立にて、三日間人別に握飯を與へてゐた。此入用白米八石三斗五升、被給與人數三千六百九十八人外に役人手傳人九十一人、類燒の穢多共へは米一俵宛與へ、薪代并に入用品代丁錢五貫三百文と云ふ。そして類燒した舞臺格へは金三分、無格へは二分、町々へは總て五百兩、穢多へは缺所金十兩を賑給してゐたのである。

「仁政録」

當年柄困窮之上今度之火災可爲難儀を思召、依之厚御手當も被仰付度思召候得共、上々も打續卯年以來凶作今年も不作御不納もの有之上之事に付、尊慮にも不被爲任、然れども去ル廿八日當二日御出馬被遊、燒失之庫御見請被遊候、而に別而御不便ニ被思召候。依之御初入以來嚴敷御便爲被仰付、諸役所御益金も少々有之、此金子之義ハ尊慮有之、外之御用ニは御用ひ不被成庫ニ貯置候事ニ候得共、格別之思召を以類燒之町中之爲ニ御救乍少分金五百兩御下ケ被下置候。

午十二月八日

此時は金米共三年の凶作以來救荒の爲に殆んど費消して、倉廩空乏を告げてゐた際であつたから、其救済も思ふやうに出來ず非常に困難を感じてゐたことは想像に難くない。此事を公は「今火ありといへども、不幸にして連年稔らず、倉廩も亦殆んど虚空にて普く賑濟することかなはず。故に予が飲食衣服の中を節して、この僅かなる金額を與ふるを得るのみ。予徳薄くして、しばし凶事に逢ひ、常に良策なきに苦む。罪道るゝところなし」と、却つて自己の其徳の足らざることを責めてゐるのである。そして罹災者に金米を施し、又家作の出來ざる者には、金貨を融通するなど百法術を盡してゐたのである。

寛政三年六月には大隈川氾濫し、河原町家十三軒流失すると云ふ、大洪水が起つてゐたが、是等の

罹災者に手當を施すと共に今後安住の場所を與へ、其救済に萬全を盡してゐたのである。

「仁政録」

出水ニ付、家作流失之儀ハ、此度ニも不限通例之御手當ニも可被成下義ニ候得共、去ル廿四日洪水之儀ハ、何ヶ年ニも無之、非常之災難と不便之事ニ付、御手當筋之義、此度ハ前後格例等ニ不拘別段之筋を以格別ニ被成下置候。且亦河原町之義ハ、近年別而出水度毎水難も有之、孰も不安心ニ可存事ニ候。依之是迄之屋敷ハ所も不宜候間外場所ニあゐて、敷地可下置候。上よりも右體厚御仁惠被成下候上ハ、早速家作いたし、已後猶更無怠家業可相勵者也。

亥七月十三日

定信公此の不時の災難に溺死した者を憫むと共に、施餓料を給與し、厚く吊るべき旨諭してゐたのである。

「仁政録」

去月廿四日火急之出水之節立退候間も無之、方共家内並召仕之者等終ニ致溺死候之如「天災」とハ乍申、非業之死と孰も深く相歎可申不便之事ニ付、格別之譯を以施餓鬼料被下置候間、厚吊可遺候。非常の義には候得共、小前之身分として右様の義ハ唯以冥加至極之義ニ付、御仁惠ニ基キ猶亦出精家業繁榮之義厚可相勵者也。

是等天明六年の火災の如く藩主自ら其現場に出馬して、其實況を視察し、罹災者の保護救済を指揮するなど、又此の寛政三年の洪水には、厚く其被害者を傷はり、永久の安住地を與へるなどの如き實に他に見られない事例で、領民深く其仁政に感奮し、各自其業を精勵したと云ふのも、當然と謂はなければならぬ。

五 貧民救済

定信公は不時の凶作とか、水火の天災時に窮民を救恤するばかりでなく、平時に於ても不斷に領内士民の生活状態の注意を怠らず、家中といひ、町家といひ、農家といひ、其他浮浪人の如き者に至るまで其生活に困窮せる者に對しては、其境遇や實情を調査して、之が救済に盡してゐた。家中の如きも二三男は他家にも養はれずして、年老ゆるまで家もなく、小給の者は一生を貧困の中に送らねばならぬと云ふ實情を憐察し、原野の開墾を希望する者には、家作料として金子を賜ひ、田圃に出る僕夫をも與ふべきを以てし、唯だ年貢の時にのみ手作の物を献すると云ふ、所謂士の歸農が行はれてゐた。是れ全く家中の貧窮を救済する趣旨より發してゐたものである。

「守國公御傳記」

寛政九年丁 閩藩家産經營ノ叟ハ、素々教誨アリト雖モ、羣下ノ内ニハ千年困難ノ者モ有ヨシ相聞ヘ、此輩ハ姑ク勤職アルヘシ、妻子ヲ携ヘ野外居住シテ専ラ産務繕修ニ盡力シ成功ヲ得ル時ハ、元ノ如ク城内ニ復居シテ奉務スヘシト命ゼラレ、郭外一里餘田土ケ入ト云フ處ニ居宅ヲ營ミ、農具並手當金ヲ賜ヒ、某等兩三人ヲ遣ハサレ、後召返シテ居第ヲ賜ヒ、再ヒ勤仕ナサシメ玉ヘリ。
元來白河藩は生活餘り裕でなかつたので、城に附屬せる迫駒金と云ふものあり、之を市中の窮民に

貸與して、其生活の一助とすると云ふやうなことをも行はれてゐたのである。

「守國公御傳記」

白川城ニ附屬スル迫駒金ト云フ者アリ。舊來ヨリ貧地ナレハ、市中民間窮者多シ、依テ國初ヨリ馬市ヲ許サレテ、仙臺南部三春相馬其外近國ヨリ秋半ニ數多牽來リ、賣買ノ人羣集スレハ、市中民間ヲ救フ事也。公厚キ賢慮ニテ元金ヲ増加シ、藩中ノ窮困者ニモ借與ヘ玉フ。勘定題内ニテ別ニ掛リヲ命シ、種々周旋シ公平ニ貸シ與フヘキ旨沙汰シ玉フ。是ヨリ先キ寛政元年藩中末々迄飯料不足ノ者ヲ救フヘキカ爲メ時ノ價ヨリ十金ニ五俵廉直ニシテ糶米ヲ分與シ玉ヘリ。

天明四年公は豫て極難の村として承知してゐた湯本、多良尾、羽鳥の三ヶ村其家數百五十六軒へ家別に稗五俵つゝ都合七百八十俵を賑給して、其飢餓より救済してゐたが、農村の困窮者にして、質物奉公を爲し、之が容易に身受けが出来ざる状態にゐる者が多く現はれたのを深く憐察し、寛政九年仁恵を以て年賦恩借のことを令してゐる。

「仁政録」

一、在中ニ而難澁者及潰候得は、多分質物奉公ニ出候仕辯ニ而、右奉公に出候者ハ、中々容易ニ身受も難出來、人少之村方ハ彌以手餘り地出來候様相成、難澁増候ニ付、御仁恵を以年賦相借被仰付候事。

但質物奉公と申ハ、至而高利之金子にて多分拾兩壹子位之利金ニも相當り、其金子を借請利足ニ而奉公いたし候事故、元金返済不致候而ハ、身受も不相成生涯沈み候ニ付、質物奉公と相唱候事、扱亦在中難澁之者共娘を貰金子不_レ差出候而ハ、何方ニ而も吳不申、土地風ニ而難澁ものハ、自分縁組も速く相成候ニ付、爲御救_レ金三兩宛年賦借被仰付候事。

町在の極難者に對しては、人別に應じ年々主食手當を給與し、又疾病に罹つた者には醫藥等の手當を爲す其他新百姓に家作料を恩借し、浮浪人に職を與へて土地定住せしめ、他國人の移民を許し、子の養育出來ざる者に補助金を出し、老齡者を保護する等、公の活躍には社會政策的施設が頗る多いのである。

六 産兒の保護獎勵

徳川時代産兒を殺害するの惡風は單り東北の諸藩と限つてゐるものでなく、否な殆んど全國的に見られてゐたが、飢饉凶作の多き奥羽地方に於て一層其弊害の深刻なるものがあつた。是れ元來生活に其禍因を置いてゐるもので、卑賤の民二人以上子を産んだ時は、之を「子返し」と稱して、其産兒を殺害すると云ふのである。是れ勿論人道上より許容し得ざるものであつたから、定信公は深く之を憂慮し、其根絶策として、子供五人以上養育した者に對しては、其賞として米一俵宛賜ひ、そして疾疫流行して男女の早生するものも、此不仁の致す處として、大に教戒する處あつた。

「仁政録」

一、同年(天明四年)町在ニ而子供五人已上養育いたし候者へ爲賞美米壹俵宛被下置候。尤宗門改濟之上取計有之候事。

一、御領分村々類病年々流行いたし、壯年之男女多く死失病難不絶、或は出生をかへて不仁之所行有之故かニ付、市女來り候ハ、早世いたし小兒を口よせ女共に聞せ候様御沙汰ニ付、御代官え申渡候様被仰付候事。

但右ニ付市女來り候へハ、以使附添在中廻村爲致候事。

同五年三月にも「前々相觸候通町在中出生之小兒養育候儀、猶又急度相守候様被仰出候云々」といひ、更に「町内之内就中困窮之町在抔に、年々類病流行いたし死失之男女も多く人少ニ相成、自ら明家抔も出來候儀ニ候。然る處土地之風ニ而出生之子を養育不致、人道ニ背きたる取計をいたし候類も有之成と相聞候。右躰之儀密ニ取計、譬不及露顯といへとも、自然と天理に背き候事故、病難等も不絶義ニ可有之、併前々より相觸置候事故有之間敷儀ニ候得共、猶亦此上ニも庄屋組頭其外年老之者共、右之道理を常々令教諭、右躰之義無之様急度可相守事」と令してゐる。

是等天明四年以來度々戒諭をしてゐたけれども、容易に改まる處がなかつたので、寛政二年には當年より五ヶ年の間初産を除き二人目より赤子養育として、金壹兩を給與することとし、若し今後とも之を犯す時には、嚴重に處分すべき旨仰付けられてゐた。

「仁政録」

一、當國之惡例ニ而子供大勢ニ相成候而ハ出生を養育不致、不仁之致方も有之趣相聞、御代々御氣之毒ニ被思召候。大體不仁無之様度々被仰出相觸置候得共、今後右等之不仁相聞、町在人別之儀寛保年中之頃より當時ハ格別減少いたし、自然と耕作手餘り荒地辨納ニ相成、一統難儀いたし候趣相聞候。孕親出生之子を養育不致、不仁之處行有之趣相聞、人道禽獸ニも相劣り、不埒之至ニ候。併下賤貧窮之家ニ而は不得止事とも相聞候。依之當成年より寅年迄五ヶ年之間、初産を除、貳人

目より御手當可被下置段被仰出候條、厚御仁惠之程難有奉存、向後右躰不仁之所行無之様、小前之者ニ至迄不洩様女房共まで庄屋宅え呼寄、得と教諭可致、若不埒之所行有之ニおゐてハ、其者ハ勿論向三軒兩隣町在役人迄も、急度御仕置可被仰付候條、兼而其趣可存候。

一、亦子養育不相成下賤極困窮之者懐妊いたし、及五ヶ月候ハ、役人え相届置可申事。

一、懐妊之趣相聞候ハ、(町年寄、大庄屋)庄屋、組頭共之内難澁之譯、得と相糺置、折々心を付及臨月候ハ、猶更心を付可申事。

一、出產之催有之候ハ、役人共早速罷越出生之様子見届役所え書付可申出事。

一、出生之子達者ニ肥立候ハ、七夜過ニ金貳分被下、十二月過亦々金貳分被下、壹人ニ付都合金壹兩宛養育爲御手當被下候事。右兩度ニ相渡候金子ハ當役所より可相渡候間、請取役人共より可相渡候。

右之趣町在中不洩様可申渡者也。

天明四年子供五人以上養育した者には、手當を給はることにしてゐたが、此時赤子養育費として新に與へることになつたから、前規の分は之を廢し、尙亦寛政十年より來る成年迄五ヶ年金一兩増し、兩度に互り一人に付二兩宛給與することにしたのである。斯の仁政に甘へ不正なることをも行はれてゐたので、文化八年左の如き事が申渡されてゐたのである。

「仁政録」

一、郡中赤子養育之儀、當國舊來人倫ニ背き候弊風有之、甚不相濟事ニ付、去ル寛政二成年より寅年迄年限を以養育爲御手當金子被下置候處、其月も追々年限相増、去年ニ猶又御手當金被下置誠ニ格別之御仁政ニ有之候處、近來兎角心得違之向有之、左迄困窮ニ無之者共も御仁政ニあまへ、近所合壁を見合願出候者共有之趣相聞、中ニハ如何之所行も有之哉ニ相聞、甚以御仁政ニ背候儀不埒之事ニ候。依之定式御手當金之儀ハ被差出候間、此旨可相心得候。乍去己後迎も實ニ無據子細有之、困窮ニ而養育も難致向ハ捨置候筋ニ無之候間、御代官より庄屋等篤と御糺申出候ハ、至時宜ニ應し、取計遣方も有之事ニ候。且亦赤子養育方御役人廻村申付教導筋申含候而、能々相聞可申候。

右之趣可被申渡候已上。

文化八未三月

御代官中

御勘定所

定信公此惡習の根絶には可なり長い間苦心をしてゐたのであるが、容易に除去することが出來ず、赤子養育掛として、勘定頭、勘定奉行、代官、郷手代、郷使等の役々に命じて、其教導に當らしめ、又佛家の方便を以て教諭すべしとて、靈岩寺の住職の献じた佛門地獄の圖幅を常宣寺に下し、領内村

々を巡回せしめ、婦女を説得せしむること、或は心學講師北條某を呼寄せて町方に逗留せしめ、又在中へも巡回せしめて、赤子養育の事を説諭させるなど、種々心を砕いてゐたのである。

次に定信公は越後は生民多く、婦女も能く業を勵み、且赤子を殺害すると云ふやうなこともない。白河は農村に婦人が少く、娶るには金を出さざれば、壯年に達しても妻を迎ふことが出来ない。遂には惡しき風俗に移つり、人口減少して、土地に手餘りを生じ、其荒廢が免れないと云ふ處から、之が對策として、越後女を呼び寄せ、之を農民に嫁せしむるを以て最も策の得たるものとしたのである。

「仁政録」

一、當七月(天明四年)越後の御領分より女呼寄候而、御領分村々被縁付候様被仰出候事。

但越後出生之女ハ、赤子をかへし候と申事無之、白川御領分村々人少ニ有之、其上女之仕業稼等越後之風俗可然と右之通被仰付候事。

長年の間惡風に感染した愚民の容易に改まる處無かつたけれども、公のあらゆる方法を盡しての苦辛慘憺の結果は、漸次其成績が現はれ、寛政四年領内の人口を算せし時、天明五年より三千五百餘人増加してゐたのであつた。之が公の聽聞に達し、喜色斜ならず、教令の能く領内に及んだと云ふので當該役人は勿論のこと、町在役人に至る迄其賞として酒吸物等を賜はるなどしてゐたのである。

公の領内に此産兒養育に保護獎勵を敢行した結果は漸次此惡風も改まると共に、之に對して領民は如何に感謝の意を表してゐたかと云ふことは、種々の方面に報恩謝徳の行爲となつて現はれてゐた。享和元年立教館普請の際にも、赤子養育其他に手當を頂戴してゐた其御禮として、何卒人足にでも御遣ひ下され度しと、農民等の庄屋共より願ひ出る者も尠くなかつた。次に茲に桑名移封後に至り、寛政以來赤子養育は別して厚き御手當を蒙り、吾々弟妹は御蔭様にて成長することを得たと云ふ、其御恩恵に深く感銘し、せめての意志表示として、御供米を持參献納し度いと云ふ請願をしてゐる者があつた。

「仁政録」

乍恐奉願候(口上之覺)

一、私儀御領奥州須ヶ川本町御百姓ニ御坐候處、御代々様御仁恵を以舊來御百姓相續罷在難有仕合奉存候。然ル處亡父武兵衛代別而極難之中私始弟妹共追々出生仕、殊ニ私義も當年三拾歳ニ及候。忤始男女四人御坐候處、乍恐寛政以來赤子養育方之儀別而厚被仰出無勿體も御手當金頂戴仕、極難之乍御手元夫々養育相望、當時ニ而は乍小高面々小屋敷共所持仕、一同無事ニ御百姓相經營罷在候段ハ、偏ニ右等奉蒙御恩澤候故之御儀と難有朝晝恐拜仕罷在候。右ニ付今般伊勢參宮心懸罷登り候。乍序兼而之所持之田所手作米撰白ニ仕、乍聊升數五升小俵ニ造り、忤儀ニ仕立、自身脊負

罷出候。誠以萬分ケ一も奉報御恩澤度候處、元來難澁之身分殊土道境相届兼候ニ付、只御供米と奉存候。御國表迄持參相納申度心願ニ而罷出申候譯奉恐入候御儀ニハ御坐候得共、何卒爲冥加御膳米之内え御差加被成下候様御取請ニ罷成候ハ、重々難有仕合冥加至極奉存候已上。

御舊領

奥州須賀川御百姓

西牧八十右衛門拜

天保五辰三月

右献酬米之儀江戸ニ而御取受ニ相成、小俵壹俵同五月四日江戸表より御用所え御内々相廻り御宮様並照源寺御牌前にと御備ニ相成候由

西牧八十右衛門

右之者儀此度參宮仕候由、同所御内用達市原良平より吉成多太夫方え之書狀持參、當月十三日晝過多太夫家へ罷越候處、一向見覺も無之者ニ付、素性相尋候處、須賀川出生ニ而、若年之節同所安藤辰三郎と申者方ニ奉公仕居候藤八と申ニ而、多太夫郷夫勤役申見知居候由申聞候ハ、私儀は寛政七卯年出生之砌ハ親義極貧者ニ而、子とも養育も仕兼候躰ニ付、其頃御仁惠之赤子養育御手當金頂戴仕養育仕、四五歳之節極ニ出着物汚しく候へハ、其方衣類ハ御殿様より戴候金子ニ而拵候へハ、我が物ニあらず。夫を左様ニよごし候而ハ不相濟と、每度親共申聞候得共、幼少之事故譯柄も不相

辨罷在候所、成長仕右赤子養育御手當金之譯柄奉承知、誠以無此上御慈悲之儀、畢竟右之御仁惠を以親共ニ相助り、如斯成人仕候儀難有事ハ言語に難盡、何卒一度奉報御高恩度と、若年より心懸候得共、小前之身分不束之義申上候も奉恐入候義と、種々心配仕候中、御所替ニ相成、残念至極奉存候。假令何國え被爲遊御趣候而も、是非心願成就可仕と心懸、尤當時ハ替方も可成ニ仕居候得共、格別之上ケ物等仕候義も出来不申候ニ付、去卯年手作之初穂米上白撰米ニ而五升を貳俵ニ拵、右俵を箱詰ニ仕、尤大切之御初穂米ニ付、人馬ニ爲持候而ハ不相成義と自身脊負候而江戸御屋敷え献納可仕と用言仕候得共、當御屋敷ニ知合之御人無御坐候ニ付、右之趣支配庄屋三澤精左衛門へ相咄、爲證據添狀認吳様相頼候處、奇特之事ニ付、認遣可申候。去御先代様を御慕申上候様之事ニ付、是迄御役所向御氣清も不宜義も有之ニ付、内々支配之御代官迄相伺候而認遣可申旨申ニ付、内伺被下候而ハ定而氣障り出来可申ニ付、添狀を貰候義ハ相止メ申候。江戸八丁堀御屋敷御門へ罷越有之趣御願申上、御取上無之時ハ御初穂米を川え流し、乍恐御先君様之方を拜し候へハ、一心ハ相届可申、若亦後日當御領主様より御尋有之候而も申披之義ハ有之候。是ハ先達而神社御奉行御勤達候殿様御役被爲蒙仰候節、白米壹斗差上御盃壹夕頂戴仕候へハ、格別御儀理合之懸敷義も有之間敷、何方へも沙汰なしニいたし吳候様庄屋え相斷、其後用向有之三春御城下町河野専八と申方罷越、用辨後右之荒増相咄候處、夫ハ奇特之事、右御屋敷矢嶋五藏敷妻ハ同御家

中故小川三郎右衛門殿娘ニ而、我等母之妹ニ候得ハ、五藏殿方へ書狀差送可申ニ付、持參候様申聞吳候ニ付、殊ニ天之助と相歡、則專八より書狀貫當三月中旬須賀川出立之所、右米箱脊負居候ニ付、道中抄取不申七日掛ニ而江戸表え着、早速矢嶋五藏様の方へ罷越、前段之趣御願候處、御同入様御取扱ニ而献納米も御取請ニ相成候而築地御殿拜見被仰付、則案内御附添之上罷越候處、御殿と拜見候御場所餘り間近く相成候ニ付、恐入差控候處、無遠慮拜見仕候様被仰聞候ニ付、不殘拜見仕候處、御菓子被下置、尙又遠路旅行とて御藥被下置、其上金百疋頂戴仕、年來之願望相達候而已ならず、些少之献納物仕、右様結構之御取扱誠以冥加至極重々難有仕合、國元え之土産此上も無御坐、餘り有かたさに江戸表より國元え申送遺由、感涙を流し相咄候旨、多大夫申聞候。畢竟御仁惠之御手當を以無恙成長いたし、相應之高持百姓ニも相成候段、偏ニ御高恩故之義と爰ニ記し置候。

君民の間に斯かる情義が現はれてゐたので、暴君の下には、虐政行はれて、之に對する國民の反逆となり、暴徒と化して、往々流血の慘を見、爲めに産業枯渇して、國家を衰弊に導いてゐる事例もあるが、仁君の下には國民其恩德に感銘し、苦勞をも苦勞とせず、益々君恩の爲めに報國の誠を盡すのであるから、各自其業を勵み、産業大に起り、國家を隆盛ならしむることが出来るのである。白河藩に於ける定信公の如きは、仁君として其典型的なもので、領民亦其德に服してゐたから、國情からすれば決して經濟的に恵まれてゐなかつた其藩も、凶饑に遭遇しても飢餓する者なく、士民其生活を完

うすることが出来たのである。

公は此貧兒の養育に盡すと共に他方老齡者を保護してゐるので、九十歳以上の者へは生涯扶持を給し、其生活に不安なかしめてゐた。天明五年三月の觸に、

九十歳より以上の者へは生涯御扶持方可被下置旨被仰出候。格別御慈悲之處、老若之者とも厚可奉存候。

右之趣小前考若男女とも不洩様可申渡候。

とある。是れ領内の下賤の者に至つては、老人に對する道を缺き、長者を敬することを知らざる者がある爲めであつて、老者の養はざるべからざる所以を公自ら實行に於て教示したものであつた。之が文政七年阿部氏の時代となり、此恩恵に浴し來れる領民の新領主を迎ふるに當り、事實の相違せるに無きも、越中守代よりの格別の存慮なればとて其儘此制の持續すべきを申渡してゐたのである。

七 藩財政の確立

白河藩は從來經濟生活には決して恵まれてゐなかつた。松平家は白河の地十一萬石と越後に分領を有してゐたが、米以外には格別國產とてなく、藩の収益とては殆んど見るべきものが無かつたから、常に藩財政は不如意勝ちであつた。殊に定信公の襲封した天明年間には凶作續きと云ふ年柄で、茲に人為天災二重の加重負擔となつて、其處に容易ならざる實情が現はれてゐた。茲に於て定信公は先づ藩政の一大刷新を行ひ、其富國策として諸費の節約、産業の扶殖を専ら計つたので、數年ならずして財政も漸次安定するを得たのである。

定信公は一度び白河藩の廟堂に立つや、非常なる決意を以て從來其因襲を爲してゐた人心の弛緩、制度の頹廢に對する緊縮的革新政治を行つた。財政の困窮は不時の天災など其主要原因を爲してゐること云ふ迄もないが、他方藩政の其宜しきを得ざるにも胚胎してゐるから、之が改革を行ふ上に廣く民意に傾聽する處あつた。天明四年八月朔日より江戸邸中（下横目會所）、白河城内（月番執政及郡代居宅用屋舖等）、柏崎陣屋（勘定所）に通宮即ち目安箱を設け置き、國家の爲め慮る者は黎庶に至る迄少も隱諱する所なく、封書に姓名を記し、其箱に投入せよ、人物の善惡毀譽は採用せず、其儘火中に投ずべし、他見を恐れ、直言を行つて黙止すべからずと令したのであつた。毎月一度づつ横目此箱

を携へ來り、箱の儘上覽に供し、公自ら封を開いて一覽の上政事に與る有司をして點閱せしむると云ふのであつた。同六年の令に、

「仁政錄」

一、御町奉行屋敷門前え目安箱差出候様被仰付、則左之通觸出す。

今度東役所門前に目安箱差出候。御城下町中之爲ニ相成候筋は、姓名をあらはし封に而、箱之中え入可申勿論、某共三人之外披見無之譯ニ候。

一、人之批判は勿論風説取沙汰之事ニ及び、人々之仕落過等之事申候出ニ不及、姓名無之類は直ニ火中ニ申付候。

右之趣心得違無之様町中未々迄可申渡候。

天明六年十二月

御町役所

町年 寄 え

是等言路を開き、廣く民意に訴へ、國家の計策に最善の方法を見出さんとするの努力に過ぎなかつた。

政治の要諦は生活に在つて、政は食を先にすると、公の藩政を執る上の主義信條であつた。衣食足つて禮儀を知るは古聖の訓誨であつたが、之が公の實行する處となつてゐて、經濟に脅威を感じて

ゐては、何事も豫期の成果を擧ぐることが出来ないとして、先づ公の一藩の君としての使命は、其士民の生活の安定を計ると云ふことに全力を注いでゐたのである。當時經濟生活は、入るを知つて出づるを制するを標語とする時代であつたから、國民全體の生活を安定ならしむるには、或程度の貧富の調節が必要であると共に各自の儉約が強調されなければならぬ。茲に於て藩の經濟政策は統制經濟へと進み、凶作時に於ける富の分配を平等ならしむるは勿論、共存共榮の精神が濃厚に現はされてゐるのである。

何事も一藩の改善は其上より之が範を示さなければならぬとし、先づ公自ら之を爲し、次に爲政者に行はしめ、然る後に一般士民に及ぼすと云ふのは、公の實踐窮行を尊ぶ改革方針で、是れ幾程もなかくして公の精神を領内に體現せしむることを得た所以である。公の藩主となつてからの日常生活は、如何に不自由な粗末なものであつたかは、食に一汁菜一菜、着衣に木綿（四十歳迄上衣に黒木綿を着し、夜具も多くは木綿を用ひた）を用ひると云ふ粗略振りを發揮してゐた。藩主にして斯の如くであるから、臣民何づれも其例に學び、極度の質素儉約が藩中に行はれてゐたのである。

此儉約は國民生活を保障する上に缺く可らざるものであつたが、國民生活の安定に到らざるまでは何時までも其期間を延長し、之が實行をしてゐた。天明三年以來凶作續きて儉約を勵行して來たが、之が同七年其滿期に達したので、百石に付五兩の割合にて藩中貴賤となく金子を賜ひ、猶自書を以て

儉約年限中何れも精心を用ひたる奇特を嘉みし、更に亦永久的基礎を確立する爲め重ねて五ヶ年の儉約を行ふ旨懇篤な教諭を發してゐる。

當時天下の諸藩何づれも經濟の道に疎き爲め上下擧げて貧窮に陥つてゐた際であるが、定信公は此事態を大に憂ひ、一藩の窮乏を濟はん爲めには、先づ官庫の財を散じ、或は有富の市人をして利を廉にして金銀を貸さしめ、以て上下の生活の協調に腐心努力してゐた。他藩に於ては財政困窮した場合には、諸士の俸祿などより借上げ或は徴收し、又は農商に苛斂となつて現はれてゐること普通であるが、公の場合には是等の事も最小限度に止とまつてゐるので、大概は自身の費用を切詰め、又諸役所の經費を節約して之を償はしめてゐた。従つて一度も領民の忿怨を購うてゐたことが無かつた。守國公御傳記にも「本知以後ハ封内不作ノ點アレハ、一藩高割ヲ以俸祿ノ内引米アルヘキ常制ナレトモ、文化五年迄ニ一二萬石ノ損毛四五度ニ及ヒシカ、公ノ手元並諸役員ノ用度ヲ減シ、俸祿ハ全ク賜ハレリ」と、是等公の臣民に對する其態度の如何なるものであるか、窺はれるのである。

公の富國策としては、消極的には儉約を勵行すると共に他方積極的には産業の樹立にあつた。從來白河藩は國産に於て何等見るべきものが無かつたが、公の時に至つて諸種の産業が扶植されたのである。松杉檜桐漆楮等の諸木の植栽より、織物、陶器、塗物、鍛冶、鑄物、綿、紙、蠟燭、酒、其他紅花、人蔘、青物、藥園等に至るまで日常生活に必要缺く可らざる産業は悉く此時に至つて傳授扶植せ

しめてゐた。原野の開墾、鑛山の採掘、馬市の開催など、是等一として貨殖の道を圖らざるものが無かつた。此富國利民の策と共に一日も等閑に附することの出来ないのは、天災等の不時の場合に處する備荒は蓄の制で、公は天明三年の凶饑後直ちに之が制度を設けてゐたのである。

斯く白河藩は元來富裕な國土で無かつたが、定信公の是等不斷の努力と不屈の勇氣とを以て、勤儉貯蓄の風より殖産興業の術に至るまで悉く之を藩中に扶植し、また他方貧民階級や浮浪國民の徒に或は米金を施し、産業を興へて其生活に不安なからしめ、更に赤貧兒を保護し、老齡者を養ふなど一として缺けたるものが無かつたから、茲に白河藩の舊態全く一變し、四民皆な其仁政に雀躍し、其處に一人の不平を抱く者なく、各自其天職を守り、士は其武道を勵み、農商は其業を勤むと云ふやうになつて、藩風大に改まるに至つたのである。公の此の一藩に施せる經濟的更正は、諸侯の欽慕する處となつて、經濟の道を問ふ者踵を接するに至つたと云ふのも、當時諸侯の窮乏してゐた際當然あり得べきことで、公の一藩に於ける此治績は、天下の耳目を聳動する處となつて、遂に幕府の執政たらしむるに至つたのも、決して偶然でない。文政六年藩主桑名へ復封の臺命を蒙つた時、小民共の景慕すること、嬰兒の父母に離るゝが如く別れを惜んだと云ふのも、當然と謂はなければならぬのである。

第二章 農業

一 民本思想

定信公は白河侯の養子となり、最も財政的苦境に陥つた際に於て家名を繼ぎ、而かも心中綽々たるものあり、一度廟堂に立つては快刀亂麻を斷つが如く、庶政悉く其成果を得たる、是れ公の天質の致す處とはいひ、過去に於ける公の修養に大に預つてゐる。公は幼少より如何に人君としての道を究めんことを心掛けてゐたかは、其著「宇下人言」にも「吾歳十あまり一つの頃より治國の道を知りたく思ひ、斯くして治めむなど様々の工夫を或はかいつけ、又は圖にしたり云々」といひ、年少より政治經濟の治道に意を注いでゐたので、公は未だ白河藩主とならざる以前に於て、是等内外の典籍は殆んど涉獵讀破してゐたのである。公の政治思想に極めて民本的思想の濃厚に横流してゐるのも、支那思想の影響尠くないことを語るものである。

斯く公は未だ白河侯の世子であつた頃、既に一藩の君としての修養を積んでゐたので、其著「國本論」は最も雄辯に公の政治思想を披瀝したものである。元來支那の政治思想は民本主義が其基調を爲してゐるもので、孟子に於て一層之が徹底してゐる。彼は國家の三要素に就いて、人民を第一とし、

其次は國家で、最後に君主を置いてゐる。即ち「民爲貴、社稷以之、君爲輕」とある。天子は天命に従つて民の爲に政を行ふのであるから、一度び民心を失へば、其國家を放棄しなければならぬとする處に、儒者の政治思想が窺はれる。定信公は書經や詩經を讀んで大に感ずる處あつたのは、民は國の本なりとするの政治思想で、此「國本論」と題したのも、書經に「民維邦本、本固邦寧」とあるに因ると云ふ。斯う云ふ處に立脚して、庶民の粒々艱苦を嘗めて農耕に従ふを思ひ、其撫育の切要なるを説いてゐるのである。茲に其概要を窺ふに、君民の關係に就いて、

「國本論」

天みづから民を治る事能はざる故に、天子をしてこれを治めしむ、天子自ら治る事あたはざる故に、是天の命する所より、是を治めしむ。諸侯封内を治るは則天子の命にして、是天の命する所なり、是によりて治る民は其器其徳、誠に天職にあたるにあらざれば成がたし、然るに私智を用ゐて、天民を虐げ、天職を空しくせば、天則其人を廢して、又さらに徳器ある人にあたふべし。

と、諸侯の封内を治むるは、是れ即ち天子の命にして、而かも天の命する處なり、私智を用ゐて天民を虐ぐるあらば、天其人を廢すべきを以てしてゐる。更に亦、

君と民とは同じ人にして、其異なる處は、其徳器の上に居るべきと、其下に居るべきとを以てなり。唯其形を以て異なりとせば、農夫をして端章甫し、大層高堂の上に坐せしめ、君をして敝衣を身に

し耒耜を手にして、丘隴の上に立たしめば、誰かこれを見て然らずといはん、こゝを以て見れば、金衣玉食を以て君とし、敝衣糲飯を以て民となすべからざる事を知るべし。然るに人君往々おもへらく、安逸して人をつかふは君なり、勞苦して人につかはるゝは民なり、民は至ていやしくかつ愚なりと、それ君も民も同じく天の生ずる所にして、耳目口鼻身支百骸異なる事なし、徳器其任にたゆるを以て天職をうけ、又は祖先の餘澤によつて天職をうく、故に安逸して人をつかふ事を得るなり、其つかはるゝ人其才英力大に過るといへども、覬覦の心なく區々として服し靡々として隨ふは、是亦民の天職を行ふ所なり、然るを知らずして是をいやしみを愚なりとするは、其愚いふにたらず、民もし耒耜をすてゝ其業を離さざれば、三木（手かせ、足かせ、首かせ）かならずいたり、鞭笞必至る、人君其天職に叶はざれば、國家墟となり、身死して名亡ぶ、然れども天のつみする所は、寸々尺々今日のつみ今日に至るにあらざるゆゑ、人君或は其罪たる所を知らずしておそれかへりみず、人のつみする所は、片言隻辭、二歩一行、其令にたがへば、則つみす故に、民其罪にあはん事をおそれて其職を失ふ事まれなり、人君はおそれざる故に、やしもすれば其職を失ひ、天罰をうく、昔し夏桀天職にたへざりしかば、天皇を廢して湯王にあたへ、殷紂天職にたへざりしかば、天皇を廢して湯王にあたへ、殷紂天職にたへざりしかば、天皇を廢して武王にあたふ、百王興廢みな天命にあらざる事なし、君たるものおそれ憐むべき事也。

君と民とは其人に於て變りなく、唯だその色別を徳器の上に於てのみ認め、祖先の餘澤を受けて安逸を貪り、民を卑しめ之を愚にするの不明不法を罵つてゐる。

夫れ一人一族一郷一邑の善惡願欲或は私にわたるも多けれど、億兆の人の皆善とし、惡とする處は、一箇の私心にあらざる故に、皆天下の公理也、天下の公理は則天の心なり、人君一箇の私にかはらずして、公理を以て心とするにあらざれば、天命を享けて天職を治むとはいひ難し、書曰、無偏無黨、王道蕩々、無黨無偏、王道平々といへり、王道は則天道なり、人君耳目の欲に隨ひて、土木を事とし、軍旅をおこし、奢侈放肆にして、天民を虐ぐるとの豈天罰をうけざるべけんや。

人君の暖衣飽食するは、是誰が功ぞや則民の功也。民若し耕さず織らずんば、人君も亦飢寒に免かれ難し、人君若し自ら耕して食とし、自ら織りて衣とせば、則これ民にして人君にあらざるなり、然れば民は則君、君は則民にして、不窮の民なく、不窮の君なし、云々

人君の私心に出づることを極力戒め、天の公理に従ふ王道を説き、君民の分かるゝ處唯だ徳の有無を以て論じてゐるのである、更に、農民の其使命とする日常生活に就いて、

詩曰、投戰以木桃報之以瓊瑤と、凡そ此功あれば、必此賞あり、此徳あれば、此報あり、唯思ふべし、民ありて衣食を供する故にこそ寒飢の憂をまぬかる、此功莫大なれども、萬に一つも是に報する事なく、反て其租税を増し、其給しがたさを督責し、傲然として下民を下視して、其功の大な

るを思はざるは如何ぞや、人君常に衣を着ては、縷々になし、寸々に織りて終に其功をなす、我織女蠶婦の勞によりて寒さを知らずと思ふべし、其食に向ひては耕耨耘耨、終歲其力を盡す、我農夫田夫のつとめによりて飢を知らずと思ふべし、殊に此の如く思はゞ如何ぞ逸する事あらんや、周公曰、君子所其無逸先知稼穡艱難、乃逸則知小人之依といへり、一衣一食民の功にあらざる事なく祖先の恩にあらざる事なく、天子の恵みにあらざる事なく、上天の命にあらざる事なし、反復して是を思ひ是を省みて其職をあげ、其恩を報じ、其功に報いん事をおもふべし。

民の衣食を供するによつて飢寒の憂を免かれることをも、之に報ゆることなく、却つて租税を増大し其給せざるを督責して尙ほ傲然たるは如何と難じてゐる。

古へは天子自ら耕して祭祀の黍盛に供し、王后みづから蠶して祭服とす、是上たる人の農桑をなして、下をみちびくなり、今人君貴ぶ所は金銀珠玉にして、いやしむ所は米粟也、貴ぶ所は豪富の商賣にして、いやしむ所は貧苦の農民也、今君これをいやしめば、國民きをひて是をいやしむ、こゝに於て農民化して富貴となる、有司これを禁ずれども、元より人君の使命する所なれば、止事なし古語にも黄金珠玉、飢不可食といへり、其本をすて其末をこのむ、實に愚なりといひつべし

古の天子は自ら農桑の業を行つて民に其範を示してゐたけれども、今の人君は富商を貴んで、貧苦の農民を賤むといひ、

古へより憂ふる所は人君の下民の情を知らざるにあり、此故に周公の無逸及七日の篇をつくりて成王に進め給ふもこれなり、故に漢高光武唐の太宗のたぐひ皆下民より起るの主は能く下情に達するが故に、其治をなす事盛んなり、幼より閨居宮處しては、いかで下情に達し、稼穡の苦をしるべき唯いまの人君の常に見る所は膝行舞踏、聞く所は唯々諾々、行ふ所は奢侈放肆、言ふ所は鴟張大言、是に長じ、是に化し、習ひ性となりて、つひに天心を奉ずる事あたはざるに至る、たま〜人臣稼穡の事を語れば、人主耳を掩ひて其語の下卑をにくむ、左右も亦失色して、其失言の甚しきなり、人君たま〜治道に志ありて、小民稼穡の事を問へば、左右甘言阿諛して曰く、民情に高山を見、廣野に出で、目を放ち心を遊ばしめ、且又勤動して飽食するが故に、民は多く其壽をたもつ、夫れ壽は人の好み願ふ所なり、民其願ふ所得、君又何ぞこれをあはれむやと、嗚呼思はずや、金殿玉堂は人の樂む所、君常に爰に居る、君に於て敢て樂します、珍膳芳羞は人の悦ぶ所、君常に是を食ふ君に於て敢て悦ばざるは、是慣るを以てなり、金殿玉堂珍膳芳羞すら、慣るれば、猶これを美とせず、民常に山野をはなる事なし、何ぞ山野の景勝を悦ぶべき、人君たま〜郊外に出で、其景勝を樂しむを以て、共に農民の心を見るは、大にもとれりといふべきなり、夫れ霜雪を侵して高山に入りて薪樵を採り、風雨の日に蓑笠破れ露體にして廣野に出で、馬に秣かひ、或は草を刈る、其勞苦如何ぞや、人君衣をかさね爐火を近づけ、玉杯をふくみ、珠簾をかゝけて、遙に是を見れば、

又興あるに似たり(中略)、動作節を失ひ、筋骨疲勞し、百體倦憊し、朝より夕に至るまで休息する事なきは、いかんぞ生を養ふ道ならん、その食ふ所の糲飯腹にみたざれば、草木の葉をまじえてこれを食ふ、かくの如きを飲食とはいふべからず、苛政をおそる事虎の如く、貧吏を恐る事狼の如く、税給せざれば、或は撻楚せられ、或は繫囚せられ、邑をはなれ、田を賣り、妻子四方に散じ老者は灌壑に轉死す、其悲哀憂懼によりて而も既に絶えなんとす、民は必壽老なりとはいふべからず、幸にして壽老なるものも、此悲にあひては天歿の人のうらやみて、其年老てこの憂にあふを不幸とす、かゝる事どもをいはずして其言阿諛し、終に人君の仁心をして下に通ぜざらしむ、其不忠いはん方なく、君も亦不明也といふべし、人君深窓に居て下情を知らんとならば、宜しく學問し、六經歴史諸子百家の書を詮くみれば、下民の情稼穡の苦しみ、章々として明らかなるべし、云々人君の幼少より閨居宮處しては、下情に通じ、稼穡の苦を知るべくもあらず、民の艱難辛苦を知らんと欲せば、宜しく學問を爲し、六經諸子百家の書を讀むべしと痛論してゐる。

人情は天下一にして我にくむ所好む所はまた人の惡む所好む所なり、我心を推してこれをはかれば、天下の人情胸中に歷然たり、されど一人の私を以ては量るべからざるなり、人君常に思ふべし、宮室の安、妻妾の奉、衣服飲食の美、此數の物は我欲する所也、民も亦人なり、我に異なる事なし、然るに民宮室の安きを欲すれども、その居る所は膝を容るゝにすぎず、壁には全き土なく、牕には

完き紙なし、其窮する事甚しければ、垣墻をこぼちて薪とし、家屋を賣て賦税とす、其妻妾の奉を欲すれども、不幸にして終身妻を得ざるものあり、幸にして妻を得るも、其窮する事甚しければ、妻をひさきて一日の命を全くするものあるに至る。衣服飲食の美を欲すれども、糲飯腹に満たず、弊衣肌をおほはず、其窮する事益甚しければ、木皮草根を食ひ、猶足らざれば人を食む。弊衣を脱して市にひさぎ、露身風露の寒を侵す、誠に我欲する所を極めんとして、下民の疾苦斯の如きを顧みざるは如何ぞや、人君常に是を思ひはからば、人情に於て何のくらし事かあらんや。

民の貧苦を知ること斯の如く、更に其業務の困難に説き及んで、

夫れ稼穡の疾苦實に憐むべし、凡そ天下の事見るは聞くより切に、其身これにあたるは見るよりまた切なり、予幼より深窓に養はれて稼穡の苦しみを知らず、是を聞くも亦うとし、いかで其情其動を知るべき、然れども遠く察し近く恕して其大概を知る、夫れ農は四體の節をわすれて、三時の務めに赴く、其勞甚し、春寒いまだやまず、曉霜いまだとけざるに飢をしのび寒を忍び、耒耜を手にして田野に出で、或は荆棘をさり、蓬蒿を刈る、凍寒に堪ざれば草火をたきてみづからあたむ、或は春氷をくだきて墾耕し、根稗をつくす、墾耕再にしてやまず、三にして休せず、水を引糞をほどこし、つひに牛馬を以て是を耕やす、こゝに於て時をはかり宜しきを知りて浸種して、終に其種を布く、共生じて稍長するに及べば、男は出て泥土を平らかにし、婦女は田に入て苗を植う、泥土

體にまみれ、僂僂のいばむが如し、爰に最興して其根莠をさる、懊氣金を鑿し、田水わくが如きに衣を脱して田に入り背をさらして耘野をなす、爬沙してゆびのびず、僂僂して腰折れんとす、云々、婦女は又蠶桑の勤めあり、夫れ農の苦み是の如くにして、常に賤しめられ、常に虐げらる、實に農の不幸擧て云ふべからず。

と、終日泥土に塗れての稼穡の慘苦を擧げ、而かも世よりは常に賤しめら、虐げらるゝものは是れ農民なりと説破してゐる。

是等定信公は民ば國の本なりと見る處に根本思想を置いて、人君と民との關係を説述し、君と稱するも、民と云ふも、要するに其區別する處は、徳器の有無に於て其存在價値を認め、而かも農事の國家に於ける絶大な功勞あるにも拘らず、農民は卑賤なる者として社會より侮蔑せられ、艱難辛苦を常としてゐることに滿腔の同情を寄せ、更に定信公は當時の税制を擧げて、暴君奸吏の自己の私慾恣にする爲めに飽くなき聚斂を敢てし、農民の其桎梏下に呻吟してゐる悲慘な狀を述べ、聚斂の臣は盜臣よりも恐るべしと極論し、其不法を難詰して、賦税を戒めてゐる。

一、什一の税は天下の中正なり、今に至ては五公五民、六公四民、七公三民の税あり、況や貢税のたぐひはあげてかぞへ難し。

一、場圃に賦あり、家屋に賦あり、戸及び牖に賦あり、或は女子の年いくばくまで賦を出すこと幾

何、又は布を権し酒を権し、又榛柞菽麻の類皆貢せしむ、夫れ小國民は父子五六人、一室に居て枕衾を俱にす、農民の暇、別室を造らんとすれども、賦を恐れてしかせず、牖をうがちて燈火の費を省かんとすれども、賦を恐れてしかざるなり、人君能く思ふべし、宮殿樓臺を造るに、工匠其價を計其費巨萬なれば、是を民にとる、民の室を築くや其賦を出す、千乗の君宮室を造るに自ら辨ぜざれば、是を民に取る、民擔石の貯なくして、其舍を造るや賦を出す、何ぞ相もどるの甚しき、又女子長するに至るまで賦税を出す、人君能く思ふべし、人君の子を生するや、玩好弄物善美をつくし、其嫁するや、是も亦費數萬に至る、國用にとりて辨ぜざれば、必ず是を民に取る、民の子を生するや、其賦を出す、人君何ぞかくの如くの幸にして、人民何ぞかくの如くの不幸なるや、布及び酒茶を権なるの類は、錙銖の利を下とあらそふ事にして、國體を失ひ、天職にもとる事甚し。

一、收穫の頃、有司數十百人阡陌を巡行す、來り至る事遠ければ必ず民家に宿す、其供する事少しくおろそかなれば、或は賦税を増し、或は力役をあたふ、民の是を恐るゝ事虎狼の如く、道を造り、橋を作り、泥土の中に匍匐して是を迎へて恭敬す、飲食衣服枕衾の類美を盡し、善を盡して供奉す、唯其害をうけん事を怖るゝがゆゑなり。

一、民賦役に當れば、道路橋堤を造り、又は旅人を造り、又は傳馬を出し、農時と雖も役に當れば、耒耜を捨て糧を負ひて、或は五六里或は十餘里を経て市中に出で、終日力を勞して終猶一錢を得ず、

却て毆杖せられ、又は怒罵せらる、役より歸りて田を見れば、稗莠生じて又治むべからざるに至るあり。

一、租に出す所の米萬分の一は必ず上の倉に入れて豫めの備となす、民是を見て頭を集め眉をひそめて是を悲む、固より倉に貯して不虞の天災を救はんとす、是亦人君の仁心にして有司是を害ふ、故に民かなしむや、米粟倉に納めてより、時々有司倉を開きて點檢す、其米粟黃腐し、或は虫鼠の殘に遇へば、種粟の木札をみて、出す所の民に返し與へ、更に米粟を收めしむ、千乗の富、猶其黃腐虫鼠の殘をにくむ、況や懸磬の室をや、千乗の富にてにくむ所、小民なんぞ能くたへんや、是人情を知らざるの甚しき也。

一、毎年春に至て糶す、もとより民の乞ふものに與へ、然らざればしかせず、其糶する所の米の黃腐食ふべからず、或は赤米にして春榆すれば、半ばに至り或は虫鼠の殘を経て其數に足らざるの類なり、民秋冬に至りて、又米を出して是をつぐなふ、其出す所の米有司換易して精粹なるにあらざればいれず、民惠を得るの名ありて其實なく、償ふの名あれども其實は大にまされり、是民をあみするの偽詐なり、人有司を詰れば必ず答ていはん、民乞ふに依て與ふ、あたふるが故にかへさしむと、夫れ小民の情、春に至りては蓄ふる所の黍稷麥菽等も盡て熟壽も未だ遠ければ、止む事を得ずして上に乞ふ、上より出す所の米粟必ず食ふべからざるに至る事を知れども、人情萬一の幸を求め

ざる者なければ、これを得て幸に食ふべければ、今日の飢を助く、爰に至ては秋冬償ふ時の苦しみを知らず、只得ざる事の遅からん事を懼るゝのみ、終に有司に苞直して是を乞ふ、乞得て其米を開き、食ふべからざるを見れば、忽怒して止まず、始めて秋冬の苦しみを知る。秋冬に至ては來年其糶を乞ふべからざるを心に誓へど、春にいたりて貯ひつくれば、姑息にひかれて又糶を乞ふ、一年は一年より苦しみ、年をかさねて苦しみ極る。人君能く是を察すべし。

一、民の患ふる事多しといへども、前年の租を出すを最も甚しとす、僞滑の有司民の長を召て曰く、今年何等の經費幾何、財用すでに盡く、いま來年の租を出すべしと、民皆頓首して退き、涕泣して漸く來年の租を出す、初め約するに其出す所の租は、秋冬にいたりて上より償はんとす、約堅くして其言つひにしるしなく、民窃かになげくといへども、是を訴ふれば、楚撻背に至り、桎梏手足に來らん事を恐れて、聲を吞で涕泣す、來年に至りて有司民の長をよびて、又來年の租を出さしむ、有司或は甘言してあざむき、或は威を張りておどす、民又退て田を賣り、妻子をひさぎて其租を出す、其報なき事去年の如し、一二年にして既に五六年の租を出すに至る、それ劉溢の世は民に田租の半を賜ひ、或は田租悉くゆるす、然るに今如斯はいかにぞや、人君の實に耻づべき事なり。

一、國家大費ある毎に必ず其金數萬をして民より出さしむ、一縣幾何、一戸幾何の數を以てし、貧富の別なく、一是にこれを取る、其内の少多厚薄は又猾吏の心にあり、夫れ小民は田租猶これを苦

しむ、況や場圃及び戸牖布帛の賦をや、是のみならずして、人に賦し、車馬に賦し、酒茶に權し、又前年の租を出さしめ、又は故なくして金銀を出さしむる類、寔に堪ざる所なり、此外聚斂苛政猶しるすにいとまあらざるなり、人禍大概如斯にして、天地變災時となくして至る。

凶饑に對し救助の法を過し來り、或は奸策行はれ、即ち金錢米粟を給すると雖も、其厚薄多少は貧賤點昏の意にあり、茲に於て窮民は却つて得ること尠く、富者の利する所多きに至る。發廩の令、齋錢の命下ると雖も、其實惠なくして、却つて下民の恨みを買ふこと多く、是れ聚斂の臣盜臣に劣る所以と斷じ、更に横斂苛政色目蠅の集るが如き上に、天旱水潦交々至り、茲に於て農民流れ、商人と化すと論じてゐる。是等國本論に述ぶる處、當時の青年政治家定信公の胸中に描く單なる理想でなかつた。之が實行が凡ての改革政治となつて現はれてゐたのである。公は斯の如く細大となく民政に意を注ぎ、下情を究めて白河藩に臨んでゐたのであるから、奸臣の祕政を行ふ細大となく、慈父の子に對する如き仁政が、大河の水の流るゝが如く淀みなく一人の不平を抱く者なく最も公平に行はれてゐたのである。是等農民の深く感銘する處となつてゐたもので、種々の方法に依つて意思表示が現はされてゐたが、一百姓の公の恩徳に感じて「御大守様に御坐候得ば千部萬部の御經にも勝り難有奉存候」と、全く生佛の顯現したるものとして「鎮守社内に少しの祠を建置、大守大明神と崇め奉り、其後少將大明神標札納候而毎月朔日十五日廿八日參詣奉拜候由云々」などと渴仰崇敬するの態度に出でてゐるのである。

二 農 政

天明以後の白河藩は藩主定信公自ら民本主義の思想を抱いて藩政に臨んでゐたのであるから、往々他藩に於て見られるやうな家老以下の郡村に關係ある爲政者の私意に依る悪政などは殆んど行はれなかつた。上の爲す處下之を倣ふで、當時の爲政家は公の心を以て心としてゐたのであるから、仁政が領内隅々にまで能く徹底し、其恩澤を蒙らざるものが無いと云ふ風であつた。輕佻浮薄奢侈遊惰は國家を紊亂する素因となるので、定信公の最も憎惡する處のものであつたから、公天明三年封を襲ぐと間もなく令を發して、是等を警戒すると共に儉約勤勉の精神を特に強調してゐた。

「仁政録」

郡中へ申渡之寫

今度殿敷御儉約を被仰出、何と申御ケ條無之候得共、萬つの事昔の通銘々分限に應し、奢ケ間敷事無之、常々酒を喫、勝負賭事を好み、不相應の着類脇差等の物敷寄を堅く致間敷候。百姓の上は農業を精出し荒たる地をも少したりとも開發候は天道への務、佛神の助けもあつたから有之事ニ候。大守様常々木綿之御召物ニ而朝夕の御膳等一汁一二菜ニ而被召上候。其外御慰之事御振廻等之儀も決而不被遊候。御身を詰させられ候て、萬事御守り深く御家中へも思召を御直ニ被仰渡、御儉約

之儀ニ限らず、御身の上を手本にいたし相守り候様に被仰渡候。御本意は當年の様成凶年又も有間敷事ニも無之、左様成年柄ニも御家中并町在の諸民生命を保つべき御手當被成置、國家長久の安堵致し、上下樂を同じく被遊度思召により御身をもくるしめられ候。斯のこときの思召を、末々の者まで得と申聞せ、農業は勿論萬端の相愼可相勵候。

右之通難有事、此上もなき思召を常々の様ニ相心得候て、天の御咎を受、身を亡し候事目前にして速なりされは某共郡中取年方厚き思召之意を蒙候内、御慈悲の難有事を爲申聞、心得違のもの於有之ハ、不得止事御吟味之上如何様の御改事ニも可被仰付候。左候へハ某共におゐても如何程か歎しく存候條申聞せ置候。村々におゐて老若男女の差別なく委敷合點の參り候様に能々可爲申聞候。今度計申聞せ候而ハ、追々成長之もの不承、或は忘れかちなるもの可有之候。日待神事等に打寄候節、幾度も申聞候様可致候。本庄屋役人に限らず事を辨へ候ものへ申含置、寄々可申聞候。

天明三卯年十一月

御 郡 代

銘々能存居勿論成事なから、近き事は心つかず、何か珍敷事の道理を聞たかり候ものに候。其心得違愚成事にて候條、左三ヶ條を序に咄し聞せ候。村々にて神事日待等寄金候節一言宛も語り合可申

候。此度の御意を其儘に爰に出す。

一、忠孝に志し厚きものは天の福を得、一生安樂あり、右兩道に缺たるものは萬つの望一つも不叶事。

一、夫婦家内の者と中あしきは其家を潰し、先祖へ不孝の第一となる事。

一、一村不和にしては、公事出入有之候而其村滅亡の基となる事。

一、百姓は農業の外勤なく、商ひの利潤を望むは身を失ふ初め之事。

一、鳥獸さへ冬中の餌を運び貯置候。人として糧を心懸さるは不所存之事。

一、當國の風俗にて死躰の出生多き事。

一、一村の困窮は村長役の罰たる事。

一、村長役人心得違候而は、忽一村の難澁となる病の心得ある事。

一、佛神の信仰も其所の産神と先祖の寺をさへ大切に信心いたし候得は、諸神加護ある事。

一、日待神事等に寄合には萬つの種蒔附の時節の相談、川除道橋を直し候儀ハ、或ハ念佛に寄可然事。

一、人の富貴を恨むへからず、わか貧しきを歎くへからず、唯天を祈て農業の外餘念有間敷事。

一、正三月三ケ日は遊ぶへし、四日よりは薬仕事を専らにすへきこと。

一、五人組掟書ハ有か無かにいたし候儀有間敷儀ニ候。年々幾度も申聞候儀、村役人たる者の勤に候事。

一、元旦之明方に蒼述を焼候得ハ、一年の諸病を不清事其印多く候間、何れも焼せ可申事。

一、近頃村役人始末ニ小百姓迄其品を越へ手寄へ取入無盡の費をいたし候もの有之は不埒成儀に候。御役手之外何を以爲に相成候哉、其儀之無候ハ勿論ニ候。彌心得違無之大切ニ可相愼事。

一、小百姓杯ハ十三己上之もの手習讀もの致させ申聞敷事。

一、蠶は和漢共に大業といへとも、其地其國により一得一失有儀ニ候。能々辨へ可申候。紅花を作る事同様之事。

一、近年奉公を致候もの不道の心さしゆへ、天道に背き、一生其身を立か手候事。

一、岩瀬郡飯豊村清右衛門年々叔を貯へ置、當年凶作ニ付穀改の砌、上の御用にも相立候段、冥加ニ相叶候旨ニ而差出候段、厚志奇特之事と御稱美有之事。

一、伊達郡下糠田村彦人と申者、親の遺言を數年相守り稗を貯置當年之凶作ニ付村役人の世話にも上之御世話にも不相成、今度之稱美被下事。

一、大守様當冬寒夜を御歎被遊候もの御意の事。

一、時行病ハ不清淨の地よりふこり候。百姓の家ニ而ハこやしは根元大切のものにて、其取始末心

得有之事。

右之外追々相觸申渡置候掟を常々大切に相守、村中親疎の隔なく交り睦數金銀貸借之儀ハ日用に候得ハ互之義理を正しく可致候。其外數も不限事ニ候儘、手本に成候事を十か一つを申聞候。

卯十一月

文化三年定信公村政の改革を行ひ、大庄屋に休役を申付け、代官の農村在住を命ずると共に代官、郷手代に對し一般村政に對して教諭する處あつた。

〔仁政錄〕

一、村々大庄屋休役御代官在住被仰付候事。

(村、人名略ス)

御代官

郷手代

此度在住被仰付候ニ付而ハ其方ハ勿論妻子ニ至ル迄慎方第一之儀、且些少之品ニ而も音物受取致間敷、村々取扱之儀猶更入念勸農等厚世話困窮取直し様精誠取計可申候。

但在宅之事ニ候得ハ、居村ハ勿論、其外迎も最寄之儀ニ付、自然と様子委敷可相分風儀并農作動の方唯々油斷有間敷、猶又其身直作之儀も不苦候間、手透ニ隨分心懸、手餘地等開發作之

も厚心懸可有之事。

一、大概御用向ハ保原役所え趣ニ准し候。手代より御代官へ申達候ハ、不及伺時宜次第取計可申候。尤も重き儀は伺可有之事。大概之儀たとへハ村役人他所出願之儀是迄之通承届候而已而、此方へ申聞ニ不及事。

一、他所縁組願之儀是迄伺有之候得共、己來筋合相分無據分ハ承届、追而申聞可有之事。自然出火等注進候ハ、小火之儀ハ火元改書ニ一集ニ申聞可有之事。赤子養育を被下候儀、難澁相違無之候ハ、直ニ承届追而届可有之、尤乳方入念可被取計事。百姓共身持不宜或ハ何事ニよらす不埒有之、一旦之咎等ニ而手鎖杯申付候儀ハ、尤不及伺取計置、追而申聞可有之事。余ハ右ニ準し候類ハ不及伺、時宜次第取計、重き儀ハ伺可有之事。

一、御用達之節、手輕ニいたし抑々廻村勸農并質素儉約等之儀教導有之事。

一、支配村々割附能難手代相認、金方之儀請取置、組合庄屋之内順番ニ才配申付、御勘定所へ可相納事。

但米穀大豆其他俵物之儀 是迄之通大庄屋へ可相納事。

一、米金御出方ニ相拘候義ハ多少ニよらす可相伺事。

但自然大火等之節、類燒之者へ被下候儀ハ兼而御定も有之義ニ付、不及伺事。

一、自然行例もの等有之節。敢而怪敷儀も不相聞候ハ、郷手代改ニ而改書早速可出事。此改革政治を行ふに際し、公の居間へ郡代岡本佐右衛門、立見作十郎等を召して、仰出された趣旨は左の如きものであつた。

「仁政録」

郡中之儀五十年來世話も有之。此方家督以來猶亦世話もいたし厚手當も申付候得共、下ハ愚成もの故、上えもたれ候様ニ相成、勿論治世之續候故、世風に隨ひ、民の風俗も自然と奢侈ニうつると申ものニ候。此分ニ捨置候而ハ、難澁復候期も無之事故、此度改革申出、大庄屋休役代官在任申付候。下を惠候を仁と存候而も、取計ニよつて却而心ゆるみに相成候。已に昨日も淺川領杯見受候而も、格別劣候様ニも無之、年貢もあたり前ニ納、其上用生等申付も有之由、此方越後領分迎も手當等ハ一向無之、御料所杯ニも手當等ハ無之候得共、不殘困窮及潰候程之儀も不相聞候。近領ハ下免故手當無之杯と申候得共、定り候收納之上用共等取立候而も可也ニ取續候。是ハ全く人氣之ゆるむとゆるまざるとの二つニ而、奢侈之長し候故之儀、たとへて申サハ己前ハ着用も自分にて木之皮にて染候處、當時は紺屋え書紋付模様付ニ染させ、日待月待等ニも獨り酒にて仕廻候處、清酒を給、肴も調候と申やう成事にて曾而高免故之困究と申譯ニハ無之、銘々覺悟ニ寄事ニ候處、難澁困究とさへ申出候得は、いつも上より手當有之候様存候風儀ニより人氣ゆるみ及難澁候。開作手當杯も

上より出候處ハ夥敷候得共、其人別日割等ニいたし候へハ、誠ニ聊之事夫にてなし候様ニハ迎も不行届儀ニ付、以來ケ様之類無之様取計專一ニ候。殊關和久杯ハ過分之荒地も有之、難澁故別而風儀も惡敷趣ニ付、心實ニ世話いたし、起返り等も出來候様專一、勸農ハ此方より手を下し、手本を出し候位ニ無之候而ハ不行届事ニ付、御庄屋休役申付、其方共在任申付候、誠ニ改革之極意ニ付、人ハ郡代より撰出し、其儘申付候。此方直ニ爲申聞候ニも不及事ニ候得共、此度之在任ハ大切之場、若何れも不行届改革出來不申候而ハ、郡代之面目ニも掛り、政事之引ケニも相成候事、此所能々可相心得候。風儀取直候ニハ、第一其身を慎、何事も深切ニ世話いたし、赤子養育等も厚世話いたし、一通り之儀と不相心得、いつもニも村方取直候様可申候。代官在任いたし、小前格別究窟ニ存候而も參間敷候。又親み過候而ハ、下ハ愚か成もの故、却而下知も不用ものニ付、先つれ取敷方宜、嚴ハ則惠にあたり候。乍然怪き届事杯不致とて嚴敷答杯ハ不致、左様之所ハ少し大目ニ見候而、唯々風儀取直候様大切ニ心得、先つ上立候庄屋を隨分不引立候而ハ行渡申間敷候。取成行届候ハ、無限を不待格別之賞美もいたし可遺候。亦其義ニ不行届儀有之候ハ、罰も格別ニ可申付候。扱亦外々ニも有之事ニ候。下々騒立候様も申候得共、夫ハ上に格別無理非常之儀無之候而ハ無之儀、假令騒立候迎、此方さへ正道ニ候得ハ、夫ハ下々無理と申ものニ候間、夫等之處ハ心丈夫ニ打はまり奉公可相勤候。猶郡代共より事毎可申付候。

文化八年百姓の農事を精勤すべき旨、其他一般百姓の心得べき事項が仰付けられてゐる。

〔仁政録〕

一、百姓共農事情不精軒別相糺置、働方不精ニ而相當之高も所持不致ものハ急度可申付事。

(本文取計方心得)

田畑作付方之儀平生共村役人ハ不及申、支配御代官よりも精誠教諭いたし、諸事手後れ無之様厚取計可申、其外廻り御役人迎も心付之儀ハ申教、勸農無怠様萬事深切ニ可致世話事。

一、百姓之家業をあるそかにいたし風儀不宜者、制度之障りに相成候而已ならず、村方之風儀を害し候ニ付、右様之者ハ糺之上急度可申付事。

附、先達而も相申置候通、在中ニ而農業心得薄く餘業を習ひ渡世いたし候者、或ハ極老ニも無之隠居いたし、小商ひ等いたし候者有之、右心得違より田畑も手餘り地出來及困究候ニ付、己後勝手筋にて若隠居別居いたし候ハ、是迄之通可差置候得共、年齢相應作高所持不致に於てハ急度可申付候。尤若隠并小商ひいたし候もの永く他出いたし候ハ、名前村役人より書出可申候。且又他方へ遠出之節ハ急度定之通村役人え相斷可申事。

一、家業を廢し、町家え出商ひ向いたし候者ハ、追々糺之上歸村可申付事。

(本文取計方心得)

農業差止商ひ等いたし居候者ハ、御代官前にて専穿警をとけ歸村申付候か、亦ハ明家等有之村方へ引戻農業可申付、其者之心得違輕重に應し、各筋并引戻方時々評議之上可相伺、年齢ニも無之隠居之分夫々作高所持いたし候様、是又御代官取計可有之事。

一、商ひ店々無之、農業手透々ニ商ひ事ニ拘り候類有之候。是等ハ其者之作高等相糺、農業誠實ニいたし、其餘業ニ仕來候類ハ其儘差置可申ニ付、兼而御代官并廻村之御役人譯柄帳面ニ記、御勘定所へも可相届置、馬喰商賣之儀差障無之者ハ、是迄之通可差置候。新規之儀相願候共、容易ニ不相成事。

一、在々に於て商ひ店有來候分差障り無之候ハ、其儘差置、併御代官并廻村之日役人手前へハ仕來之商ひ店手帳ニ記し置可申、尤新規之分は往來筋等草履わら口格別其外相願候とも容易ニ不相成事。

一、缺落人其居所相知候節、其地頭御領主御役人より文通を以懸合可申聞、早々歸村爲致候様落付居候所々役人へ申渡、相互ニ辨利宜様取計可申事。

一、嫁娶取始其外都而吉事凶事之節ハ、近親并五人組合之内ニ而人寄捨人を限り小百姓ハ四五人ニ限り、其餘ハ右等之節又ハ病人等ニ而人手多入用之節ハ、村役人え相斷可任差圖、其節給納等之支度互ニ助合ニ可致事。

附、嫁娶取之節、日限前廣々村役人え相届、村役人より支配、御代官え幸便を以可申越事、寄々爲見届御役人差出候事。

(心得略)

一、嫁娶取之節、渡船場并座頭其外小屋之者祝儀坏たりケ間敷義無之様、其村々役人共より屹度可申付事。

(心得略)

次に衣服飲食等の制を左の如く規定してゐる。

〔仁政録〕

一、衣服之儀一體五人組掟之通候得共、近頃ハ庄屋躰其外大小百姓共難澁勝ニ相聞候間、當時ハ庄屋始絹布之類決而着用致間敷候。小百姓ハ勿論絹紬大織布、其外何品にても木綿計りを用ひ、絹布之類聊相用申間敷、右之通絹布不相成上ハ勿論之事ニ候得とも、縮緬之冠り物絹たつち等男女共決して御無用之事。

附、本文之趣若相背候者有之におゐてハ、御料私領御役人廻村之節見懸次第自他領之無差別嚴敷遂吟味風聞等有之候而も及吟味候事。

一、百姓共雨具之儀兼而申渡置候通、成丈笠笠たるへし。況蛇之目傘日傘不相成候。皮緒塗下駄

雪駄無用并木綿合羽着用、古き品ニ而も堅相用申間敷候。市町商人ニ而も羅紗天鵞絨裝束之合羽着用不相成事。

附、市町たり共蛇之目傘無用日傘も男子之分勿論不相成、老人婦女子とても惣青張之日傘無用、白張迎も心得可有之、并履物之儀も本文ニ准し、身分相應心得可申候。其外町在とも銀のかんざし銀させる所持致間敷候。是亦市町之者雪駄ハ用捨之事。

(本文取計心得)

此度申合有之候御料御私領之者庄屋躰其以下百姓共絹布差いたし候者廻村御役人見懸、其者名前前村名等相糺、虚實ニ不構廻村御役人手帳ニ記置、追而序を以相互ニ知セ合虚實之處、其役所ニ而相糺、相違無之ニおゐてハ着用いたし候衣類取上ケ急度答筋可申付、制服相犯候義度々ニ及候得ハ、夫ニ應し格別嚴重ニ無怠可申付事。

一、此度申合有之候御料御私領之者共絹布之糺答違不苦候得共、右申合候外に御近領村々も不少ニ付、絹布之糺能々相心得理不盡無之様ニ專當御領分之者せんさく可致事、併申合置候御近領之者心當有之者ハ、無遠慮名前相糺手帳ニ記し可申事。

一、諸祭禮日等之節、向々より御役人出覽可致、左様之節向々御役人見答候上、相糺候而ハ混雜可致候間、其祭禮場所之御地頭御領主より出候御役人共見答又ハ向々出役より申談次第引渡可遺

事、尤先方御役人出張無之節ハ手帳ニ留置可申事。

一、寺社之向并醫師ハ絹布見咎候ニ不及、并御私領ニ而苗宇帶刀御免格式等も被仰付置候類も可有之ニ付、帶刀之分絹布ハ都而相咎申間敷、併庄屋之妻子、醫師之妻子ハ百姓ニ相混し居候間、妻子之分ハ一樣ニ相糺可然事。

一、前々申渡置候通、神事佛事其外人寄いたし費多違作之心懸無之者共多分有之、不覺悟之至ニ付、神事佛事とも別居罷在候親子之外ハ家内限ニ而取行、他村は勿論村内たりとも、大勢寄集無益之呑喰堅致間敷事。

附、念佛講其外ニ准し候事其他村之者と組合俗家え集候儀、且寺院ニ候共老男女ハ格別若者とも猥ニ寄集間敷候。若無據譯合有之候ハ、其時々村役人へ可申出事。

一、凶事之節堅禁酒且吉凶共給物膳部之儀、暮方相應之者逆も一汁二菜ニ限るへし。其以下難澁小前之者ハ右より成丈御手輕ニ可致事。

一、酒請賣之儀、是迄賣來候海道筋之外、在々にて受酒無用之事。

一、嫁娶取金之儀、近來ハ過分之金子差出、縁組いたし候趣相聞候。仕來之風儀故右金子差出候儀差止候而ハ、差支筋も可有之候得共、高下を以妻縁之儀取組如何之事ニ付、何れも實事重々相心得、諸村之爲宜様相互ニ心懸可申、身上不相應之儀有之候ハ、子細相糺可申事。

一、近來所持之田畑荒し置、奉公ニ出候もの不少相聞候。已來ハ奉公ニ出候もの共一々支配御代官役所え可申出、村高割合奉公をいたし候而も、耕作は勿論村方差支無之、無據子細有之分ハ、其節々評議之上可承届事。

一、村役人を蔑にいたし候類間々相聞不埒之事ニ候。人を重んじ候計リニハ無之、役儀ハ上之役儀ニ付、其役を重んじ候譯ニ有之候。心得違有之間敷、尤村役人之上ニ越度有之節は、夫々御役人之上ニ而相糺申付候事ニ有之候間、能々相心得可申事。

一、博奕之儀彌以嚴重ニ申付候。賭弓賭鐵炮等之儀堅致間敷、於相背ハ其品取揚急度可申付事。附、博奕いたし候者ハ、御料御私領之無差別見廻り御役人相互相召捕候事。

一、村々神事と唱數日休日いたし農業不精相成候間、享和二年申渡置候得共、以來ハ猶又朔望正月五ヶ日七月盆中其外鎮守祭禮等旨定候休日ニ限り可申事。

附、先達而申渡置候休日ニ村内道橋手入等之儀、銘々了簡次第之事。
一、何事ニよらず親類組合之外餅酒赤飯之類取遣致間敷候。餅ハ三月七月十月十二月右四度之外搦申間敷事。

附、親子等格別年回ニ佛前え供し候を餅搦候節ハ庄屋へ下通可相致事。

一、非常貯穀之儀、去年中も致而申渡置候通、聊忘却不致定之通支配御代官之郷藏え差出可申事。

一、赤子養養育之儀、前々より申渡置候通、大切ニ相心得可申事。

(本文取計方)

支配御代官は不及申、懸り御役人折々相廻り教諭可致事。村役人え届見届方之儀も先年申渡置候通相心得可申事。

一、病難等有之候得ハ、端的村方衰微之費に付、兼々申渡置灸治并正月暮蒼述之根燒候儀杯も無油斷御世話可致事。

右之外天明三卯年申渡置候趣等忘却不致様、休日等之節ハ打寄咄合可致儀尤ニ候事。

右之條々堅可相聞、於相背ハ夫々嚴重ニ御仕置可被仰付、村役人ハ勿論小前共相互ニ農事勵合心得違之者有之候ハ、意見相加申渡之趣能々相守可申、格別出情之ものハ大小之百姓に不拘、是迄よりも格別之御賞美も可被下置候間、其旨可相心得者也。

文化八辛未年十一月

從來米の收納に際し、檢見取の制が採られてゐたが、之が種々の點より不都合の場合が多いのみでなく、凶作續きの窮民救済の上からも思はしからざるものがあつたので、今後之を廢止し、凡て地改めは五年毎に之を行ひ、此期間内に於て起つてゐる事項即ち田畑の故障五反歩以下は檢地の要なく、又開發等あつても届くるに及ばざる旨の言渡があつた。

〔仁政録〕

一、前々より檢見取之儀申渡候處、違作打續小前一統致難儀、其上檢見取ニ而ハ人夫等之費有之猶亦早稻方多ニ付候へハ、刈入等相後れ而ハ山間猪鹿荒し并山稼等も出來兼彌及難儀候旨定免明每相願、去ル成年より去寅年迄五ヶ年居免を以定免ニ申付置候處、檢見取之儀は一躰手馴不申、第一調方等ニ差支候趣相聞、違作之年柄村免より歩合引方有之ニ而も平均ニ相成候事故、究民之助ニ不相成趣ニも相聞、彼是可爲難儀事ニ付、已來檢見取之儀ハ差止候間、一昨丑年申渡候。然ル處當年定免明ニ有之、當作柄諸國一統豐熟之趣ニ相聞候間、豐熟之村方ハ加免可申付筋ニ有之候得共、近年違作打續難澁復兼候趣ニ付、爲御救是迄之通居免申付候。自然惡作有之候ハ、兼申付置候通、一村之田高三分已上之惡作ハ訴出見分可相願、御役人見分之節不掛場所ハ、村役人内見分不行届事ニ付可爲越度候間、悉く吟味相談可願出候。尤三分已下之惡作願出候而も取上申間敷候。勿論惡作願出候ハ、一村たりとも大小檢見可被差出事。

一、地改之儀五ヶ年目ニ差出候間、右年季之内田畑川欠山崩等有之候而も、五反歩已下之檢地ハ訴出不申、年季明之節可相届候。五反歩已上之檢地ハ可訴出事。

一、見取開發并檢地起歸等有之候而も、右年季中ハ不及届出。年季明之節可訴出候。若隠し置、後日相顯にあらてハ可爲越度候。

文政二卯八月

領内農村の生活困難者に對しては、藩に於て手當並に夫食を給與してゐたのであるが、是等の爲めに却つて懦弱となり、耕作に精魂を入れざる風も現はれてゐたので、文政五年當該役吏に對して、其不心得を教諭するやうと令する處あつた。

「仁政錄」

一、御領分村々之儀、近來第一難澁勝ニ而御代官ニも無油斷誠精世話いたし心配有之様子、宜村方も相聞候得共、多分難澁勝ニ相聞、已ニ去暮御收納間際ニ及候而も、彼是難澁申立、本途之分も甚未熟いたし候者をも不少、年々右様ニ成行候而ハ、折角近來分而御世話有之、速ニ取締付候儀も跡戻無詮事と存候。毎度申談候通、實ニ困窮無餘儀分ハ夫々御手當其外夫食も御救被下候事ニ有之處、拜借杯いたし候者共、其當坐ハ凌方にも相成候得とも、詰リハ跡線難澁ニ及候間、右等之心懸第一之旨誠精爲申聞候事ニ候得共、兎角拜借御手當之申立多く、右様仕癖相成候得ハ、專要之田畑ニ身を入候心得薄、御手傳而已にて難澁を凌候様ニ相成、其内ニハ農を見合艱難も不盡御手當と申様之人氣ニ相成候而ハ、小前も行詰り支配ニおゐても取扱繁雜之事と存候。扱亦諸村之内にも西在杯ハ御城下町近ゆへ、自分村役人之取締甲斐なく懦弱にも至可申哉。下免之土地心懸次第ニ而ハ又凌安き場も可有之處、難澁者も不少、庄屋第一踏込世話不致候而ハ、其以下取締付申間敷事

ニ付、村役人を熊々も呼出得と申含、小前引立候様支配より厚申含可然、西在ニも不限其外村々ニ世話可有之儀ハ勿論ニ候得共、御城下近邊懦弱之風儀も可有之哉共存候間、先ッ心付之處を申入候。何分被申含諸村取締世話可有之候。

一、右様取締尙又申談候ニ付而ハ、兼而心得有之事ニ而、別段申達候事ニハ無之候得共、宗門改を始村々出役先ニ成丈ケ質素ニいたし村々宿等ニ而取設、事決而無之様、誠精世話有之度、且亦宗門改之節郷手取扱ハ兩人之處御用之欠不申候ハ、壹人ッ、附添出起有之度、郷使春廻村も被差止候事ニ付、右等心得ニ申入候。

尙又同年村役人共の私情より出た不正も尠くなかつたので、大庄屋共へ左の如き警告を發してゐた。

「仁政錄」

御領分村々之内村方出入筋之儀ニ付、村役人等申聞候儀、其身心に不應候得ハ、其儘前手或ハ出入之屋敷向杯え愁訴ケ間敷儀申達、或ハ村役人之善惡誹謗を申出候小前共も有之而已ならず、村役人之内ニも同様之者有之趣相聞、村方爲筋ニ不相成儀、亦ハ村役人小前等ニ至り如何敷もの有之、支配えも表向難く出筋ハ地方附御人之内え可申出場も可有之、其上之御爲筋之儀ハ封書ニいたし、兼而差出有之御郡代之宅え目安箱も差出置候處、前後之辨も無之筋ニも無之由も被相越、村人等之善惡或ハ出入筋之判断を受、或ハ訴狀認候ものも有之哉ニ相聞、右等内訴之儀ハ敢而清直之筋と

も不相聞、皆以身勝手を取行之儀多く相聞、不屈之事ニ候。已後右躰之儀ハ委細遂穿鑿可申出、急度相糺申付方も有之候間、其旨相心得村役人共え急度申渡、村役人よりハ心得違無之様、小前之もの共え不洩様可申渡者也。

百姓の其本旨とする處は、生活の質素にして、農事に勤勉なることで、庄屋は特に絹紬も許されてゐるが、平百姓は布木綿以外の着服が禁ぜられ、飲食は平日一汁二菜が其限度とされてゐた。そして其天分とする農事以外の業に就くことは、田畑を荒廢して、其收穫を減少ならしむ上から、當時何處の藩に於ても禁じてゐるので、文化頃には百姓の動ともすれば、農業の難を去つて商業の易に移ると云ふ風が現はれてゐたから、文化十四年八月勘定奉行肥田豊前守より特に是等に對して警告を發してゐた。即ち「近年在々ニあゐて百姓共商ひ店を出し、或は牛馬を牽、所々ニ罷在商賈筋相稼ぎ農事を怠り候もの有之云々。畢竟百姓共本業不精ニ而商人職人之風俗いたし、先祖之家業をさらひ、懦弱之者多く有之哉ニ相聞候。右躰之者ハ悉く令穿鑿家内人別ニ應し田畑作付之儀重々可申付候事」といひ、そして吉凶共男女の寄合十人を限り、小百姓は四五人以上は呼寄せ間敷くと令してゐるのである。

降雨とか早魃續きの天候不順に際し、五穀豐饒の祈禱は神社とか寺院に於て行はれてゐたが、庚申塚とか馬頭觀音の建立も、元來祈禱功德の爲めにせるものなれば、惡路とか橋梁無き處には、之が修繕架橋を爲し、岐路などには道しるべを建て、往來の人馬に便益を圖ることなど注意してゐる。享和

元年の令に「在中ニあゐて庚申或ハ廿三夜馬頭觀音等之塚建置候儀ハ祈禱功德之爲ニいたし候趣相聞候。祈禱供養之爲ニ候ハ、已後ハ道惡敷場所亦ハ橋無之處、并分水道等有之候ハ、場所ニたとへわつかにても道等直し候様ニも可致候。扱亦塚相建候ハ、分レ道之處へ相建、右ハ何、左ハ何と彫付道しるべに相成候様可致候。左候得ハ人馬之勞を救候事莫太之儀にて、陰徳を施し格別之祈禱ニも可相成事ニ付、是迄之塚の分レ道標有之所へ向寄宜候ハ、追々建場所相直し、道しるべ彫付候様ニも可致候。勿論已後之儀ハ猶更右之趣ニ相心得いわれなき場所え塚建候儀ハ無用ニ可致候。人馬之勞を助ケ候儀ハ拔群之功德に相成候事ニ付、右之心得ニ而取計可申事」とある。

米の高騰は窮民をして、惡化せしむる素因となるから、穀盜人を取締ると共に米屋に對して不當な米價の引上げを禁じてゐる。文化九年六月の令に「郷中ニ而盜賊抔立入云々穀屋等に對し狼藉いたし候儀有之間敷ニも無之ニ付、村々役人共能々相心得、小前共心得違無之様厚申含置様、尤穀屋其不相應之高賣いたし候ハ、早々訴出可申候。云々萬一心得違及狼藉候ハ、嚴重之仕置可申付候云々」と、次に在々米屋共へ「米相場之儀ハ近邊振合も有之ものニ付、猥なる直段引上申間敷候。一已之利願を以一統難儀をも不顧不都合之儀有之あゐてハ、急度可申付候。云々」と令してゐる。

牛を飼置駄賃稼ぎをするは、農業の妨害となると云ふ處から、許可なくして之を行ふことを禁じてゐた。即ち「牛飼置駄賃稼ぎいたし候儀、農家之妨ニ相成候ニ付、無願牛相建候義不相成候、先年申

渡置候處、近頃無願多分ニ立置、猥々野飼いたし田畑作付を荒し、作人共迷惑之趣牛主共へ及挨拶候得ハ、却而不法之儀申聞候者間々有之趣相聞、不埒之事ニ付、無願立置候牛爲差止可申候。尤先年願之上立置候者共及前以書付可相届候。是迄無願建置候もの共、此度爲差止候とて改而願出候義決而不相成候。右之通申渡候上不相用、隠し飼等いたし置、後日於相顯ハ牛主共ハ勿論、村役人其迄可爲「越度」者也」とある。

白河藩には家中二三男の農村居住をも許してゐるので、士農一致の思志をも多少現れてゐるが、勿論士農の分界が嚴として立てられ、町在の武家に對して、農民の禮儀を紊すこと無きやうと令してゐる。即ち「町在とも惣して武士に對し慮外不可仕、冠物を取、下駄足駄をぬき、馬に乗るものは下り候而無禮不作法之儀無之様、馬士共ハ旅人え對し、雜言等不可申、慮外不仕様ことの儀ハ兼而五人組掟書ニも有之、年々庄屋より爲續聞、小前一統承知之事ニ有之處、近頃ハ心得違之者も有之、御城下等え罷出候節無禮いたし候ものも有之、猶又炭薪等荷を附牛馬乗通候節不作法之者も有之哉ニ相聞不埒之事ニ候。已後御城下え牛馬等乗付罷在候節御家中之面々え行違候はゞ道之傍へ寄乗通候様云々」と其不心得なきやうと令してゐる。之と又他方家中の農民の迷惑となるやうな行爲は禁ぜられてゐるのである。

次に遠乘の際農業の防害となることは極力避けてゐるので天明四年七月左の如き規定を設けてゐる

〔仁政錄〕

- 一、田畑ふみあらし候ものハ屹度曲事たるへき事。
- 一、老人幼少之者に遇ひ候ハ、可成丈よけ可申事。
- 一、遠馬先人をはらひ申間事。

但道之邪魔に相成候ハ、馬上ニ而聲かけ可申事。農業に取懸り候ハ、此方よりよけ可申事。

- 一、種物わら菅之類ほし有之候ハ、決而ふみ申間敷事。
 - 一、田畑に生し候草之類迄濫にぬき取、又はあり取候事堅く無用之事。
 - 一、乗馬之供腰辨たるべし。腰辨當なき輩は腰桶貸可申事。
- 右之趣御定被仰出候。依之御家中之面々えも申聞候様被仰出候間、急度相聞御家中末々ニ至迄猶更野懸け、或ハ殺生ニ罷出候節、田畑ふみあらし申間敷候。川筋川除等ニ相障り候殺生無用、其外先達而相觸候様共都而心得違之無様可被相心得候。

天明四辰七日

白河藩の社會政策的制度の農杖に現はれては、極貧者に對して、人口別に夫食手當を給し、又開作の節難澁者に對しては、農具代並に夫食米を貸與し、之を一ヶ年賦に返納せしめ、高利の金を借りて質物奉公を爲し、一生浮ぶ瀬のない者には、年賦の拜借を仰付けなとして、其業を勵ましてゐた。

文政年間農村開作手當の一例を左に掲ぐ。

〔仁政録〕

文政四己年村々開作御手當

一〔米〕 貳拾石壹斗
七拾四兩壹分

町組

一〔米〕 六拾三石六斗
五拾五兩

中通

一〔米〕 三拾三石貳斗九升四合
拾貳俵
貳拾五兩貳分

北組

右之通御手當有之來暮より拾ヶ年賦返納

一、同年暮皆濟ニ差支

一、金百四拾壹兩壹分也

右御代官内借ニ而漸皆濟ニ相成候事。

同五午年

一〔米〕 四百貳拾七石四斗六升七合
三百五拾九兩貳朱

三下村々拜借

右は開作御手當として拜借拾ヶ年賦返納

外ニ

一、金百五拾壹兩三分也

三下村々質物奉公人
引戻金拜借

締

同年惡作檢見引高

一、壹萬七千七百拾五石六斗八升四合

一、金二百三拾九兩三分也

是は三下村々皆濟ニ差支春迄御代官内借ニ而漸皆濟ニ相成候事。

同六未年

一、粗千五百六拾壹俵三斗五升二合
金九拾三兩三分二朱

三下村々

右之通開作爲御手當十ヶ年賦拜借被仰付候事。

貧窮にして家作も出來ざる者に對しては、藩に於て之が料金を貸與するなどして、其居住に迷ふこと無からしめてゐる。

〔仁政録〕

一、寛政十二年申年三番丁より九番丁迄之空地え新百姓拾壹軒建家いたし、拜借金も被仰付候事。然ル處中ニハ力付候百姓も出來候ニ付、文化之頃より一統御修復之儀ハ被無出、難澁者計見分之上修復料被下候事。

一、凶作後ハ町方困窮いたし裏町ハ勿論、表町之内ニも空地之場所有、之追々御手當を以表町ニ空地無之様ニ相成、且又裏町之内南町、櫻町、八百屋町、鍛冶町之義ハ兼々分見町ニて明空多有之候ニ付、追々拜借金等を以家並も建捕候事。

一、追々御世話を以町中家並も建捕、人別も相増繁昌いたし候ニ付、二三男等分家ニ差出し度候得とも、容易ニ手ニ入不申候ニ付、田町裏通り空地之場所へ願之上家建いたし、猶又右ニ而も地不足ニ付、登り町先小田新田道左右え近々家建いたし、其後九番丁の外えも家建いたし候事。

尙又相當の年齢に達しても妻を娶ることの出來ない者には之が世話を爲し、浮浪民に職を授けなどして、失業者を救済してゐた。仁政錄に「寛政元年江戸溜ニ罷在候無宿無罪之者五人依御願御引取ニ相成、在中大庄屋共え御預ケ夫々職業爲勵候被仰付候事。同二戌年加役方寄場人足之内四人是又御願之上御引取白川町年寄共え御預夫々職業爲勵被仰付候様被仰付候事」とある。他國の者と雖も其寄るべ無き者をば其人質を訊し、之を引取り世話をしてゐたのである。其他老齡者並に廢疾不具者を養ひ、貧兒を保護し、或は孝子を賞し、勤勞者を遇するなど、其生活に不安なからしめてゐた。次

に凶作水火等の天災の起つた場合には、米價の高騰を防止するは勿論、有無相融通すると云ふ貧富の協調を謀つて、一人の驕る者なく、一人の飢ゆる者なき共存共榮の實を擧げ、又不時の爲めの米金の貯蓄を行はしむる等、領民をして其糊口の憂無からしむることに努めてゐたのである。是れ白河藩が全體より觀て敢て富裕の藩と云ふに非らざるも、先づ四民皆其生活の道を、凶饉起ると雖ども、飢餓を出すことなく、萬民其仁政を悦び、其生業を勵んで、國家の安泰を成就することを得たのである。

三 開 墾

白河藩の開墾事業に關しては、茲に詳細なる資料を得ないことを遺憾とする。大體定信公時代に大規模の開墾が行はれたとは思はれぬ。併し信定公は政治の第一義を理財に置き、あらゆる産業の開発に全力を擧げてゐるのであるから、原野の開墾と云ふことも大に意を注いでゐたことは云ふ迄もない。そして是等開墾者に對する特典と云ふものも、他藩に比して相讓るものてなかつたことは種々の點より、想像することが出来る。他藩に多く見られる事態は、凶饉後領民の流散が行はれて、荒田多く生ずると云ふことであるが、白河藩に於ては窮民の救済が能く届いてゐたから、斯う云ふ事實が比較的尠なかつた。そして他國民を問はず、良民の失職した者を白河へ連れ來り、農耕に従はしめ、又は家中をも其境遇によつては農耕を行はしむると云ふ、其獎勵法としては、開發者に對して、家作、夫食農具代其他手當等を給與してゐたので、其業を成就するに毫も差支なからしめてゐたので、公の文化年間には領内處々に新田が興起してゐるのである。

「仁政錄」

御城下近邊に而新開被仰付候事。

飯沼新田 高山新田

鬼越新田 合戰坂
大 沼 三坂新田
石阿彌陀

右之場所ニハ御城下近邊ニ而荒地並新開之場所も多分有之候ニ付、追々御世話を以新百姓御取立、家作者勿論夫食農具代等被下、開發畝歩に應じ打起賃も被下、力付候迄ハ冥加米等も不相納、追々望之場所え家建被仰付候事。

但飯沼新田之儀ハ、最初町組大庄屋藤田七左衛門與申者見立、新田眼論見追々新百姓の出來開發いたし候處、場所も宜、百姓共も相増、御得遺四五年己前得御高入ニ申出候事。

是等荒地や新田の開發を行ふと共に風水害等の爲めに田畑を荒廢に導くやうな場所には、其の適切な防禦設備を爲し、只管農耕の成就に心力を盡してゐた。白川郡白坂より城下まで約一里廿餘丁の間は、西北は高山を負うて、秋より春に亘つて烈風吹き荒み、爲めに此邊一帶の田畑は荒廢に歸するを常としてゐた。公之を深く憂ひ、其暴風を防ぐ爲めに街道の左右へ松杉の並木を植立てたのである。

次に清瀨邑外一邑は會津より出る山川の末流を新發田の山間より流る、早瀨川に前後が包まれてゐるので、年々川缺け等あつて、漸次田地減浸すると云ふ状態となつてゐたが、公此事を聽いて大に憂慮し、柏崎郡代役に命じて、堅固なる堤防を築き、柳を植多しめたのであつた。其年より水禍を免れ

耕作を無事に行ふことが出来たのである。

白河藩は公の時に至つて著しく人口増加し、新田なども處々に起つて來たのも、要するに公は其從業者に種々の恩典を施すと共に其障害となるものに對しては、極力之が除去防禦に最善を盡して、其業を遂行するに容易ならしめたから、農民皆悦んで其業を勵むに至つたのである。

因に白河領内水利並に開墾事業の大規模なるものは、古くは上杉氏領時代古河重吉に依て行はれた伊達郡西根郷の開墾事業であらう。重吉は上杉景勝に仕へ、信夫伊達二郡の郡宰となつてゐたが、慶長六年上杉氏米澤に移封せらるゝも、此二郡は舊事の如くであつたから、彼は依然として其職に留どまり、常に深く民を憐み、兩郡の統治に精神を砕いてゐたのである。伊達郡西根郷は土地山脚に沿ひ山岳西北に亘つて彌々高く、河流東南を繞つて漸く低き爲め、廣漠たる活野ありと雖ど、灌漑の便を缺き、僅かに山間の小流を導いて田を耕すに過ぎなかつた。是れ郷民の常に遺憾とする處のもので、之が堰を開かんとしたる前後六回に及んでゐたが、遂に其功を見ることが出来なかつた。彼れ偶々郡内を巡視し、西根郷に至り、其實情を見て、此儘打捨て置くは、國家の大損なりとして、斷然此處に奮起し、上下二ヶ所の堰口を選び、先づ下口を開墾せんことを決意し、其治水の計畫を藩主に具陳して允されたのであつた。茲に於て彼は衆を率ゐて銳意此事に従ひ、元和四年三月に工を起し、湯野村を始めとして、鹽野目、増田、牛澤、松原、成田、萬正寺、桑折、上郡、下郡、伊達崎、徳江の十餘

ヶ村に渉る水路を同年十二月に至つて成功し、延長三里十九町、幅二間、深さ丈餘、兩側に堤塘を築造するを得たのである。此工事の爲に灌漑の便を得、荒蕪の地化して沃田となつたもの、實に四百六十餘町歩に及んだと云ふ。景勝大に其功を賞し、黄金若干刀二口を賜ふたのであつた。

下堰は既に成功したが、更に進んで上堰の開墾に志したのである。上堰は先人六度之を企て、六度既跌したと云はれてゐた程其工の至難なること、下堰の比で無かつた。衆皆な其計の施し得べき術なきに、夙くも失色の態であつたが、彼は一難毎に勇氣百倍し、衆を勵まして、偉業は一朝にして能くし得べきものに非ずと、私財を擲ち苦心慘憺の上數年を費して漸く計を得、之を藩主に具申したのであつた。此時景勝歿して其子定勝を繼いでゐた時で、有司の其起工を拒む者などあつて、其意容れられなかつた。そこで彼は止むを得ず私財を以て工を起さんことを請うて許され、工夫數千人を募つて、十一隊を爲し、隊を更に組に分けて、其長を置き、重吉自ら其指揮者となつて、寛永元年三月に工を起し、山を掘り谷を穿つこと七里餘、摺上川の流を引いて、之を三十餘ヶ村に灌漑し、其餘水を阿武隈川に排せしめ、同二年三月に至つて竣工し、耕田の其利に浴する、實に七百餘町歩に及んだのである。藩主其功を賞し、録五百石を加賜せんとしたのであるが、重吉固辭して受けなかつたので、鎧と刀とを賜ふたのであつた。郷民深く其徳に感銘し、寛永十年碑を湯野穴原に建て、之を頌したと云ふのである。

四 蠶 業

我國養蠶の行はれたる事其起源甚だ古きものがあるが、東北地方は景行天皇の頃既に養蠶の記事が見えて居り、一説には仁徳天皇の十四年大和國高市郡川俣の庄司、秦峰能、其女小手姫を携へ、伊達郡川俣の地に來り、此地の氣候風土養蠶に適するを認め、足を停めて養蠶の術を傳授し、且つ製絲機織の業をも教えたこと云ひ、日本紀に據れば、神護景雲三年坂東八國の農民中農桑を好む者を陸奥に移住せしめたと、また日本後紀には、延暦十五年伊勢、三河、相模、近江、丹後、但馬の六國の女子二人宛を陸奥國に遣はし、二年間を限り養蠶を教習せしめたこと見えてゐる。次に會津若松には養蠶國神社と云ふ延喜式神名帳記載の養蠶の神社もあり、又延喜式錄物價法の條には、陸奥絹の名あり、其價格は上絲國の上位に在りと云ひ、尙又古書に信夫文字摺、伊達絹などのこと散見され、其他藤原基衡、同泰衡などの絹布や練絹等を贈物としてゐた事實があつた。

是等を以て觀ても東北は風土氣候養蠶に適し、土民夙くより之を産業として行つてゐたので、東北の中でも伊達郡を以て其濫觴地とされてゐる。阿武隈川の流域に在る伊達郡は屢々水害の危難に遇ふた經驗より、其沿岸の畑地には専ら桑樹を植ゑて、其水害を防止すると共に養蠶の繁盛を企圖したものでなると云ふ。兎に角伊達、信夫の二郡は伊達絹、信夫文字摺などと古い記録を留めてゐる處から

見れば、此地は古くより農業よりも蠶業を以て其生業としてゐたものではないかと思ふ。伊達郡の養蠶は上杉氏の領地であつた慶長頃より漸次盛況となり、東北の各地に率充して、其技術に於ても一段長たるの地位に在つたこと疑ひがない。米澤藩を始めとして各藩の養蠶を盛んに行ふやうになつたのは、明和安永後からで、何れも伊達郡より養蠶師を招聘して、斯業の傳播興隆を圖つてゐるのである。定信公時代の伊達信夫の二郡は如何なる状態にあつたかと云へば、「守國公御傳記」の中に「伊達信夫ハ貧地故嚮ニ社會ノ主法ヲ建置キ玉ヒ、文政六年桑名復封ノ時粃米三千俵、金千二百兩ニ及ヘリ、官ニ達シ村附トナシ玉フ。此二郡固ヨリ窮地ナレハ、天明凶年ノ後専ラ勸農ノ教諭アリケレ共、村民貧困ノ哀聞玉ヒ、寛政十二年ヨリ十ヶ年ノ間免下ケテ命シ玉ヒシ時、伊達郡布川村神司松本大和ト云者斯ル恩澤ヲ深ク傳感シテ、祕ニ神社ノ内陣ニ公ノ尊名ヲ奉置シ、高齢ノ永久ヲ祈奉リ、又封内農商德澤ヲ感慕ノ餘リ庶民等打集リ、同郡川俣ノ邑ニ於テ宮殿ヲ造營シ、白川大明神ト祝ヒ崇メ奉リ、年々祭祀ヲ營ミケレ」などとあつて、當時農村として恵まれてゐなかつたことか知れる。併し此二郡は養蠶地なれば、斯業に専心取掛るやうと、蠶を守護する神符を得て、之を賜ふなどしてゐた。天明六年の條に「御領分伊達信夫兩郡は蠶業を專致候土地ニ之有處、近頃出來方も不宣様達御聽、蠶の御守護被下置候事」とある。之等を觀ても蠶業が最も此地に適し、其住民の生業となつてゐたものである。

次いで寛政五年には、町方にて蠶業を専ら行ふやうにと、保原より桑苗を多く取寄せ、希望者に之を配給し、又蠶業師をも呼寄せて町民に之を傳習せしめてゐたのである。

「仁政録」

一、町方ニ而蠶業専いたし候様ニとの思召を以、保原表より桑苗御取寄六千五百五十本被下候處、追々望之者も有之願出候ニ付、猶亦翌寅年桑苗壹萬千二百本御取寄せ下、同七卯年にも六千三百本御取寄せ下候事。

桑苗之儀、町方ニ而追々望之者有之、保原表より年々御取寄せ下候得共、植付方不巧者ニ而は成木も無申斐ニ付、御破損奉行頼間三郎左衛門、町方吟味役市川伴平懸り被仰付、植付之節ハ出役差圖いたし候様被仰付、猶亦保原表より蠶師御呼寄町紙屋久右衛門裏土藏ニ而蠶桑爲致候ニ付、町方之者も罷越見習候様申渡有之事。

養蠶は本郡に差支なき限り一般にも奨励してゐたのである。春蠶の外夏蠶も當時行はれてゐたので之は天明年間霜害の爲め春蠶を飼ふこと不可能となり、伊達郡梁川の人太竹甚右工門を云ふ者二田桑芽を以て夏蠶を行つたのが、此地の其起源とされてゐるのである。

蠶種の製造も東北は伊達郡を其濫觴の地とするに疑ひ無く、其年代何時頃か詳かでないが、同郡伊達崎村朽木勘四郎に元祿十一年以來の蠶種相場覺書なる者を藏し、又同郡月館村金谷某には元祿年間

に於ける蠶種引配帳を存じてゐる。是等に徴しても元祿頃には盛んに蠶種の製造を行ひ、之を四方に賣却してゐたことが想像される。元祿五年信濃、上野、下野、奥州、武藏及相模の七ヶ國の蠶種商會議を武藏國八王子町に開き、渡世上の取締を監督し、商法上種々盡策する處あつた。當時未だ蠶卵紙の寸法一定しなかつたが、此時協議の結果長サ一尺二寸幅七寸五分と定めてゐたのである。

爾來伊達信夫兩郡は蠶種の本場として聲明を高くしてゐたが、元祿頃より相當の販路があつたやうに思はれる。天明頃越中、加賀、能登地方に於ても蠶種の製造を行つてゐたけれども、(奥州、伊達)信夫産を以て上等と爲し、蠶種一枚の價は一貫五六百文より一貫八百文に於て取引をしてゐたと云ふ。奥州の蠶種の本場として其運上を負はせられたのも此頃である。寛政の頃丹後、但馬地方も養蠶を營んでゐたのであるが、蠶種の製法不完全なる爲め奥州に之を求めてゐたのを、關東地方へも同様輸出してゐたのである。

文化頃諸國の商人其蠶種を得んとして入り來り、大商は一人に八九駄(蠶種紙千二百枚ヲ一駄トス)小商と雖も一二駄を買求ると云ふ。そして例年三月頃自國を發足し、六月土用明けまで奥州の旅宿に逗留し、七月節の日より三五日を経過し、秋後の夜を待ち丑の刻蠶種を荷造して運搬するを例としてゐた。遂に之が益々好評を博するやうになつて、販路は漸次擴大し、甲斐、信濃、上野、下野、相模、武藏、近江、丹波、丹後、但馬、越前、越後、陸前、陸中、磐城、羽前、羽後の十八ヶ國に輸出する

に至つた。一蠶種製造者の山陰道の遠國に對し、十數駄の蠶種を貸付販賣してゐたと云ふ。其盛況思ふべきものがある。尙當時蠶種の價は一定せざるも、文化十一年頃に種紙百枚に付買入は六兩二分といひ、賣人は九兩と稱し、平均七兩一分位に賣買取引を行つてゐたのである。當時奥州蠶種の好評斯の如くであるから、他國の商人等僞つて奥州本場の印或は製造捺印を爲し、之を販賣する者も現はれてゐたと云ふ。安政六年初めて武藏横濱に互市開催されてから、蠶種の輸出益々多きを加へたのである。

製絲の業も養蠶と其起源を同うするものであらう。絹布も夙くより織出されてゐたが、川俣附近機業益んに行はれ、他藩に輸出してゐたのである。元文年間日下兼延の著「信達風土雜記」に、

從福城、巽阻三十里之嶮路、而有一邑、云川俣也。是小手庄而廿一郷之庶民、會合之縣也。近邑渾以絹機爲產業、其織出品類、巧於綾而至干織穀者、應飾豪貴之襟、其細綸絹紈者、輕維一衣三兩也、無大無小晝夜各不正也、或嫗婦之繰車、音如雪聲響、又淑女之機杼、音似冬風烈矣、每月六度會縣爲商賣交易者也、所謂於三郡有斯絹名也、又紫染爲名譽、隣國好賞之矣。是を以て觀ても當時機織の業も盛んに行はれてゐたのである。

定信公の頃には國産の扶植に大に力を盡してゐたのであるから、新に織坐役所を設け、役人を立て、藩内小祿の妻女等に絲を繰り、絹縮を織らしめ、其賃銀を以て家祿の不足を補はしめてゐた。尙又國

益の爲めなりとして、諸士より農商に至るまで桑の苗木を分與して、其培養を行はしめてゐた。養蠶製絲の發達と共に織物の如きも公の時代となつて、其獎勵の下に盛大となつてゐるのである。

五 産 馬

白河藩は定信公によつて寛政八年新に城下櫻町に於て馬市を開始した。是れ産馬の獎勵にあつたことは云ふ迄もなく、伯樂の篤實なる者には種馬購入費を貸與し、漸次馬格の改良を圖つてゐた。文政年間阿部氏時代となつて多少の變遷があるが、大體良馬は藩費を以て買上げ、之を種馬として人民に下附し、其産出中の牡馬は一定の時期を定めて搬賣に附し、其賣高金の幾分を藩に收むると云ふのであつた。

定信公は他方に此馬市を以て市民の繁榮とするの意圖もあつたので、城に附屬して追駒金と云ふものを設け置き、市中の貧民を救済する爲に年賦返還の法を以て金子を公平に貸與してゐた。此馬市には仙臺、南部、三春、相馬等其他近國より多くの馬を牽き來るので、旅宿や飲食店などが繁昌し、年々出馬の數七八千より一萬頭に及んでゐた。是れ要するに白河城下の經濟的潤ひとなつてゐたもので、此時の白河町民の収入は、其半年分の生活を支へる程であつたと云はれてゐた。公の理財の慧眼は斯う云ふ處にも働いてゐたのである。

「仁政録」

櫻町銀治町之儀ハ凶作已來別而致困窮家建も難出來、明地多有之候ニ付、爲町益天明八年より

寛政三亥年迄毎年春秋兩度ツ、芝居之儀相願興行いたし候得共、左迄之助成とも不相成ニ付差止、兼而櫻町年貢町之義ハ兩町隔年ニ秋中馬市も有之、他所者入込助成ニも相成候間、寛政八辰年より毎年四月中新馬市取立之儀相願金二百五拾兩年賦拜借被仰付候處、追年繁昌いたし奥筋より馬數も多買入も入込候ニ付、市度毎金五六兩位迄拜借被仰付、秋中馬市之節相納亦々此市之節拜借いたし御領替之節迄引續繁昌いたし、格別ニ町益ニ相成家並々不殘建揃候事。

六 仁政と農民

白河藩は先君時代の治績は姑く措き、定信公の時代となつて、富國利民の策が立てられ、仁政が藩内に徹底してゐた。公は白河藩の財政的に最も困窮した而かも飢饉時に於て家名を繼いだのであるが、此間に於て藩民に何等の騒動がましき不平を抱かしむる處なく、尙又天明の大飢饉は收穫殆んど皆無とせられ、何處の藩に於ても多くの餓死者を出し、上下騒然たるものがあつた。けれども公の白河藩に於ては、一人の飢餓者をも作らざるのみか、却つて其施政に感泣する實情を展開してゐたと云ふことは、公の其政治的手腕の如何に勝れてゐたかと云ふことの反面には其仁政の如何に行届いてゐたかと云ふことに着目しなければならぬ。

されば岩瀨郡久來石村の百姓藤藏は、其報恩の意思表示として「去卯秋大凶作ニ付御領分一統御上之御慈悲を以御百姓取續申候。然ル處大守公様公様去暮中より當春迄色々難有事共被仰出、誠以厚難有奉存候。殊去暮中御救米被下置、其上當春ニ至御肴千大根等迄御添被下置誠以難有奉存候云々」といひ、また「大守様公様より色々米肴は不及申、御菜猶又灸てん等迄御氣を被爲付候段、我子同前ニ被爲思召候得は、誠以難有仕合奉存候云々」と、御供餅を白坂境明神へ献上致し度くと歎願してゐた。そして其報恩の他の法としては農業を子孫代々精勤すべき旨を誓へてゐるのである。

公は襲封以來白河へ歸城せる凡そ八回で、初入部の天明四年を始めとして、同六年歸城後翌年參府あつて間もなく幕府の執政職となつたけれども、其後退職後寛政六年を初めとして數度歸城してゐるのである。白河在城中は時折狩獵に名を托し、老臣郡代等の隨從を命じ、農村を巡視して、民情を探ぐることを怠らなかつた。そして土地に恵まれざる窮村や貧家を見ては、米金を與へて其救恤に盡してゐたのである。伊達信夫の二郡並ニ湯本邊の住民の生活に困難なるを知り、之が救済を行つてゐるが如きそれである。されば領民は深く仁政恩澤に感銘し、宮殿を造營して、白川大明神と崇め奉り、年々祭祀を行ふと云ふ状態が現はれてゐた。

天保年間須賀川の百姓八十右衛門と云ふ者は自分の父藤八は貧乏にて生活に困難してゐた際、赤子の養育費として米金等の手當を受け、幸ひ衣食を得て今日の如く成長を爲し、農耕に従事することを得るに至つたのも、偏に公の恩澤に依るものとして、深く感銘し、せめて報恩の印までに自分丹精の初穂米五升を二俵に仕立て、之を自身背負うて江戸御屋敷へ献納仕り度しとの歎願をしてゐた者もあつた。之が許されて其本望を遂げ、公の築地藩邸入庭を拜見して大に満足し歸つたと云ふ美談すら現はれてゐる。

公退職して寛政六年白河へ歸城する時には、領内の農商路傍に拜伏し、恰かも子の慈父に捧するが如き感涙を以て迎へてゐたと云ふ。そして公歸城と共に一番に賜物あつた。次に文政六年桑名へ移封

されることになつたのであるが、此時領民別るゝに忍びず、大庄屋共結束して、せめて御仁政の始終を石に刻し記念として永久に遺して置き度いから、撰文を儒者廣瀬典に御願ひ下さるやうと歎願に及んでゐた事實がある。

「仁政録」

今般御所替ニ付、私共志願之趣左ニ奉伺一、御當主様寛保二戌年御當城え被爲入城以來、御代々御愛撫深御領中御百姓共數年來益々御厚恩罷在難有仕合奉存候。殊御先君少將様御代ニハ御仁政御厚く、天明年中御初入無程卯年飢饉之砌奥羽之儀ハ、就中大凶作ニ而諸人及飢無是非妻子を捨離散仕候躰之者村ニ多出來、山間遠境之土地ニ到候而は、一村亡所ニ罷成候程之處も御坐候由之處、當御領分小前之儀ハ、厚以御仁惠御救方格前ニ被成下、一家壹人茂離散餓死仕候者無御坐、一統無恙天災相遁、廣大之蒙御慈悲於今奉感賞難有仕合奉存候。其以來當又御領中窮民御救方被爲仰付、別而寛政之頃ハ無限御仁惠厚く、且赤子養育御手當を始、困窮御百姓共御救方種々御仕法共有之、頻ニ究民爲御取立年毎莫太之米金被下置、都而下々之者共聊も難儀仕候節ハ不依何事御救被下置、御領内之者共ハ勿論、御他領之者迄難有奉頂戴候。引續當大守様御代ニ相成候而も彌以御仁惠益厚御領内之者共奉蒙御恩澤農業出精仕、永く安堵之心得ニ御坐候處、不奉存寄御舊地え御所替被爲蒙仰恐悅至極之御儀奉存候。然ル處御領中御百姓共ハ奉慕御仁德舉而悲歎仕罷

在候得共、御城附村々之儀ニ御坐候得ハ、御領地等之儀御願可奉申上様茂無御坐候得ハ、御領地等之儀、御願可奉申上様茂無御坐當惑仕候。且又御引移ニ付而ハ、爲御報恩厚御勤可申義も可有御坐候得共、兼而困究之御百姓共力ニ不及心外至極奉存罷在候處、亦候此度御領中村々諸拜借米金雜穀ニ至迄不殘數萬金ニ相及候。廣大之被下被仰出可申上様も無御坐冥加至極難有仕合奉存候。右被仰出候ニ付而も、猶亦小前共兼御慕奉申上候儀ニ御坐候。右躰御代々御高恩別而少將様御代御領中ハ勿論、國々一統奉仰御大德御儀ニ御坐候得は、其御下ニ相住居候者共ハ別而之儀ニ付、右御恩澤之趣、子々孫々迄永く奉盛禰候様仕度旨、小前共之内ニも申出候者も御坐候。依之奉恐入候得共、可相成御儀ニも御坐候ハ、乍恐御仁政之始終右ニ相刻、御領分御清淨之土地相撰建置不朽奉仰御仁德度志願ニ御坐候。御文章之儀ハ御儒者廣瀬甚八様え相御撰被下候様仕度奉存候。右之趣奉伺候。何卒奉伺候通被仰付候様仕度奉存候以上。

未七月

大庄屋共

併し此願書之趣は、奇特の事として、大に諒とする處あつたけれども、藩主御仁政の事蹟を刻して碑を建てると云ふことは、無用の儀として却下されてゐたのである。

キリンビール

最古の歴史
最新の設定
最上の品質



株式会社麒麟

第三章 林業

一 林政

白河藩の林政に就いては、茲に充分なる資料を得ざるを以て其内容を詳細にすること出来ないが、大體林制に一般用材に供する山林の外水源涵養林、防風林等の禁伐林の區別あり、山林役人を置いて其殖林保護に任じてゐたこと云ふ迄もなく、殊に定信の寛政頃になり、林業の繁榮を策し、山方掛役人を増加し、苗木の仕立、植樹、野火等に互る諸制度を定め、即ち此時山林見廻りの役人を増し、諸士及び二三男の中より野火の制道並に苗木の見廻りなどを命じ、城下近傍は侍臣にも其巡視を行はせて、苗木の障害、盜伐、野火等の防止に遺憾なきを期してゐた。

次に領内に於て山の永代賣買が行はれてゐるが、之が證文二件を左に載す。

「地附山永代賣渡證文」

永代賣渡申地附山之事

一、私持分地付苅敷山五輪ノ前與申處、金四兩三分ニ永代賣渡申處實正ニ御坐候。尤杉、松、雜木不殘相添申候。尤右山之儀、何方より茂何之故障無御坐候爲後日永代證文仍而如件

天明四年辰十二月

上小屋村山賣人

一〇六

傳右衛門

「山林永代賣渡證文」

賣渡中山林之事

日渡御林下

一、古畑植杉松一ヶ所、右ニ私持分古畑へ松杉相仕立置申所、此度右之地所木數不殘金貳兩貳分九百貳拾文ニ永代賣渡申處、實正ニ御坐候。此山林ニ而何方よりも何之故障無御坐候間、已來御持分ニ可被成、爲後日依而如件

寛政七年仰十二日

松杉檜樺等の樹木は濫に伐採を禁じてゐたこと云ふ迄もなく、植樹獎勵法として、種々の方法が設けられ、其功勞者を賞してゐたので、後年諸山樹木繁茂し、貧民と雖も薪木に不自由することなかつたと云はれてゐる。是れ全く定信公の森林に慧眼を開き、其繁榮策に宜きを得た賜物である。

二 諸木の植栽

定信公の襲封した天明頃は諸山の林木が大分伐採されて、城地附近は殆んど空山となつてゐたが、公は寛政年間之が殖林事業に心力を傾注し、領内山野の空地到る所に松、杉、檜、樺、栗、櫟、楡、檜、柏、胡桃、桐、櫻、楓、漆、椿、桑、柿、桃、榊、枳、竹等のありとあらゆる諸木を植ゑさせてゐた。寛政元年より同十一年迄に領内山野に植付けた諸木の本數八十餘萬本に達してゐたと云ふ。是等諸木の寛政元年より同十一年までの諸木植栽の状況を「仁政録」には左の如く記してゐる。

「仁政録」

苗木植付之部

一、御領分近在御林之儀、立林ニ可相成分へ前々より山方御役人有之、松ハ門松たりとも幹木を不伐様御觸有之候得共、當年より格別御世話被爲在、山方懸り御役人増人被仰付、諸苗木御城内外を始、御領分遠近之山野迄も追々植付、尙又御城内外竹漆木等仕立方被仰付、御小納戸御小姓えも見廻被仰付、御馬廻并御家中二三男之内理火制道苗木を害候者も有之哉、御手當見廻被仰付、苗木追追盛木繁茂いたし候事。

諸苗木植付場所

矢代山

- 一、杉三百九拾六本
- 同
- 一、栗四百六本
- 同
- 一、杉檜八百四拾五本
- 杉山
- 一、杉貳千八百五拾壹本
- 同
- 一、唐松百拾壹本
- 太道藏
- 一、檜貳百三拾七本
- 元作事
- 一、杉檜貳百五拾七本
- 焰硝藏

矢越山

- 一、樺八拾七本
- 同
- 一、差の木貳百九拾六本
- 三本松
- 一、樺五百三拾六本
- 杉山
- 一、樺百八拾本
- 丹後殿下屋敷裏手
- 一、杉貳百拾四本
- 町役所
- 一、杉六拾本
- 茂左衛門池
- 一、同三千八百四拾三本
- 半田

一、栗四百八拾五本

半田

一、杉三千百四拾八本

同

一、樺三百三拾貳本

追廻し

一、杉檜七百八本

同

一、樺五拾本

御作事

一、柏拾八本

彌正屋敷

一、杉貳百八拾本

半屋脇

一、胡桃木貳拾八本

一、樺四拾壹本

御山

一、杉檜百八拾貳本

御作事

一、樺六拾三本

同

一、柏九拾貳本

同

一、杉檜四千五拾貳本

横町御門

一、胡桃木九本

長坂

一、杉貳千三百本

二ノ丸

一、杉二千七百八本

小以貳萬四千八百拾五本

寛政三亥年より

一、白坂道左右並松

同五巳年より

一、皮籠壹里塚左右並松千八百本

同

一、同西手通十三原切通三坂山迄壹萬三千六百三拾七本

同

一、志保地山松貳百五拾本

同十一未年より

一、折口原嶺松六千六百七拾本

天明五巳より

一、上新田十文字栗林仕立

寛政八辰より

一、會津海道左右並松貳千九百七拾本

同十一未より

一、外面御林仕立

一、須賀川海道並木左右貳千三百五本

締

右植付惣數貳萬七千六三拾貳本

下新田原中道並木拾三町程

寛政元酉年より

一、松苗木千九百八拾本

一、栗苗三千五百六拾本

一、胡桃苗五百貳拾本

一、櫨苗四千五百本

一、男松三百五拾本

都合壹萬九百拾五本

三坂入松林茂左衛門池下苗木仕付候分

寛政五丑より

一、杉千五百本

一、栗苗貳百五拾本

同

一、實植松五百本

小以貳千貳百五拾本

寛政五丑より

一、三坂入松林實植壹萬五千本

一、杉苗五百本

小以壹萬五千五百本

山林懸り

御勘定頭手植付之分

寛政五丑年

一、桐苗百四拾五本

一、皮籠村邊桃五百六拾本

茂左衛門地下

一、男松四千八百五本

一、小丸山松苗千五百本

會津町大手

一、姫松三百八本

一、片登八幡杉五百本

一、杉苗六百本

一、諸苗木三萬七千六拾五本

京山三藏渡

此分佐藤治右衛門相渡ス

一、諸苗木五萬七千本

一、諸苗木貳萬七千六百三拾貳本

御用達

此分藤田彌兵衛へ渡

藤田彌兵衛へ渡

寛政五丑年より九番丁先より壹里塚迄

海道筋東山々え松苗植付之分

都合壹萬三千八本

小川彌兵衛手ニ而植付候分

寛政五丑年小丸山畑え

同六寅年

一、楮苗貳千貳百六拾本

一、同三百四本

右同斷

同

一、桑苗貳千本

一、同五百三拾本

常谷惣助手ニ而植付之分

漆苗木植付之分

合戦坂、焔硝藏、五郎ヶ窪、かけ尋山、三本松、蛇石、下新田道筋、水神川筋、登町、長畑、細工町、四ッ谷、日向日影、岡田彌藏脇、同所大杉下

都合壹萬五千七百貳拾三本

雪山監物屋敷焰硝藏合戰坂

杉檜取交壹萬千七百拾本

道端小路馬場、土田宅右衛門脇、片登町、岡田彌藏脇

桐苗拾壹本

登り町畑え

み津また苗五百八拾本

登り町、三本松、高山立石山、五郎窪畑え

楮苗壹萬六百七拾六本

焰硝藏締切大手并向坂道西山日向新丁片登り町畑え

松苗壹萬貳千貳百七拾三本

日向新丁、登り町、櫻町裏畑、土田宅右衛門脇畑、立石山畑、合戰坂

松苗壹萬貳千貳百七拾三本

日向新下、登り町、櫻町裏畑、土田宅右衛門脇畑、立石山畑、合戰坂

保原桑苗五萬八千本

三本松、立石山畑

栗苗壹萬六千四百本

細工丁日向新丁畑

柳苗千四百四本

片登り畑

枳穀苗三萬五百本

日向新丁、大橋下畑

櫻苗木八百五拾本

仁井町壹番丁より三番丁大手通

竹植付年々繁茂いたし候事

右寛政元酉年より同十一未年迄追々植付之分

惣高拾七萬貳千七百七本程

常谷惣助手ニ而植付候分

寛政元酉年より同十一未年迄追々植付之分

飯澤新田、羅漢山石切場、藤澤、眞船櫻馬場、曾津街道、大谷地道、鹿島道筋、才木場、北新丁、

大手通下町裏、三ノ丸大手通

楮九千六百九拾本

漆七千五百拾本

杉壹萬九千百貳拾七本

楓六千九百三拾本

枳殼四千八拾四本

松五千八百三拾六本

桃三百五拾七本

櫻貳千貳百四拾本

桑五百五拾本

締五萬五千九百五拾八本

早野新右衛門手ニ而植付之分

寛政十一未年改

ないの窟

一、檜苗木三千貳百五拾本

一、杉苗六百貳拾本

伊藤忠右衛門植付

御普請方ニ而諸苗木植付場所左之通

一、杉六萬五千六百本

二ノ丸之内御普請方門外服部丹後殿脇下町御普請方苗木畑

一、桐貳百五拾本

御普請方牢屋脇

一、樅貳百本

御普請方畑

一、男松四百本

同斷

一、唐松五百本

同斷

一、檜五百本

元作事御味噌部屋

一、豆柿五百本

御普請方

御普請方ニ而竹植付場所左之通

一、筑出し御櫓内通

一、半田内通

一、御山下通

一、河原町柳原土手外

一、下町川原通

一、普請方之内

締

一、往還より見通し之山々え檜亦楓、山漆之類植付被仰付候。

是等各種の樹木を植栽してゐたので、儒臣廣瀬典の「白河樂公の事蹟」に據れば、寛政十一年までの其植付樹數八十二萬三千四百七十三本といひ、其他此後苗木の仕立夥敷きものあれば、之が更に植栽された曉には、其巨數に上ること云ふ迄もない。樂翁公事蹟に「山林へ御仕立の杉樺栗くの木檜松楢唐松檜柏胡桃榿男松桐ダモノ木椿桑持みつまた枳豆柿寛政十一年まで凡そ八十二萬三千四百七十三本也。其後も追々苗木出來れば、實に夥しき事にて已に文化六年の大火には、御家中町までも八千餘の木を下されたり云々。御城近き山々も樹木はなくて唯草ばかり生じけるに、近年にては立茂り貧民などは薪とるにも豊に下刈なんどをして、人の知らざる所に御恩惠の周ねき事感歎するに餘りあり。」とある。

文化二年白川見廻り役源六と云ふ者は養父野崎忠兵衛仕立て置いた杉苗四千七百本を献じた爲め、鳥目拾五貫文を賜つてゐる。また同四年藤屋彌兵衛と云ふ者寛政五年より享和元年まで九ヶ年の間に自費を以て諸苗木五萬七千本餘植付けたと云ふ。其功勞に依り賞として、倅彌兵衛へ苗木差免、並に鳥目百貫文を賜つてゐる。

「仁政録」

白川貳番丁

藤屋彌兵衛

右は亡父彌兵衛存命中追々不用地拜借寛政五五年より享和元酉年迄九ヶ年之間誠精世話いたし、自分入用を以打起諸苗木都合五萬七千本餘植付、右之内野火立枯いたし、當時三萬六千本餘有之、此節餘程盛木致し、右入用凡三百兩餘相懸り、其外鹽物屋敷敷へ植付置候黃蓮五千根、是又差上候ニ付、存命ニ候へハ格前、御賞美も可成有之處、死失候ニ付、倅彌兵衛へ苗木差免鳥目百貫被下候事。

公の領内へ諸木の植栽せる斯の如くであるが、寛政四年五月國益の爲めとて、將軍家へ苗木十萬本を献上し、武州秩父郡古大瀧村邊に自費にて植栽されてゐたのである。

三 漆樹の栽培

漆樹は東北地方に適し、各藩之が植栽を奨励してゐるが、白河藩は定信公の襲封以後諸木と共に之が栽植を奨励してゐた。寛政年間に於て、漆苗植付地として、合戦坂、焰硝藏、五郎ヶ窪、かけ壽山、三本松、蛇石下、新田道筋、水神川筋、登町、長畑細工町、四ッ谷日伺影、岡田彌藏脇、同所大杉下を指定し、約一萬本内外の漆木を植ゑ、其他の場所では、寛政元年より同十一年までに漆木七千五百本を植ゑてゐたこと記録に見えてゐる。

追うて文化三年には漆木世話役森喜三右工門と云ふ者上牧野内惣百姓を代表して、漆植立に就いて左の如き願書を呈出してゐる。

漆木世話役森喜三右工門願書

乍、恐以書付奉願上候事

上牧野内村惣百姓

一、此度爲御國益之諸木之植木取仕立村方惣百姓之徳益ニ相成様可致由、尙又苗木等迄從御上様被下置候而、村益ニ出來様々と厚御憐愍之御改被爲仰出候段難有承知仕候。右ニ附當村之儀者山附と申冷水ヲ用イ候村方ニ御坐候得者、五七年置ニ者青立ニ罷成、實法薄ク惡作ニ相成候得者、

小大逆茂困窮彌増、宜ク立直リ兼申候村方ニ御坐候得者、右被爲仰出候諸木之内ニも漆木之儀者名木之寶木ニ御坐候得者、村方惣百姓相談之上漆木取仕立申度奉存候。尤植付候地所之儀者、山附ニ御坐候得者、山合河邊土空地山林根脇等之場所、猶又遠山空地之場所共新開仕、面々に主附出精相働次第何程宛成共勝手次第ニ植付取直仕立申候而、餘慶之寶木ニ仕度奉存候。右ニ付成木之上、かき漆、蠟實共ニ是又面々植付主之所務ニ仕度奉存候。左候得者及后年ニ成木之上、錢金ニ相成候得者、是又年々御上納金ニ足り合被仕度奉存候。左候得者、永久之寶木ニ相成、御百姓相徳之基イニ茂相成可申と奉存候。右漆木成木之上ニ而茂木役錢御運上等之儀者御上様江者御取不被爲成候様ニ奉願上候。右ニ付植付木數之儀者何程千萬ニ増長出來可申候哉。此儀者唯今難計奉存候。乍恐御聞流被成下置候上ハ、右村方之願之通無相違條御裏書被成下置度奉願上候。乍恐萬萬一數年來相立御督代等御坐候而茂、后来之御證書ニ茂相成、重々難有仕合奉存候以上。

文化三年寅八月

上牧野内村漆木世話役

森 喜三右工門

同伴 林 藏

御代官所

第三章 林業

横濱市中區本町四丁目參拾九番地

松尾鑛業株式會社

取締役社長 中村房次郎

專業地 岩手縣岩手郡松尾村
專業種目 硫黃 硫化鑛

第四章 商工業

一 織物

寛政年間は諸種の國産と共に織物業が起されてゐた。横町の柏屋庄左工門と云ふ者新に國産の爲め織物屋を仕立度き旨請願し、許可を得て藩より下ケ金を受け諸種の織物を製出して、他國へも輸出してゐた。又寛政十年には家中袋町に織坐の普請を爲し、家中の子女の内職に供してゐたのである。

〔仁政録〕

御家中袋町ニ織坐御普請出來、去ル卯年より織物相始、縮緬追々出來、御家中舞臺格以下之娘子共願によつて織坐へ出糸くり織出爲御救御手當被下、織物捌所京都室町上ル坂東屋四郎右工門方ニ懸ケ札いたし候事。

尙亦白河の城下には之ぞと云ふ呉服商とて無く、從來宇都宮邊より仕入れて小賣りしてゐたので、自然高値となり、品柄も缺乏すると云ふ處から、家中などは瑣々たる物までも江戸へ注文すると云ふ状態であつた。斯う云ふ不便を免るゝ爲めに寛政十一年京大阪より直輸入の呉服商を新に取立てたのである。

「仁政録」

一、白川表ニ吳服太物類大店と申ハ無之。多分宇都宮邊より仕入候而小賣いたし候ニ付、諸色高直ニ而品物も無く、不自由ニも有之候ニ付、御家中ニ而ハ御便り度毎殘之品も江戸表頼遣れ調候と申様ニ有之候處、白川御内用達

先崎庄吉、伊藤忠藏、荒井源右工門、川瀬作右工門

右之者共江御聲懸有て、金千兩出金いたし不足之處ハ拜借可被仰付ニ付、吳服太物類を始諸色京大阪より直仕入ニいたし、近邊にも卸し遣候様御沙汰に付、中町米屋半兵工屋敷買上普請出來、追々荷物も相下り候ニ付、見世開きいたし候事。但見世開き己來い奥筋より仕入等ニ追々來り賑ひ候事。

一、右ニ付金銀出入も有之候ニ付、吟味役節川伴平、東條與一右工門、御帳部屋掛り勘定人新貝彌左工門掛り被仰付候事。

織物は家中小身の妻子の内職として生活の補助となつてゐたことは、「白河樂翁公の事蹟」にも「國産の事に心を用ひ、織屋役所を建て、役人を命し、小身の御家人の妻子などは或は織坐へ出て、或は家へ持かへりて絲を繰り、絹縮緬を織り、其賃を以て親夫の俸祿の不足を補ひ云々」とある。此織坐の外に本町岩田屋孫左衛門と云ふ者に仰付け綿坐を取立て、藩より下ケ金を給するなどして、其業を勵まし、上方より直仕入を爲し、其價額も下直なるを以て、一般の利用に大に便益を與へてゐた。

二 染物

染物も定信公の時代に金勝寺肯憎と云ふ者に依つて、其手法を組立て請願する所あつたので、藩は其獎勵として、諸道具元入金六拾兩を給與してゐたので、斯業も漸次盛大となつてゐた。又紫根を原料として染め出す、所詮紫根染も江戸より菊屋治右工門庄五郎と云ふ者を呼寄せ、之が製法を行はしめてゐる。

「仁政録」

江戸表より紫染いたし候菊屋治右工門庄三郎と申もの御呼寄、河原町ニ逗留いたし、紫染いたし候事。

但右に付町在えも紫根植付之儀、御世話も有之候事。

紫染は當時尊貴の御用品として重視せられてゐたもので、東北の諸藩中に於ては南部領に紫根多く自生し従つて之が染物も盛んに行はれてゐたやうである。

三 塗物

隣藩會津は塗物夙に開け、優品を出して、斯業の甚だ盛んなるものがあつたが、白河は久しい間此塗物をも起らずにゐた。それを定信公襲封するに至り天明年間會津より塗師喜平と云ふ者を召抱へ、藩費を以て町家に塗物屋を取立て、其掛り役人を置いて、其監督を行はせてゐた。然るに寛政二年之を改め、勘定所内へ塗師役所を置き、諸雜品を買入れて、之を職人共へ相渡すなどして、斯業の獎勵發展を策し、其製品の領内の需要に應ずるは云ふ迄もなく、之を藩外へも廣く輸出してゐたのである。

四 陶器

陶器は天明六年中町の下田屋佐十郎と云ふ者に藩費を以て後藤新田に之が作業を行はしめ、種々の瀬戸物を焼かせてゐたが、其後孝右衛門と云ふ者に二人扶持を給し、陶器師に召抱へ焼物竈並に居室等の普請を仰付け、焼物製出の上は他國へも輸出すると云ふ勢を呈し、須賀川町の十右衛門と云ふ者に其間屋を申付けてゐた。享和二年孝右衛門老齡となつたので、城下に其居住を爲さしめてゐた。後藤新田は其頃相當の焼物も出來るやうになつたので、一人扶持を給せられ、また金三兩宛の拜借仰付けられてゐるのである。

五 鑄 物

白河領は從來鑄物する者も無かつた爲め、日用品の鍋釜の類まで他國より買入ると云ふ頗る不便なものがあつたが、定信公之を大に遺憾とし、天明九年鑄物師を新に召抱へ、之を領内に傳へてゐたのである。

〔仁政録〕

一、白川表ニ鑄物師職之者無之、鍋釜之類上州表或ハ岩城表より仕入候而商ひいたし候事故、日用品高直ニ而難儀可致との御趣意を以職人御抱入、横町ニ明地も有之ニ付、鑄物場所普請出來細工相始候處、至極宜出來候ニ付、地口之義岩城表ニ而買入候得は、格別下直ニ付御買上ニ相成、町役所ニ預り置、入用次第追々相渡、鍋釜賣立を以地口代相納候事。

一、右ニ付近邊よりも追々注文有之、繁昌いたし候ニ付、職人増抱等いたし、猶亦唐口細工等も相始候事。

但金錢拜借もいたし出入も有之ニ付、吟味役兩人御同心兩人掛り被仰付候事。

一、文化十四年日光五重塔御修復ニ付鑄口注文有之、向方より御役人罷越逗留いたし、鑄方出來候處、至而手際宜出來候旨賞美有之、尙又九輪かなもの等も注文有之出來候事。

是等を以て觀れば、其技術漸次上達し、精巧な物を鑄出するに至り、文化頃には將軍家などよりも其依頼を受ける程になつてゐたのである。

六 製 紙

製紙の原料たる楮は天明年中より其植栽を奨励し、漉方を仰付けられ、其後勘定所内へ紙役所を設け、職人等を雇入れなどして、紙を多く製造し、家中へも之を賣出してゐた。金勝寺肯憎と云ふ者寛永中紙漉に召抱へ、追々紙漉職の者多く出たので、元入金を下附して、領内に之が製法の普及を圖つてゐた。

「仁政録」

一、紙漉職金勝寺肯憎と申もの染物主法組立相願、諸道具元入として金六拾兩御下ケ金有之、染物追々出来候事。且亦同人紙漉ニ被召抱候後、追々紙漉職之もの出来、元入金百八拾兩程御下ケ金有之、當亦南須釜村之内五澤近邊新田開發之場所も有之候ニ付、右へ引越申度、猶農隙之節ハ紙漉をも致度旨相願右入用御下ケ金等御勘定頭取計之事。

一、雲母紙御細工人馬場當明製之御勘定頭懸りニ而諸入用金七拾兩程御下ケ金有之候事。

但、淺黄色ハ須賀川に、批把屋ハ小田川上薄紫ハ（後藤新田上と長坂山上と）交合少し濃き方（後藤小田川上）

一、雲膽紙金勝寺肯憎方ニ而漉方いたし、雲膽を當明方ニ而製候而他邦えも差出候事。

是等種々の紙を製造し、他國へも輸出してゐたのである。

七 煙 草

寛政十一年に本町の喜八と云ふ者煙草坐を請願の上許可されて、近國より之を仕入れ販賣してゐた。又本町のかと屋茂右衛門と云ふ者は煙管張を始め相應の成績を擧げてゐたが、此上一層手廣く行ひ、其販路を擴張せんとしてゐたので、此時藩より金二百兩下附せられ、職人等を雇入れて斯業の發展を圖つてゐた。次に又紙煙草入を製作し、廣く賣却せんとする請願があつたので、藩より金五十兩を下附し、掛役人などを仰付けてゐるのである。

八 藥 園

定信公は領内道場小路へ藥園を設け、役人を置いて、藥草の栽培や製藥等に関する監督指揮を爲さしめ、家中は勿論のこと町在へその希望の者に對しては之を與へてゐた。

〔仁政錄〕

道場小路之内御藥園出來、掛り御役人并手附之もの等相詰製藥有之、御家中町在よりも生藥御買上
有之、丸散し御藥等望之者へ被下置候事。

但、御領分獵師共熊擊留候ハ、御勘定所え差出候様御觸有之、差出候得ハ在郷役立會膽爲上取目
方ニ應し代金直様被下候ニ付、獵師共相歡有かたかり差出候事。

右膽ハ御藥園ニ而製法いたし置、御家中望之者え御拂被成候事。

定信公は斯く藥園を取立てゝゐるが、同時に藥草の栽培にも大に意を注いでゐるので、

〔守國公御傳記〕

拜領ノ朝鮮人蔘ヲ城内北小路ノ山城西ノ深山甲子山邊ニ植付懸リノ者ヲ命シ（勘定頭ノ内一人斯ル
事ヲ好ム者ニ命シ玉フ）培養セシメ、又三丸園庭ニ得難キ藥草ヲ植エ、道成寺小路ニ藥園ヲ取立、
是モ朝鮮人蔘或ハ附子杯多ク栽培シテ年々藥品ヲ製シ、白川ノ山野ニ産スル藥草他所ニ勝ル者モ有

ソト本草ニ長シタル佐藤平三郎ト云者ヲ江戸ヨリ召下サレ、月俸ヲ賜ヒ醫師ノ年壯ナル者ヲシテ山野ニ入テ藥草ヲ求メ、園中ニ移シ培養セシメ繁茂スルニ隨ヒ、追々製藥ヲ命シ（都下ノ藥店ニモ願ニ任セテ年々出サシム。附子人蔘等ハ白川産トシテ殊ニ珍重セリ）市中ニ藥店アレ共大都ニテモ稀ナル物ハ、此地杯ニ絶テ無レハ、急救ノ爲江戸ヨリモ取寄、種々ノ良藥ヲ求メ、農商迄モ望ノ者ニハ與ヘ、其品ニ殘ノ錢物ヲ納メシメ、利病除疫ノ藥劑等ハ貴高ノ家ニ傳ハリ得難キ祕方ナルヲ、公屢其家ニ至リ求得テ此藥園ニ下ケ貯置又丸散ノ類ヲ多ク侍醫ニ製セシメ、衆人ノ疾苦ヲ救玉フとある。

九 朝鮮人蔘

朝鮮人蔘は病弱な者に對する奏功著しいので、藥用として幕府各藩に之が栽培が盛んに行はれ、外國へも輸出するに至つてゐた。守國公御傳記に「朝鮮人蔘ノ事ハ有徳大君ノ時已ニ教令有テ病ニ利アル事ヲ示玉ヘ共習俗久ク廣東ヲ用來リ、醫家ト雖朝鮮ノ功ヲ熟知セサリシヲ公拜賜ノ人蔘少計ヲ長崎奉行ニ遣サレ、支那人ニ見セ交易ス可キ哉否ト尋シメ玉フニ、支那人モ直ニ鑑定成難シトテ持歸リ、明年來舶ノ時多ク賒リ度由望スルニヨリ我國ノ人モ實ニ朝鮮人蔘ノ貴キ事ヲ知テ病人ニ與ヘ功ヲ奏スル事ト成レリ」と、公は御城下甲子山等到る所に其栽培を奨勵し、且つ亦其製法をも行ひ、家中は云ふ迄もなく町在とも病用の望みの者に對しては、之を頒ち與へてゐたのである。追つて文化の頃には多量に産してゐたので、仙臺や京都方面へも希望者に對しては、之を差遣してゐたのである。

十 青 物

寛政九年には横町に青物市問屋を取立て、藩より金百兩を下附して斯業の發展、町中の利便を計つてゐるのである。

〔仁政録〕

横町に而猶亦爲町益青物市問屋取立に付、御下ケ金百兩相願被仰、付須賀川并近邊より青物類買込、四九之日問屋ニおゐて賣捌毎月餘程之潤ハニ相成候事。

但、問屋彦六と申もの方ニ而利潤之分預り置、溜金ニいたし、町内難澁もの手當いたし候事。

此藩の青物專賣に依る利潤を貯蓄して、町内窮民の救済に供してゐたのである。

十一 養 魚

白河領内鯉蜆の減少するを憂ひ、寛政二年之等を其産地より取寄せ、各地の池沼等に放ち、其繁殖を圖つてゐた。

〔仁政録〕

白川ニ而は鯉蜆之類至而拂底ニ付、鯉ハ岩城邊より御取寄、御普請方并道場小路御薬園溜大沼池等御放し被遊、蜆ハ柏崎鶴川ニ有之候。川蜆御取寄仁井町細工町川邊其外へも御放させ罷成、猶亦隅田川筋業平蜆、并ニ勢田蜆杯も御取寄所々え放させ被成候事。

但、嘉永二酉春雨大州鐘沼村郷士常松收藏と申もの參宮に相越候砌及面會候處、先年御在城之砌御放させ被遊候蜆此節所々ニ出來、就中細工町仁井町川筋ハ別而澤山ニ相成、一統相歡有かたがり候旨申聞候。

是れ全く領民の副食物に不足なきやうとの深慮より出でたもので、是等後に領内に夥しく繁殖するに至つたのである。

十二 酒 造

白河藩は領内米を多く産してゐたけれども、酒造の法未だ熟達せざる爲め定信公の製封當時までは白河の酒は餘り美味でなかつた。之が爲め他藩へ輸出するなどは勿論以ての外のことであつたが、公の時に至り之が改良に志し、寛政八年會津より杜氏を新たに雇入れ、上方流の酒を造らせたのである。其後とも不斷に醸造の改良を圖つてゐたので、遂に優良なるものを出すに至り、他國へも輸出するまでに至つたのである。

「仁政録」

貳番丁 藤屋彌兵衛

右之者大阪流酒造被仰付、會津表より杜氏兩人相抱、酒造金拜借被仰付、追々出來候ニ付、爲試江戸表えも差出候事。

但、大阪流酒造出來候ニ付差上候處、格別出來方宜御上りニも相成、猶造方入念可申、猶又酒杜氏佐七え金三百疋、同眞之助え金貳百疋被下置候事。

一、杜氏兩三年も相抱、其後、彌兵衛酒造方相覺手製いたし、尤白錦、算川と申上酒出來候事。

一、寛政六寅年十月御野邊より御歸殿之節、本町大坂屋作兵衛酒造え御立寄被遊候而、酒仕込方并

しほり方等御覽被遊候ニ付、爲冥加手製之氣川一樽差上候事、

附、水車屋等え御通掛御立寄被遊春米并粉挽方等折々被遊御覽候事。

十三 鑛 山

寛政のあらゆる産業の開發、國産の取立は銅鐵等の鑛山の採掘にも手を延ばしてゐたので、寛政八年牧野内村の銅鉛山、同十一年南須釜村内の鐵山等其採掘を行つてゐるのである。

〔仁政錄〕

御領分牧野内村ニ銅山有之、金貳三拾兩ツ、度々御下ケ金有之、銅并鉛等掘出候處、其後後藤新田并牧野内村之者共申合渡世掘ニ致度之旨相願、銅并鉛を製御勘定所へ差出候へハ御買上ニ相成候事、御領分南須釜村地所ニ鐵山有之、追々金六百兩程御下ケ金有之、御勘定奉行并郷使等懸り被仰付、掘方いたし、右鐵を以同村ニ而鐵竈出來打出し候ニ付て、神田荒川屋孫兵衛中町境屋惣藏え賣捌方申付有之、尙亦在中へ貸付等も爲取計候事。

領内に銅鐵山あつて、是等如何程の國益を潤ふしてゐたのは、茲に詳細なる資料を得ないから、窺知するを得ないが、寛政九年田町在住の銅細工師林四郎と云ふ者地金井にとたん等當地高直なるを以て細工物下直なる能はざる旨を述べ、「江戸表より御買上御下ケ被下候ハ、格別下直に上り可申旨相願候ニ付、則江戸表ニ而御買上御差下し上町役所ニ而預り置、入用次第代金相納相渡候事」と請願してゐるのである。

第五章 松平定信公

一 白河侯となるまで

定信公は田安宗武の第三子で、實母は香詮院殿(山村氏)であるが、嫡室たる寶蓮院殿(近衛氏)に養はれ、十七歳の時白河藩主越中守定邦の繼嗣となる約定まり、十八歳にして安永四年藩邸に移つた。幼名を賢丸といひ、蒲柳の質であつたが、幼少より頭腦明敏で學を好み、七歳の頃より孝經を習ひ初め後ち大學などを讀んでゐた。當時の學問の師は大塚大助(名は孝綽、田安邸の臣、程朱の學を奉じ、識量あつて經濟の道にも長ず)で、公の睿智を啓發補導するに最も力あつた。

公は幼少より夙に天下に名を成さんとするの大望を抱いてゐたことは、公の自書せる「宇下人言」にも「十あまりの頃より名を代々に高くし、日本もろこしへも名聲を鳴らさむと謀りけるも、大志のやうなれともいと愚かなることわざ侍りけれ云々」といひ、著述をも此頃企てゐたので、「十あまり二つの頃より著述を好みて通俗の書など集め、大學之條下に合ふ事々をかきあつめて、人の教戒の便りにせまほしく思ひ立ちてかきけれども、古きことも覚え傳らぬ上、通俗の書は偽り多しと聞けばやめたり、云々。此頃より歌もよみたれどみな腰折れの類ひにて覺えもし傳らず、又たよる人もなければ

ば、自らよみて反故にのみしたり、云々と、十二歳の時に自教鑑と云ふ書を著はし、大塚に添削を請うてゐた。父君も痛く悦び、史記一部を與へたので、此後公は益々奮勵するに至つたのである。

詩も十一二歳の頃に作つてゐるので、其頃の作に雨後と七夕を詠せる五言絶句の詩がある。

雨 後

虹晴清夕氣。雨歇散秋陰。流水琴聲響。遠山黛色深。

七 夕

七夕雲霧散。織女渡銀河。秋風鵲橋上。今夜莫揚波。

是等を以て觀ても公は神童としての才能を發揮してゐたので、又此頃より弓、猿樂を好み、馬劍、槍術なども學んでゐたが、後ち猿樂は無益に時間を浪費するを覺り、十六歳の頃よりは之を疏んずるやうになり、二十歳の頃には絶對に廢するに至つたのである。

公は幼年の頃は病弱の爲めもあつたやうであるが、性頗る短氣で、僅かの事にも怒り易く、何事も理窟を盾に人を叱咤すると云ふ癖があつた。儒臣大塚孝綽や水野爲長は百法之が矯正に盡したので、公も深く自制する處あり、怒りを催す時には、床に索道の描いた太公望の釣する畫を掛けて、之に打向ひ其情を鎮むるに努めたと云ふ。此事を「宇下人言」にも「大塚孝綽誠に善く諫めたり。水野爲長常に諫めて日日のよしあしをいひたり。聽けばいと感じけれど、ふづくみの情に堪かたきに至る。床

に索道のかきし太公望の釣する畫を掛けて、怒りの情起れば、獨りそれに打ち向ひて、其情を鎮めけれどもたへかねたり。ひと日全く怒りの情なくしてくらしたくと思ひしかど、つゐに其頃はなかりし也。此くせも十八の歳より洗ひそぎしやうになりたるをげうなれ。全く左右の直言ありし故なるべし。」とあつて、儒臣等の直諫により公も深く自制に努め、十八歳の頃よりは全く改まるに至つたのである。世に己に克つことの困難なる百萬の敵にも比せられてゐるのであるが、公は遂に自らの修養によつて心中の賊をも征服することを得たのである。眞の英雄たるの素質は茲に於ても見られるのである。

公は十一歳の頃より既に天下の大政治家たらんとするの氣魄を有し、治國の道を究めんとするの意志を持つてゐた。宇下人言に「吾歳十あまり一つの頃より治國の道を知りたく思ひ、斯くして治めむなど様々の工夫を或はかいつけ、又は圖にしたり。今思ひ出して見れば、いとあさましきことのみにし、用にも立ち難く侍るぞかし。さればいにしへ奇童のとしたけし人人にも勝るといへるはいと有り難き用なるべし。云々」と、公は此頃青雲の志勃々たるものあり、古今東西の賢哲の書を読むことを怠らなかつた。宇下人言に「此頃書物よむ事日夜の怠りなく、人の見及びたる書は（原註、つねのたちまはる書の事也）半ばほどもよみけん。一年の内に四百卷ほどもよみたり。温公通鑑なども二たびくりかへして見侍りたり。古史逸、求言録なんと此ころ作りしかとおほえぬ。文は十あまり四つ五

つところより作りしが、元と不才なりければ、心のみにしてさせることも書出しがたし。此頃の文は初めよりよみやすきといふべき物から體裁もわかちなし。云々。古の文人行實正しかりしは少なければ、唯魏徵韓退之など花實具はりしをこそ倣ひ傳るべしとよそことに言ひける。」などとある。

公は當時諸役人の詰め居る室などを行き廻はり、種々世話物語を聴くことを常としてゐた。是れ下情を知らんとするの意より出てたもので、世子の時に非ずんば斯様な事柄は聞くことが出来ないからであつた。そして假に一場の話と雖も苟且にも聞き流しするやうなことが無かつたと云ふ。一日公は後藩書を読み、陳蕃が慨然として天下を廓清するの志ありと云ふ句に至り、感歎の餘り礪と膝を撃つたと云ふことは、公のその志す處と符合したので、千載の昔に於て其異域に同感の士あることを知つて大に勇み悦んだのである。

公は夙に若年にして大政治家たらんとするの抱負を有し、其修養も一國の君として、萬民の親としての心掛を持つてゐたのであるが、公は體質虛弱なるを以て家を繼いで國政を執るまでは壽命も如何やとの怪訝もあつたので、せめて之が志す處を著書にばかりも遺して、國家に盡したいとの意志を抱き、修身錄、政治錄などを書いてゐたのである。此事を「宇下人言」にも記して、

此頃正名考など作りしにやとおぼゆ、此頃予此家の政治月日を逐ふに隨ひ衰へゆき、人々苟且に安んじ、凶年の蓄もなく、格例立法の備もなく、唯其時々事にのみ逐はれて過るさま嘆かしく、其上

予幼き時より虛弱なりければ、中々家督とるまでは生き傳らじ、幼き時より天の下へ名を掲げてよと思ひしも露塵と消えなん事も嘆かしく傳れば、遺書と號して修身錄に身の行、父子夫婦の五倫の道又は學問の事など記し、下情其外政事の本たることくはしく著はし、政事錄といへるには、第一凶年の蓄かくのごとくしてとかき、經濟の道残りなくかさしるし、此二冊にて我心の及ぶ所博く此生の功を成してんとかき集めおきたりとある。

國本論も公が未だ世子であつた頃に、書經や詩經を讀んで、國君の境遇や、庶民の疾苦、稼穡の艱難なる状態を察知し、國君の守るべき道や、民の國の本たる所以を説き、政治の要は民をして衣食住に安んぜしむる在るを高調してゐるのである。即ち「天みづから民を治る事能はざる故に、天子をしてこれを治めしむ。云々。諸侯封内を治るは則天子の命にして、是天の命する所なり。是によりて治る職は天の職にして、治る民は其器其徳、誠に天職にたふるにあらざれば成がたし。然るに私智を用ゐて天民を虐げ、天職を空しくせば、天則其人を廢して、又さらに徳器ある人にあたふべし」といひまた「君と民とは同じ人にして、其異なる處は其徳器の上に居るべきと、其下に居るべきとを以てなり。云々。然るに人君往々おもへらく、安逸して人をつかふは君なり、勞苦して人につかはるゝは民なり、民は至ていやしくかつ愚なりと、それ君も民も同じく天の生ずる所にして、耳目口鼻身支百骸異なる。

事なし、云々」といひ、是等君民の人間として其處に變りなく、唯其區別を徳器の有無に於て認め、祖先の餘澤に因つて天職を承け、安逸して人を使ふを君と爲し、營々として勞苦に従ふ者を民と見てゐるのである。

斯ふ云ふ民本思想に基いて、國君の人民に對する政道を説き、「人君の暖衣飽食するは、是誰が功ぞや、則民の功也。民若し耕さず織らずんば、人君も亦飢寒に免かれ難し」と、民の重んずべきを説き、そして民の艱苦をも顧みずして、聚斂苛政を敢て爲すの非理非道を指摘攻撃してゐるのである。公當時未だ年若く、其論ずる處理想に走つた點も無い譯でないが、是等理路井然として、言々句句先哲の道を説いて遺憾なく、其純眞な精神に燃ゆる、蘊蓄の豊かにして、溢ふるばかりの熱誠は、滔々として其勢ひ阻止すべからざるものがある。公は當時世子とは雖も藩君となられる境遇に在りながら、斯の如く君民の事情に通じ、國家の道義に徹し而かも民本思想を抱いてゐるのであるから、公の政治を執るに至り、是等の思想は其藩政に反映し、美政の其處に現はれたる異とするに足らないのである。

公は世子の時より人情事務を察し、家中の系譜を奉らしめ、其先祖代々の功勞賢否をも究めなどしまた天明元年には江戸、白河邸内に目安箱を懸け置き、國家の爲め益ある事は封書に認め、姓名を記して、其箱へ投入すべき旨命じてゐた。是れ公は言論の路を開き、國政の澁滞稅政を防止するの一策としたもので、又直言を憚らず、下級の者と雖も、國家の利害得失に關することは、忌憚なく申出で

よと命じてゐたのである。當時封建の世と雖も、明君の下には言論の自由は確保されてゐるので、是等藩君となるの其用意周到なる驚くべきものがある。

公は安永五年六月元服し、次いで婚姻の禮が行はれてゐたが、夫人は定邦の長女で容姿艶ならざる爲め、父母共に將來の伉儷を氣遣つた程であつた。けれども公之を聞き「夫婦は人の大倫とぞ云ふなる、いかで醜美のみを以て親疎をなすべき」といひ、且つ亦親しく假名文字を以て「難波え」と云ふ一書を綴り、懇ろに女子の守るべき禮儀作法などを述べて夫人に贈つたのであつた。琴瑟相和する處あつたが、幾年を経るも子なき爲めの妾を置いたのである。併し之は公の全く多くの人と立場を異にしてゐるので、此事を「宇下人言」に記して「明の年（安永九年）初めて妾をおく。婚姻より歳重なれど子生することもなし。よつて妾をおきしが心ばへ如何ありしや、もと如何なる處に在りしや、前行のほど心元なければ、おきても二ヶ月ほどの内はそば立まはりのみ勤めて、閨中に入れしことはなかりし。彌心ばえくるしからず、前行させる事もなきにてありしかば、妾となせり。云々」とある。以て公の女性に對する態度をも知られるのである。

公は藩君として修養上必要な古來の聖人賢哲の書を繕くと共に常に立派な人物とすることを心掛けてゐたから、良友を擇ぶと云ふことにも細心の注意を拂つてゐた。公の益友として終始一貫親交を結んでゐたのは本多忠籌（彈正大弼、泉城主）である。一日定信公柳宮に在つて忠籌に向ひ、貴館に參

つて教を請はんことを話したのであつた。忠籌之を承諾したのであるが、才學を以て令名ある定信公の予が館に來たらんとするは、其目的他に非らじ、必ずや予の短所缺行を攻撃する爲めならんと思つてゐた。數日を経て定信約の如く訪ひ來たのであるが、定信公世にあらまほしきは益友なり、予深く貴下に感ずるところあり、今より深く交を結ばんとて、訪ひ來たれるなり。」と云つたので、事の案外なのに驚き且つは悦び、其後親交を深く結んだと云ふのである。此事公の「宇下人言」にも書いてゐるので。

「何時のころにか本多彈正少弼忠籌朝臣勇偉高邁にして眞に英雄たることをしりて登營のころ君が館へ行きなんといふ。忠籌朝臣打聞て何の事かはしらねども、來給はゞ逢ひ傳うむと約して其期日に至り往きておもと人打拂ひ扱世には信友と云へるもの少くこそ、君の風彩感じ思ふことあれば、今より交り傳るべしと固く約しぬ。忠籌朝臣も案に相違して喜び給へり。其時も信友と云ふからは、たとへ互に心にいむともよしあし面折していふべきと約しぬ。予が天明三の冬より政をとりて大なる罪戾もなく過したるは忠籌朝臣の庇蔭也。是より予も人に逢ひては忠籌朝臣を稱したりければ、彌よ名聲高く聲え傳りける。予多く交れども忠籌朝臣の如き人はなしといふべきほど也。云々とある。

忠籌は卒直にして識見高邁、毫も時弊に囚らはるゝことなく、自信のある處に向つて斷々乎として進み、冗費を省き、貧民を救済し、文武を奨勵するなど藩政を整革する上に極めて見るべきものあつたので、定信は當代屈指の賢侯と稱し、定信は幕府の老中となつた時には忠籌を擧げて若年寄と爲し、共に力を協せ幕政即ち寛政の改革を行つてゐた。公は又古來よりの偉人とか明君の事蹟とか言行録の如きものを好んで讀み、之を抄録して座右の銘とし、自分も其賢哲の例に學ばんとしてゐたのである。公は諸賢侯の中にも會津藩主保科正之と米澤藩主上杉治憲の治蹟を大に賞讃し、之を學ばんとしてゐたのである。

白河侯戒諭にも保科正之の民政を評して「社會を立、租税を寛くし、糶糴の法を制し、訟を殖に至ては人倫に本つき、事情を察し、監使を書して、封内を修業せしめ、下の情の上に達す、凶年の防をなし、不忠不義の者を罰し、孝子順孫を旌し、租をゆるし、窮して歸する所なきものを賑し、旅客病あれば則是を救ふ。未だかつて壹人の餓莩あらず。家に十五條の家訓を示して子孫に遺す。さればこそ將軍家綱公を補佐し奉らる。其徳に堪たりと謂へし」と、公の政治は正之を其模範とせんとしてゐたのであつた。次に米澤老侯治憲の治蹟を評しては「能ク下ヲ憐ミ、政道宜ヲ得タルヲ以テ賞セラレ共老侯ノ放逸ニシテ民苦ヲ願シサルヲ罪セラレ、一賞一罰共當ヲ失ヒ玉ハサル故諸侯始テ畏レ謹ミ言行ヲモ檢東シ、人君ノ道ヲ學フ心モ興起セリ」と是等の賢侯や仁君の行蹟は、公の政治を行ふ上に貴重なる其參考資料となつてゐたので、茲に上下萬民の謳歌する美政が現はるゝに至つたのも決して偶

然でないのである。

公は斯の如く凡て世間に對する知識を有し、萬端に涉つて氣が着いてゐたのであるから、家臣の者共も唯だ自分の思ふ儘の自由勝手が出來なかつた。安永年間公未だ世子の時に將軍家の日光東照宮へ參詣の擧あつた際、公は父に代つて其警護の任を帯びて下つたのである。此時藩士に弓術の士で岡本某とて剛直にして木訥なる田舎武士の典型とも云ふ者あつた。一日定信公に謁して、後ち人に向つて「かのワロ（土地の訛）は尋常一様のワロには非ず、公等の將來が思ひ遣らるゝ」と語つたと云ふことが傳へられてゐるが、此言不遜に似てゐるけれども、よく主君の人と爲りを洞破せるものと云ふことが出来る。襲封後藩政を執るに當つても、決して家老等にのみ一任してゐず、殊に凶饑水難火災等の非常時に際しては、公自ら陣頭に立つて其救濟方を指揮すると云ふ状態であつた。

二 藩政の釐革

定信公は天明三年二十六歳にして白河藩を襲いだのであるが、此時は東北は未曾有の大凶作と云ふ際で、而かも松平家は從來財政不如意を告げてゐるのに尙更に農作物の收穫殆んど皆無の状態となつてゐたのであるから、藩の困窮も其處に思ひ遣られるものがあつた。此凶年に公が襲封したのであるから、或人は「殿は不運の時に家を繼ぎ給ふかな」と云つたのに、公は自若として「否な、かゝる非常時にこそ人心も自ら一新するなり、予の志す處を行ふには、かゝる凶年こそ不幸中の幸なり」と答へたと云ふ處に公の自信の在る處が仄めいてゐた。

公は元來蒲柳の質であつたが、精神が之と反對で剛健にして敢爲の氣象に富んでゐた。夫人は其勇に過ぐるを諫めてゐた位であつたと云ふ。けれども公侍臣に向ひ、「予幸にして稍健やかになりたれど、人生五十は到底望むべからず。蓋し四十年よりは長かるまじさか、されば其以前に人のなすほどのことは成し畢へて人間の本分を盡した」と語つてゐたと云ふ。公は如何なる大難事に遭遇しても毫も狼狽周章する處なく、滔々水の流るゝが如く之を處斷解決して行くと云ふ處、素よりその天質の非凡なるにも因るであらうが、是れ公の平素の修養の能く到り盡せる結果と云はなければならぬ。公の襲封の歳は實に公の之が試金石となつてゐたのである。

公は年に豊凶ある猶天に陰晴あるが如く驚くべきことに非ずとして、先づ機宜の處置を執ることに最善の方策をめぐらし、先づ老臣等に對し質素儉約の要を説き、之を一番に及ぼすには、先づ身自ら之を實行せざるべからむとして、率先して身邊の諸費を節約し、衣服をば木綿を着し、食事は朝夕一汁一菜と云ふ粗略を行ひ、初入部の其簡素な出立は全く其範を國民に示したものであるが、其他萬事之に準據して簡略が行はれてゐた。家中や町村に對しても此際及ぶ丈の儉約が勵行されてゐること云ふ迄もないのである。

此儉約の勵行と共に窮民救済にも頗る徹底してゐるので、領内一人と雖も餓死者を出さざるやうと令し、役人をして町村の其實情を調査せしめ、窮村や窮民へは極力其救済に最善を盡してゐた。藩庫の貯蓄は勿論、農商の富豪を説いて米金を醸出せしめ、尙ほ足らざるは他國より米等を買求め之が救済に資し、一方米價の高騰を防ぎ、暴利を貪る奸商等を取締つてゐた。凶作の翌年は其春に於て一層困難するものなりとて、江戸より稗糞スマ挽割麥緋昆布等の食料品を買求め、之を領内の貧困者に救恤してゐた。又飢饉後は疾疫流行するものなれば其豫防の爲め灸せよとて、多量の艾を賜はり、更に疫病流行の兆あつたので、祈禱札などを頒與してゐる。或は亦凶作の翌年は苗さへ乏しきものなりとて、水田苗代を作つて其不足の村々へ之を與へてゐたのである。家中へも凶作には普通俸祿が減ぜらるゝ例となつてゐるが、公の時には御手元並に諸役所の費を節約して、俸祿は全く賜つてゐたと云ふ

其他租税を全免し、從來の借財を半分は無償還とし、半分は五年賦返納としてゐるのである。是等貧困者に對する救恤行届いてゐたので、領内一人の餓死者も出さざるに至つたので、領民の共仁政に感泣する者尠くなかつたのである。

公の政治の其最も生命とする處は理財と云ふ處に自覺を置いてゐたので、經濟の道立つて凡ての事成ると云ふ信條の下に、公の白河藩に於ける最大使命は、一國の經濟の確立、其貨殖の道を樹てるにあつた。茲に公の全精力が傾注されてゐるのである。公は一方に消極的立場から社會政策的施設を行つて貧富の協調を圖つてゐる處もあるが、他方積極的に産業政策となつて現はれ、公の時に至つて白河藩は各種の産業が興起してゐる。公は先づ領内處々の原野の開墾を行ふと共に空地には諸木を植ゑることに努めてゐた。公の天明頃には領内の諸山伐採されて樹木其影を薄くしてゐたが、公の時に至つて其繁榮策が講ぜられ、役人を新に取立て之が保護に任ずると共に盛んに諸木の植栽が行はれてゐた。

當時公に依つて植ゑられた樹木は、杉、樺、柏、檜、榧、栗、櫟、楢、唐松、男松、姫松、榿、胡桃、桐、ダモノ木、みつまた、楮、桑、漆、枳、柿、楓、櫻、梅、桃、竹、柳、茶等で、是等は他國より其苗木を取寄せ、或は種苗を培養するなどして、之が植栽を行はせてゐたのである。又公は暴風の爲めに田圃を荒廢に導くやうな場所や街道筋等其防備保護の爲めの並木なども植ゑてゐたのであ

る。是等寛政十一年までの植栽本數凡そ八十二萬餘本といひ、其後とも苗木を培養してゐるのであるから、連續植栽が行はれてゐたのである。文化頃には是等の樹木も成木してゐたので、此頃到的所密林現はれ、同六年の大火の際には、其罹災民に八千本の木材を下附されたと云ふ。そして城下附近の山々も樹木無かつたので、不自由をしてゐたが此頃は鬱林を爲してゐたので、貧民なども薪を取るに事缺くやうなことは無くなつたと云ふ。

從來白河藩は國産としては米以外には殆んど無かつたが、公の時代となつて、あらゆる國産の樹立を企て、他國より教師を招いて、領内に之が扶植を圖つてゐた。織物、綿坐、染物、塗物、陶器、鑄物、蠟燭、製紙、酒造、煙草坐、藥草、朝鮮人參等其著しきもので、織物は織坐役所を設けて、役人を置き、小祿の妻女をして之に従事せしめてゐた。塗物にも塗物役所を置き、會津より教師を雇つて之を傳授せしめ、矢張り貧民に之を習はせ、其活計の一助としてゐたのである。又馬市、青物市場の取立て、孟宗竹、八幡竹、生姜、薩摩芋、館多葉粉等の種を播き、宇治より茶の製造を傳授せしめ、蠶表の種を植付け、紫根、富貴、紅花、藍等の栽培其他鯉蜆の魚貝の養成、銅鐵山の採掘、焰硝の製造等は國産の扶植を圖れる枚舉に遑ない程である。

公の襲封以後の革新政治は財政經濟産業の上に著しい新事實が現はれてゐるが、藩舊來の格例に觸るゝことは何分避けてゐた。けれども事重要なものに對しては先例と雖も、之を改廢するに躊躇しな

かつた。公は凶作の爲め歸城してゐた際は、専ら救荒の事に頭腦を費されてゐたのであるが、先代の老臣や寺院の老僧などを召出され、凶作時に對する種々の物語などを聽かるゝことがあつた。或時老僧の公より先代の老臣の第に臨まれた例ありやとの問ひに對し、其家々に御成と唱へ響應せる記録ある旨を言上したので、公それを一覽の上、是は餘りに鄭重なる設けなりとて、其記録を返へすと共に御城と唱るは將軍家に對し憚るべきことなりと告げたと云ふ。其後公明日野外に行くとして行厨の用意を命じ、途中是より服部半藏宅に寄るとて、同家を訪づれたのであるが、突然の此舉に半藏周章して意外の御成感佩に堪へずと謝し、如何なる響應を奉らんと痛く當惑の態であつたが、公先代各家に立寄の記録を一覽せるに、前以て沙汰せば先格を因襲し、凶歲の餘上下の艱苦未だ復せざるに無益の設けあつては本意に非ずと告げたのであつた。そして決して響應などの心配は無用なり、唯だ打解けて談話をせられよ、主人が家老の第に來たるに何ぞ互に相飾るの要やある、と話したと云ふことである。

次に公は家中諸法度の内家中の面々に文武忠信とあるのを忠孝と改め、酒三盃に不可過とあるのを過酒して士道を不可失と二ヶ所を改めてゐた。又刑律は人の生死に係はる重大事なれば深く意を用ひ笞杖の刑は是迄行はれなかつたが、罪の輕重に因つて杖數を定め、鳥目一貫文を與へて其地を逐拂ひ又村市の者共には逐拂の刑を止め、眉毛を剃り或は剃髮せしめて家に置くべしと令し、尙又入牢の者從飯のみを與へ置きしを、鹽噌をも與ふべしと命じてゐたのである。

公は深く民政に意を注いでゐたので、單に凶作時に於ける窮民救済のみでなく、平時に於ても白河に歸城毎に狩獵等に藉口して領内の實情を探ることを怠らなかつた。そして境遇に恵まれざる村とか、貧民に對しては、種々の救済策を講じてゐるのである。公の社會事業として其著しきものを擧ぐれば、産兒の保護獎勵、質物奉公の解除、老齡失業者の保護救済等である。

産兒の保護獎勵としては、當時貧民は子を産んでも養ふことが出来ない爲め、嬰兒を殺害すると云ふ惡風が流行してゐたが、公深く之を人道の罪惡と爲し、且つ國家繁榮の上からも甚だ面白からざるものであつたから、之が絶滅を企圖し、教諭を發して其矯正に努むると共に子供五人以上を養育した者には、其賞として米一俵宛を賜ふことにしたのであつたが、容易に改まる處が無かつたので、後更に初産を置いて二人目より赤子養育費として金壹兩宛を給與することとし、犯した者に對しては嚴罰に處すると云ふ制度を立てゝゐたのである。是等漸次改まるに至つたので、寛政四年には、藩内の人口天明五年に比し三千五百餘人増加してゐたので、公之を見て大に満足する處あつた。

藩中窮民の高利を借りて困難する者や、質物奉公とて貧民の金を借受け其子女を奉公に出し、一度此約成立すれば、容易に償ひ難きに至り、一生浮ぶ瀬なき状態となつてゐたが是等に對しては、藩の貯蓄等より其資金を出し、無利子又は低利の金を貸與して年賦返還の法を以て之が解除に努めてゐた。又貧して婦を娶ることの出来ない者に對しては金を貸與して之を爲さしめ、失業者や浮浪人をば

或は土木工事などを起し、或は職業を與へて救済に盡してゐるのである。次に又老齡者を傷はり、町村の賤き者に至つては、老いたる者を養ふ道も知らず、人の道に缺く者もあらんとて、九十歳以上の者には農庶男女に限らず、其生活一人扶持を給與して、長者を敬するの道を教へてゐたのである。其他廢疾不具者に對して之が救済の道を立てゝゐるのである。

公は極めて親孝行で、毎朝御用達といふ役人を以て御機嫌を伺はしめ、御用達の戻れば、必ず次の間まで謹んで其容子を伺ふと云ふ状態であつた。父君久しく中風を患ひ、醫藥に心を盡してゐたが、病も快癒に赴いたので、同道登城したのであつたが、父君の草履が見えなくなつたので、如何なる譯かと前後を見合せてゐた時、公は懷より新たな草履を出して進められたと云ふ。又公は一身上の儉約は嚴に之を行つてゐたが、父君に對しては毫までも省略のことなく、花見の肩輿、月見の舟行を始め、何事も意に隨ひ、顧慮なきやうにと心を盡し、奥表とも年久しく勤め馴れた者を命じて、聊かも衰老の心を不安ならしむること無かつたと云ふ。

公は學問は幼少より好まれてゐたので、日夜寢食を忘れて書を読んでゐた程である。學は和漢を兼ね其造詣深く、又諸流の兵學をも究め、火術、弓術、馬術など其奥義に達してゐたのである。されば公は襲封の時より藩内に學問の緩かせにすべからざるを知り、國家の柱石ともなるべき爲政者は、片時も道理に暗くしては、到底政務を處理して行くこと出來ざると爲し、公率先して文學武術を勉め、

又諸生をして是等に從はしめてゐたとは雖ど、當時は凶作時に於ける救荒に忙殺されて思ふやうに其志を實現することが出来なかつたが、寛政三年會津町二番町に從來の學問所を擴張して、一の學館を經營し、名つけて立教館と稱してゐた。

公自ら額字を書し、會業、素讀、習字、算數、容儀の各局に分ち、其職員には、學校奉行、教授、學頭、學校目付(學校目付の兩役は後ち文化四年關役となり、以後月番執政の内にて學校を兼務せり)句讀師等を置き、男子十一歳以上の者は皆入學すべき旨を令してゐた。そして學問の大趣意を公自ら書して學校に之を備へ置き毎年開講の日に學頭より之を捧讀せしめてゐたのである。

武藝の稽古所も其傍に造建し、各師範を置き、諸生の業に長じた者より頭取世話役等を命じ、十五歳以上の者をして入門せしめ、文武共性質により遲速あらば、其旨を申出でよと命じてゐた。公殖政の餘暇には屢々學校に臨み、教授學頭に其教育の趣旨を論すを常とし、諸生の講釋素讀等を聞かせられ、又武場は一局毎に巡覽し、其技術を看視されてゐたのである。そして文武共其成績の優秀なる者に對しては、夫々賞賜を以て是等獎勵してゐたのである。

是等白河藩は定信公襲封するに至つて、從來不如意勝ちであつた財政は立直り、國産は興起して經濟の道立ち、文教漸く普及されるに至つて藩風全く一新するに至つたのである。されば四民悉く公の仁政を徳とし、領民の中には、公を生きながらの神として尊崇し、或は種々の意思表示を以て其徳恩

に酬いるあり、又文政六年次代の藩主定永の桑名移封の臺命あつた時には、領内の大庄屋共連署して先代より高恩に感じ、其仁政の事蹟を碑文に刻して永久に記念として遺し度いと云ふ請願なども現はるゝに至つたのである。是等定信公の白河藩に施行した美政は單に領内の人民に止どまらず、天下の耳目を聳動せる處となつて、當時幕府は田沼以來の秕政によつて行き悩んでゐた際であつたから、公の如き賢明才腕の在る人物を要する大旱に雲霓を望むが如きものがあつた。遂に三家並に諸侯の承受する處となり、定信公は擧げられて幕府の執政となり、所謂寛政の改革政治となつて現はれたのである。之を要するに白河藩に於て公の行つた政治は幕政の縮圖であると同時に、公の自藩に施した政治の更に擴大したものは、實に幕府の政治となつて現はれてゐるのである。

三幕府の執政

徳川時代の經濟狀態を窺ふに、其初期に於ては古來の慣習を維持して質實剛健の風があつたが、泰平其年を重ぬるに従ひ、元祿頃からは、一度文化的向上と共に華奢淫逸の風潮現はれ、國民の生活得度も高くなると共に財政も著しく膨脹して來た。それが八代將軍吉宗の時に至つて、再び祖法傳來の勤儉尙武の思想を復活し、緊縮政治を行ひ、百事改まる處あつたが、家重、家治時代となつて田沼意次大に用ひられ、遂に執政となり、其子意知また參政となるに及び、父子權要の地に並び立ち、茲に明和安永の所謂田沼時代を現出するに至つたのである。

時人稱して「田沼の威勢には飛ぶ鳥も落ちぬべし」と噂するに至つて、彼等父子は世に何事も能はざるものはないと云ふ不遜な態度を示し、上將軍を侮り、下萬民を愚弄して、獨り權勢を頼み放肆亂行到らざるなかつた。此頃田沼に贈物をせば如何なる奸曲をも行ふことが出來ると云ふのが、當時の人々の心理狀態となつてゐたので、役人等の諂媚媚附を以て一身の榮達を謀る者多く現はれ、上の好む處下之よりも甚して、此頃諸役人の間に賄賂は公々行はれてゐたのである。定信公の「宇下人言」にも當時の賄賂の亂行されてゐた狀態を「老中へ賄賂銅具おびたゞしき、是亦云ふ計りなかりけり」といひ、また「其賄賂と云ふはまことに公行したる事にて、金子など袖にして贈るなどは昔の事也。」

近來は小箆筒又は火鉢又は三所物などといひて、皆黄金を贈る也。其外田沼の別業造ると聞けば争ひて木石を贈り、月見などいへば、萬石以上共臺の物など様々に工夫して贈る也。いづれも金銀をちりばめぬ。其外甚しきに至りては、何役に進みたらば、其年の役料を贈るべしなど云ふもあり。廉耻地を拂ひたると謂はん乎、歎かはしき有様也」といひ、田沼の邸には當時賄賂の贈物は山の如く積んであり、それが半ば大奥へ流れ込んでゐたと云ふのも無根でなかつたと思はれる。

茲に少しく田沼の政治を窺ふに、吉宗の時には萬事實素儉約を本旨とせる消極政策を行つてゐたのであるが、田沼は新税を課して外國貿易を盛んにし、以て國家の膨脹發展を企圖すると云ふ積極政策を執つてゐた。けれどもそれが放漫政治となつて、吉宗以來充實した幕府の倉廩は悉く空毛を告げ、役吏に節操觀念が失はれて、賄賂が公行せられ、上下一度輕佻浮薄の相現はれて、猥本など世に歡迎され、また私娼跋扈し、風紀大に紊れたのである。是等の風潮は獨り幕府のみでなく、各藩悉く現はれてゐたので、明和安永は天下の諸大名皆何づれも財政的に最も難澁を告げてゐた時である。茲に於て國民怨嗟の聲漸く現はれ、意次の老中となつた歳は即ち明和九年であつたので、「めいわく」の年なりなど冗言する者が現はれたのである。

尤も田沼時代には天災地變も頻々として起つてゐたので、安永元年は江戸に大火あり、延焼三日に及び焼死する者も多く出たのであつた。又同年間は諸國に洪水、大風、疫病なども頻に起つて此歳が

打續いてゐたのである。殊に天明三年以後は連年凶作續いてゐるので、米價は不法に暴騰し、京都にては米一石の價銀二百三十目、江戸は米一石三百目餘と云ふ状態であつたので、窮民共は到る所に蜂起し、三都は云ふ迄もなく城下々に幾千人の貧民は期せずして群集し、米商富豪の家を襲うて破壊行動に移つてゐた。是等の暴民は後には悪化して盜賊と化し、米金を奪取すると云ふ亂暴狼藉が現はれてゐたのである。幕府も是等に對しては御奉行を出馬せしめ、先手組を發して暴民を捕へしめ、一方に米金を賑給し、關東郡代に命じて米を府下に運ばしめて漸く事無きを得たのである。

斯う云ふ状態であつたから、國民の新政を翹望する甚だ急なるものがあつた。將軍家齊は之が改革を企圖してゐたとは雖ども、其人を得ざる爲め奈うすることも出来なかつた。然るに白河藩主定信公は學徳勝れ、英明の聞え高く、白河藩に於ける治績に鑑み、政治財政に拔群の才腕を有し、而かも御三卿の生れで、且亦八代將軍の孫であると云ふ處から、衆議一致の推薦を受けて、田沼の後の執政となり、其老中の上坐に置かれたのである。茲に於て定信天下の樞機を握り、身命を幕政に捧げ、拮据經營すること六年、將に傾かんとした幕府を興し、弛廢其度を失つた綱紀を收拾し、天下の諸侯萬民をして其安泰に置くことを得たので、其功や實に甚大なのである。

定信公は幕府より擧げられて老中となつたのは天明七年で、公は自領に臨んだ主義信條を以て幕政にも對してゐた其の施政の方針は公の自記にも見える如く、四代將軍家綱の補佐に當つた保科正之のことが出来る。其全文に、

施政と八代將軍吉宗の施政を其模範としてゐたので、何處までも穩健着實質素儉約を本旨として、田沼父子の行つた放漫政策に對する其改革政治として、茲に當然消極主義となつて現はれなければならぬ。公は天下の信望を一身に受けて幕政を執るに當り、身命を賭する覺悟を以て天下萬民の救済に當つてゐたかは、同八年本所吉禰院の本尊に一通の願文を納めて祈誓を籠めてゐた事實に依つても知ることが出来る。其全文に、

天明八年正月、松平越中守定信、一命を懸け奉り、心願仕候。當年米穀融通宜く格別の高直に無之下々難儀仕らず、安堵靜謐仕り、並に金穀御融通宜しく、御威信、御仁惠下々に行届候様に、趣中守一命は勿論の事、妻子の一命にも懸け奉り候て、必死に心願奉り候事。右條々相調はず、下々困窮し、御威信御仁德行届かず、人々懈怠仕候儀に御坐候はゞ、只今の内に私死去仕候様に願奉り候。生きながらへ候ても、中興の功出来仕らず、汚名を相流し候よりは、只今の英功を養家の幸、並に一時の忠に仕候へば、死仕候方却て忠孝叶不候儀と存ぜられ候。右の仕合に付、御憐愍を以て金穀融通は下々困窮に及ばず、御威信、御仁惠行き届き、忠孝全く成願の儀、偏に心願奉り候。敬白。

とあつて、此赤誠を吐露した心願こそは實に公の幕府に於ける革新政治其物であつた。公は先づ此新政治を行ふ途上に於て急務なのは、人材の登用で、田沼以來の諂佞阿諛の徒を退けて、賢人實直の士を選ぶにあつたから、此時平時公の信賴してゐる忠籌、松平信明、同乗定等の諸侯を抜いては要路

に置き、相協力して改革政治に當つたのである。

新政治の使命は田沼時代の國力に副はざる財政的不權衡な膨脹を緊縮ならしめ、國民生活の安泰ならしむる健全な財政状態に引戻すことに最大任務が置かれてあつたから、天下一般上下の費用を削減して餘裕を作ること、即ち質素儉約を第一に行ふことにあつた。此財政救濟を行ふ期間に於ては、新事業を起したり、新税を設けることは絶対禁物とされてゐたので、茲に定信公の消極的財政々策は徹底せざるを得ない。田沼父子が威權を擅にしてゐた頃は天下の事物一として華美ならざるはなく、其驕奢遙に元祿時代を凌駕したと云ひ、之が爲めに徳川幕府は收拾すべからざる財政の危急に瀕したのであるから、其後を承けて立つた定信公は、之が救濟策として嚴重な儉約を行はなければならなかつた。先づ公は天下に此儉約を令する前に自ら其範を示さなければならぬとして、當時夏期であつたが、登城の時には晒しの染帷子に津戻子の肩衣を着け、松枝平の袴を穿つと云ふ状態であつた。之を見て同僚の人々も自ら慚づる處あつて、何づれも質素な服装が用ひられるに至つたと云ふ。更に同僚の申合せ規則を立て、嚴重に衣服贈答等の事を誡め、次いで萬石以下の士人に百事省略の令を發し、又天下に令して衣食住の制限を行つたのである。

儉約令は年と共に益々嚴を加へてゐるが、其一例として、公事に用ふる文書の料紙封筒なども蠱惡なるものを選びしめ、農商などの婦女子の衣服には織物縫物を禁じ、能装束の華美なるを誡め、高價なる菓子相成らす等々微細に涉つて其節約が行はれてゐた。此頃儉約令が頻々として發せられてゐたので、之を見る者迷惑とする者すら現はれてゐたのである。公は又幕府自ら儉約を行はざれば、天下に令するも行はれずとて、同僚水野忠友(出羽守)と共に勝手掛となつて、財政の事を管理し、大奥にも儉約すべき者を達したのである。

後房に對しては從來執政の者は畏れ憚つて、其冗費あるも之を省くことが出來ず、無力となつてゐたもので、田沼の如きは大奥と結託することによつて、其威勢甚だ熾んなものがあつた。然るに定信公は之にまで手を染めたのは公の、全く英斷と云ふべきであらう。されば大奥に力ある女官大崎某は意次と深く結び、陰謀を企てたこともあつた。之が發覺して、大崎は放逐せられ、大奥の者大に憤つて一同暇を請はんとし、事態甚だ穩かならざるものがあつた。定信公之を聞いて「奥女中は武士と稍異なり、一身を差出して専ら主の爲にするには非ず、暇を願ふ者には許しませんが、されど一同に事を謀るは即ち徒黨にて、徒黨は天下の大禁なり、大奥の者それを忘れしか」と大に後房の跳梁を挫いたのである。けれども容易に屈する色なく、大奥に用ふる文箱には之を捧れて歩むも尙ほ席に垂ると云ふ眞紅の紐がある。定信戯れに其の長きに過ぎると話した時、老女屈せず、此紐の長きは是れ徳川の御代の長久を壽ぎしものなるに、之を短くせんとは何事ぞと却つて反駁的態度に出たのである。

田沼以來の賄賂の惡風は因襲を爲してゐて、定信公執政となつてからも、老中の歡心を買ふ爲めに

之を行はんとする者があつた。儉約令を發して間もなく某侯定信公に百金の臺の物を贈つたので、公は之に對し百五十金の物を以て酬いて諷意を寓したこともある。初めの中は定信公の之を禁ずるは體面を粧へる爲めならんとして、公に密に贈る者があつたが、公は清廉潔白水の流るゝが如くで、是等を悉く謝絶してゐたので、諸侯の間の贈物は漸時影を秘そむるに至つたのである。

定信公は禮記の王制に「國無九年之蓄曰不足。無六年之蓄曰急。無三年之蓄曰國非其國也」とあるを摘記して、備荒制の必要を夙より痛感してゐたので、自領に於ても天明の凶作後之を實施してゐたが、幕府の執政となつても、公の新政の中儉約と共に最も重要な部分を爲してゐた。將軍吉村の時に諸大名に令して、備米の儀仰付けられたこともあるが、定信公は將軍に上下非常の決心を以て節約を行ひ、財貨を貯蓄することの急務を説き、又寛政二年諸侯及旗本の采邑ある者に令して、五ヶ年收穫一萬石に付五十石の割合を以て穀を貯蓄せしめ、以て此年の備へと爲さしめた。幕府亦向柳原に倉庫を築いて穀を蓄へてゐたが、是は明治五年に至り、之を賣却して七十五萬圓を得たと云はれてゐる。

旗下の士人の中廩米を受けて生活する者は皆藏宿に依ることになつてゐた。藏宿はまた札差ともいひ、旗下の廩米受取方より賣買に至るまで一切受負へるものにて、實に旗下の士の經濟を司る者であつた。然るに困窮者は豫め受取るべき俸祿を抵當とし、其藏宿より金を借る者數く、藏宿は之に乗じ

て奸計をめぐらす者が多くあつた。されば利に利を重ね、負債は年々増加して困窮する者が多く出たのである。公は如何に士氣の刷新、文武の道を勵ますと雖も、かゝる状態にあつては、如何ともすることが出来ないで、茲に其負債償却法として、英斷を以て六年以前の負債は皆之を棄損せしめ、六年以内のものは利子を低くし、年賦にして償還せしめ、且つ將來の貸借には金壹兩に付銀六分の利子と爲すことを定めたのであつた。

次に公は市中に町會所と云ふ物を設置してゐた。寛政三年公市中に令して五年間の町費を書き出さしめ、其の一ヶ年の平均を見、向後は其幾分を節減すべしと命じ、其減じた額の中一分を以て町内の臨時の費用に充て、其二分を以て地主の利益とし、残る七分を以て其町の積立金としたのであつた。幕府よりも兩度に亘る之が下附金あつて、町年寄をして之を保管せしめてゐた。また勘定所の御用達せる商人をして會所に入らせしめ、其金を運轉せしめてゐたのである。其目的は鰥寡孤獨の者とか、貧民救恤の爲に使用されるもので、當時市民は其便益なるを悦んでゐたのである。此事「宇下人言」に記して、

其より柳原に會所又は叔藏建ち、老て子無く妻夫なき頼、幼くして便る方なきものなど、いひ出でたらば、渡し貸せとてふれば、一日に廿人三四十人今に絶へず出侍りぬ。此會所へをさまる金世には十萬兩も年々納まると云ふ也。嘗に二三萬也。後々思ひ當りて欣び僞らんは予が計らひし

内にも深川、本所の水塚、此社會、町々の火除地などは時々思ひ當ることあるべしとある。

公は是等の外に社會風教の上にも一大廓清を行つてゐるので、公娼以外の私娼は享保の改革によつて一時其影を秘そめたのであるが、田沼時代の放漫政治は茲に奢侈淫靡の風潮を醸成し、世は再び享保前の社會に戻つてゐたのである。五月雨草紙にも「天明の頃はけころ比丘尼出合茶屋杯とで、遊女町々にあらざるなし、併も何れも繁昌して、御番士など明ヶ番には、犬手外に到れば、槍挾箱等は東ねて手拭に絞り、供に任せて家に歸らしめ、主人は何れも遊女屋へ通ひし事にて、其頃吉原へ行は敢て包み隠す事にもあらず。途中同役などに逢ひても今は何の處へ參るなど、互に公然と話し合たてよし云々」とある。

定信公は是等の私娼に對して嚴重に取締ると共に武士の宴遊、音曲を禁じ、無宿無頼の徒は悉く之を捕へて火附盜賊改役長谷川平歳の議を容れ、石川島に人足寄場を作つて、此處に留置き、三年間勞働せしめ後之に三年間の勞銀を給し、放つて正業に就かしめたと云ふ。又輕罪犯人に對しては出獄後引受人なき者は、矢張り此處に投じ、仕事に取付くべき資本を得せしめて解放してゐたのである。定信公の改革政治は其功を奏し、治蹟大に見るべきものあつたが、公の嚴肅なる消極政治は一方に不景氣を招來し、不平の聲上下に起るに及んで、寛政六年公遂に職を辭すに至つたのである。當時落

首に、

白河の清きけうをもすみかねて

もとの濁りの田沼こひしき

など現はれ、また時人定信公を評して儉約の餘り吝嗇なりなどと譏る者すらあつた。公は旗下の士の俳諧、揚弓、演劇其他遊興に耽るを誡め、文武の講習を奨励したので、蜀山人は、

世の中にかほとうるさきものはなし

ぶんぶといふてよるもねられず

と云ふやうな諷歌なども現はれてゐたのである。

尙ほ公は消極主義の下に對外貿易を制し、長崎より銀銅の流出を恐れ、蘭船の入港を年一艘と制限してゐた。又安房の嶺岡に牧場を開き白牛三頭を飼ひ、七十餘頭に上らしめ、牛乳を搾つて、牛酪を製造させなどし、是れ明治の先覺を爲してゐるものであるが、次に又司馬江滿と永田善吉を窃に和蘭に遣はし、油繪及銅版の術を究めさせてゐたことなど、慧眼甚だ凡ならざるものがある。

定信公は幕閣を辭してから、白河に歸城し、藩政に盡してゐたが、文化五年改仕してからは、樂翁と號して、江戸築地浴恩園に櫻梅等の花木を栽培し悠々自適の生活を送つてゐた。併し公は此際に於ても極めて質素で春の花、秋の紅葉に文人墨客を招いで詩歌に風流を樂むと云ふことがあつても、其

費用を御手元より辨する位で、酒は到來に任せ、又は肴は干魚鹽物と云ふやうな有様であつた。公は老年に至つても剛健の風を失はず、幼少より和歌文學の道にも親しんでゐたけれども、文弱に流るゝことは無かつた。浴恩園には運動の設備などをしてゐて、公子等の水練の稽古を爲さしめ、體力の發達などを圖つてゐたと云ふ。公は體質虛弱であつた爲め四五十の壽命は殆んど覺束なしと云ひ、而かも幼少より日夜讀書を愛し、青年となつては繁劇な政治に殆んど寸暇なき有様であつたが、公の業績悉く其成果を結び、文政十二年七十二歳の天壽を完うして此世を逝つたのである。

第六章 松平定信公の一生

一 定信公の政治經濟

定信公が老中になつたのは天明七年六月央ば時に歳三十であつた。彼の田沼時代の後を承繼いで政務を執り其の在職七年間定信公は極めて缺點の少ない人で又往く處として可ならざるなしと云ふ優れた人である。然かも政治家としての公は勇斷に富んでゐた。人事の事、國防、外交等の問題に就ても常に事情を究めて置き適切な行きかたをしてゐた。國民思想の指導方針として異學の禁令を發して非難された事もあるが、これは社會秩序維持上より當時思想界の統一を必要として企てたのであらう。或は種々なる機會に皇室の尊崇を明徴にし、經濟發展の立場より負債整理の方法を設定して旗本土族の生活の困窮を救済し、農民保護愛撫の趣旨より殖産興業に努め、民衆生活の基礎確立上儉約を獎勵し士氣興奮の策として漸次退歩の武藝を勵し、風俗の頹廢を矯正し物價の調節を圖つてゐるが、茲には經濟史的觀察點より定信公の實行した諸政の蹟を記する事にする。

公が老中になつてから田沼の後を承けて政治經濟の實行に頗る困難を極め、之を切抜ける爲に日夜非常な苦心をされてゐる。而して公の儒臣である廣瀬典の書いた羽林源公傳(公の傳記)と云ふ記録に

は其のときの状況に就き左の如き意味のことが記してある。

是より先き田沼侯が執政の時に、天下の風儀が弛むだことは言葉に絶して居る。倉庫は空虚になり連年飢饉が續き、米價の高きことは古今未曾有であつて、京大阪では一石の米が銀二百三十匁（米一俵の價が十二兩弱）江戸では一石の米の價が三百匁を越えて居た。それでも賣り米が不足を告げるから、金を持つて居つても買ふ術もなく、遂に窮民大に集り三都は勿論、國々の民期せずして同じ頃より打壊はしを行つて、五百人千人の人が集つて、富豪の家に押し掛け、家屋を破り、米、金を奪つて撒き散らし家財を勝手に井戸、河などに打込み、初めの内は少しも食るところがなかつたけれども中頃より盜賊のやうになつて掠奪を始めた。此の時に當つて賢明なる政治家が出るのでなかつたならば、人心を悦服せしむることは到底出来ないといふ御評定で、是まで餘り御役などの無かつた御家の我公へ執政を命ぜられたのである。

定信公が此の危急の場合を切抜ける爲の苦心の現はれとし天明八年正月二日付で本所吉祥院歡喜天に捧げた願文の要點は「米穀融通宜く格別の高値無之下々難儀不仕安堵靜謐仕偏に金穀は融通宜しく御威信御仁惠下々え行届き候様」に御願を致しますと云ふのである。定信公は政治家ではあるが又學者として其學和漢に通じ我國古今を通じ有數な讀書家である。従つて公の書かれた著書は可なり多種類に亘つてゐる。就中公は經濟部門に於ては其見識普通政治家の持つ通り一遍の常識理論ではなく、

學術に其根底を置いてゐた政治、經濟、法律、殖産、興業等其の往く處として可ならざるなきは學問が深淵であつたからである。内でも經濟思想の現はれた著書は少くない。依つて此の關係の公の著書として茲に政語、物價論、庶有編の三つを擧げて説明して見る。

政語は公が天明八年の夏書いたもので老中に就職されて直後の事である。物價論は寛政元年の秋に書き是は就職三年の後である。庶有編は其著述年代は明かでないが而し在職中の執筆と思はれる。而して政語に於て論じてゐる經濟問題は種々あるが、其の内最も力を注いだと云はるゝは貯蓄論で、全篇十三則に別れ其の第三則に「國を豊にし富力を厚くすることを論ず」と題して、「今日太平百餘年にして奢侈が次第に長じ、富力は日々に薄く困窮日々に甚しく、詐欺が日々に生ずる」詰り太平が續いて奢侈慾望が發達して需要が多くなつて、供給が之に伴はず、物價は騰貴し、其結果收支の算盤が取れなくなつて、貧乏になつて來ると、貧の盜み、窮すれば亂するの習ひであつて、自ら不道徳になつて悪い事をする。そこで風俗いつとなく衰へ、國情日々に繁くして、廉耻の心がなくなり、さうして世間が悪くなつた、之を如何うして救つたらよいかといへば、螻蟻さへ冬の食物を貯ふる、堂々たる千乗の君にして螻蟻の爲に笑はるゝやうに、貯蓄の必要に氣が付かぬのであらうかといはれて居るのだ。さうして第七則の「大禮の道を論ず」といふ章に於て「財政々策の根本は何であるかといへば禮である。古へ聖人の國を始め給ふ禮より先なるはなし、禮は其の國に生ずる所の財に由て萬物の疎

通を制す」

茲に所謂禮とは規律節制の意で、收支の調節を圖らんとする意味に解してゐる。此の原則を破れば人民の生活が成立たない。人民が衣食に窮すれば國家が衰亡する。其所で如何なる方法で貯蓄をすればよいかと第九則「廣く貯蓄を設くる事を論ず」と題する項で常平倉、義倉、廣惠倉、社會と云ふ事を列擧してゐる。常平倉とは市場の米穀の價の安い時に之を買上げて倉の中に貯藏し置き、其の價の高くなつたときに之を安く民間に賣出してやる、此の如くすれば之を需要する人民が程宜い値で米を求むることが出来る。義倉とは毎年秋米の取入のときに家々から米麥を一定の量を出させ、村長が之を監督して共同の倉に貯藏し、凶作飢饉の年の準備をして置く、之は役人の手にかげずに農家の共同事業で任意に行動する制度である。又廣惠倉とは民間の田地が何事かあつて沒收されたときに政府が之を賣拂つてゐたのを改正して賣却を廢止し、其の田地を政府の所有となし夫れを適當の人々に耕させて之れから穫つた米を貯へて置き、老幼貧病に遭つて誰れも養ふものゝない人達を救助し、又凶作飢饉の場合には其の倉の米を出して救つてやる、廣き惠であると云ふので廣惠倉と名稱したものである。社會と云ふのは其組織は大體常平倉を少し詳しくしたやうなものである。以上の各種制度は古代支那の漢、隋、宋等の時代に實施された前例のあるものであると云ふてゐる。次に「物價論」と題する著述に就て考察すると、物價の高低に對する一流の卓見を理論的に述べてゐる。

近頃物價は何故に此の如く高くなるのであらうか、是れは何の時代にも變りのない問題であるが、現代でも同様な事で、先づ第一諸税の高いのも有力な原因をしてゐる。之も一つの考へ方には相違ないが、而し夫ればかりではない、夫れに對し定信公は物價の騰貴の原因は歸する所次の三項に止まると云ふてゐる。而して其の三つは結局一つに止まると述べてゐる。

而して其の高くなる道理は様々あるが、詰り歸する所は金銀錢の位を失ひたると、造る者多からず費す者多きこと、人の氣分の慣れること、此の三つの根源を釋ねれば奢侈の一つに歸するといふて居られる。言ひ換へて見ると、物價騰貴の第一原因は金貨銀貨錢貨、其の交換歩合が變動した爲めといふのである。第二は物の需要が多くなつて其供給が不足である。即ち消費者が多くして生産者が少いためであるといふのである。第三は物價の高いことに世間一般の心持が慣れて、神經が麻痺して仕舞つたゝめであるといふのである。而して其の三つを並べて置いて、根本を一つに纏めて見ると、其の根本原因は人間の心理的原因にあると究明してゐる。それは奢侈的慾望が發達したといふ所から皆出て来る。彼るが故に根本原因は人々の心持の中にある。其心持から出て来て、それから種々の條件が出て來るといふのである。

定信公と同時代に歐羅巴ではアダムスミスが出て、初めて經濟學と云ふ一つの分科が組織された頃で、物價の需給關係を學術的に其の原則を考案されたときである。而かも時を同ふして我が國に於て